

平成27年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の委員会付託

第 5 議案第 1 号～議案第 18 号

提案～審議

出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久夫
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成27年11月30日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

早いもので、ことしもあと1カ月となりました。経ヶ岳も雪景色になり、本格的な寒さと忙しさを迎える季節になりました。

今議会は、条例改正や陳情、請願が多く、深く論議が必要かと思ひます。

それでは、ただいまから、平成27年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、小坂泰夫議員、3番、山崎文直議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成27年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、議案が18件であります。請願・陳情は、請願が3件、陳情が4件提出されております。

会期は、本日11月30日から12月11日までの12日間として、この間で12月1日から8日までを休会といたします。

なお、今回は、即決を要する議案はありませんので、全て最終日の討論、採決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成27年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

早いもので、ことしもあと1カ月を残すのみとなりました。本村においては、大きな災害もなく現在に至っておりますことは、ありがたいことであります。

ことしも、各地で豪雨災害が発生いたしました。6月には、梅雨前線の活動により、九州地方で大きな災害が発生し、9月には、記憶に新しいところでありますが、関東・東北豪雨災害により、茨城県では堤防が決壊し、甚大な被害が発生しました。

これらの状況を受け、気象庁では、11月19日から、これまで行っていた緊急地震速報及び津波警報のメール配信に加え、大雨や暴風、大雪や噴火などに関する特別警報についても、エリア内メールにより配信することとなりました。これにより、情報を得やすい環境が整備されてきたことはありがたいことであります。また、毎年各地で災害が発生しており、防災意識の高揚をさらに図っていかねばならないと感じておるところであります。

さて、最初に経済状況であります。

既に報道されておりますが、先日公表されました7月から9月期までのGDPの速報値では、物価変動を除く実質で前期比0.2%の減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は0.8%の減、2四半期連続のマイナスとなりました。中国経済の減速懸念などを背景に、企業の設備投資が低迷し、個人消費の回復も鈍く、景気は足踏み状態が続いているとされております。

こうした状況下で、内閣府の10月の月例経済報告では、景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いていると発表されております。また、上場企業の2016年3月期の純利益総額の予想が23兆円を超え、2年連続で過去最高を更新する見通しとなったことが報道されましたが、中国経済の減速を背景に、利益が前年実績を割り込む企業がふえており、最高益更新には不透明感も強まっているとされております。

県内の状況であります。長野経済研究所の発表では、10月から12月は、製造業が米国向けの底がたい需要に支えられる一方、中国の景気減速の影響に加え、設備投資についても政策効果の一巡などもあり、新規受注が頭打ちするとの慎重な見方の企業が多いとのことで、不透明感は拭えないところであります。

地元金融機関が公表しております伊那谷の経済状況であります。伊那公共職業安定所の管内の有効求人倍率が1.2倍となっており、改善が見られております。また、最近の状況でも、よかったとする企業は全体の19%で、前回の14.1%から改善

し、3期ぶりに明るさが見えたとされています。しかし、全国的な先行き不透明感を踏まえますと、今後の動向に注視していく必要があります。

こうした経済状況の中で、本村の税収の見込みではありますが、前年同期の収入額と比較してみますと、緩やかな景気回復もあり、法人税の増額など、堅調に推移しております。最終的には21億円を上回るものと期待をしておるところであります。

一方、TPP交渉に関しまして大きな動きがありました。アメリカで開かれていた閣僚会合において、大筋合意が得られたの内容が10月6日に新聞報道され、その内容が明らかになってまいりました。安倍首相は、世界最大の自由貿易圏が誕生したとし、成長戦略の切り札として位置づけていますが、その内容を見ますと、農業の重要5品目で約3割の関税が撤廃されるなど、我が村におきましても、畜産や果樹関係に大きな影響が出る懸念があります。

政府は、11月25日、TPP総合対策本部の会合を開き、総合的なTPP関連政策大綱を決定したと報道されております。その内容は、国際協力の強い農業を目指すとする一方、米や畜産など重要5品目の経営安定対策を中心に、守りの施策が盛り込まれているとされており、米につきましては、輸入拡大に対する措置として、政府備蓄米の枠を拡大し、米価を下支えするとされております。この国の農業生産と国土保全を担っているのは、その多くが家族経営や兼業農家であり、中山間地域の零細農家であるという実態を踏まえた、適切な農業施策を望むところであります。

さて、9月定例会以降、さまざまな行事が行われ、各地区では、区民祭、文化祭が行われました。地域の活力を実感する時期でもありました。私も、お招きをいただき、時間の許す限り参加させていただきましたが、この元気と活力が本村の発展につながっているものと感じたところでもあります。

村でも、10月30日から11月1日にかけて、村民センターで村文化祭を開催いたしました。村民の皆様方からは、さまざまな出展があり、昨年より400点ほど増加しております。また、村民センターホールでのステージ発表では、42団体の方に参加していただきました。また、多くの来場者があり、文化の秋にふさわしい文化祭となったところでもあります。御協力いただきました皆様にお礼を申し上げるところであります。

また、10月には、第10回の節目となるイルミネーションフェスティバルが開催されました。村内外から多くの皆さんにおいでをいただき、また各テレビ局からの取材もあり、村の一大イベントとして定着をいたしました。村の魅力を発信するイベントとして、さらに充実させ、継続していきたいと考えております。

10月17日には、大芝高原、味工房前で農産物フェアを開催いたしました。天候に恵まれたこともあり、新鮮な農産物を求め、村内外から大勢の人が訪れ、大変な賑わいでありました。また、同日、村育樹祭も開催をいたしました。村民約100人の参加により、みんなの森の下草刈りを中心に作業を行っていただきました。

このほかには、10月9日には、上伊那郡市の育樹祭がみんなの森で行われ、村内

外から約300人が参加し、除伐や緑の少年団によるセラピーロードへのウッドチップの散布が行われ、山林の整備が進んだところであります。

続きまして、今年度の重点事業状況につきまして申し上げます。

初めに、主な事業の進捗状況であります。人口増加に伴う重点施策であります中部保育園及び西部保育園の増改築や久保防災拠点施設につきましては、工事着工し、予定どおり工事が進んでおります。

懸案事項でありました南原住宅団地の焼却灰撤去につきましても、一工区の工事が9月下旬から始まり、現在のところ順調に進んでおります。間もなく処分先での無害化の実証実験が行われ、問題がなければ本格的な撤去を進めていく予定でおります。工事完了につきましては、平成29年度になる見込みでありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

地区計画事業につきましても、計画的に工事を進めており、11月の区長会におきまして進捗状況を報告させていただきました。

来年度工事予定の仮称こども館につきましても、近日中に設計業者を決定する予定であります。

ソフト事業につきましても、計画的に進めておりますので、特に問題はないものと判断をしておるところであります。

村の第5次総合計画につきましては、10月1日にむらづくり委員会から答申をいただきまして、議員の皆様からの御意見をいただきながら、庁内での検討を進め、今年度中に決定をしております。

地方創生に伴う村総合戦略につきましても、10月5日にむらづくり委員会から答申をいただき、議員からも御意見をいただく中で、10月末に計画決定し、国へ報告いたしました。これにより、先日、先行型上乗せ交付金の交付決定がありましたので、鋭意事業を進めてまいります。

次に、平成17年度から取り組んでまいりました運動あそび事業であります。こととして11年目を迎え、10月3日に運動あそび10周年イベントを開催いたしました。講演や発表、親子で行う運動あそびなど、131世帯300人の親子が参加し、盛大にイベントを行うことができました。この運動あそびは、現在の子供たちの心と体の発達に大いに役立っていると言われておりますので、今後も積極的に取り組んでまいります。

続きまして、保育園の状況であります。

本年度末での入園予定者は697名で、昨年度末より40名ほどふえる見込みであります。平成28年度の入園希望調査結果では、707人の希望がありました。毎年年度途中の転入や3歳未満児の入園希望があることから、さらに増加すると予想しております。保育園につきましても、いよいよ700人時代、こんな時代に入ってきたところであります。

こうしたことを受けまして、西部保育園、中部保育園の園児室と給食室の増改築

を行っておるところであります。工事につきましては、申しあげましたとおり、順調に進んでおるところであります。給食室につきましては年内に完成する予定でありますので、検査をした上で引き渡しを受け、来年1月から新しい給食室を使用する予定であります。その後、現在の給食室を改築し、予定どおり工事が完了できるものと思っておるところであります。

次に、伊那中央病院の関係であります。

介護保険法の医療系サービスの事業者として訪問看護事業に携わっておりますが、在宅医療を希望する方々も年々増加し、訪問看護ステーションのニーズが高まっている状況であります。このようなことから、利用者の皆さんが24時間安心して最適な医療サービスを受けられる体制を整えるため、10月1日から、伊那中央病院訪問看護ステーションが開設されました。従来の看護内容に加えまして、リハビリステーションや緩和ケア、医師の指示による医療措置を加え、事業内容の充実が図られたところでもあります。

次に、都市計画の見直しについて申し上げます。

都市計画は、昭和53年に策定され、約40年が経過しようとしております。村では、生活道路の整備が先行して行われ、都市計画道路は国道153号伊那バイパスや県道伊那インター線、村道6号線などの整備で、その整備率は、計画延長に対しまして約14%となっております。全国的には人口減少時代となり、整備計画が進まない都市計画道路は見直す傾向にあります。村でも、本年度と来年度の2カ年で都市計画を見直すこととし、コンサルタント業務を委託しました。できる限り短時間で方針を決定し、見直しができるよう取り組んでまいります。

県道伊那北殿線の下河原クランク改良事業であります。計画で示された緩やかなS字型の動線形について、より直線的な道路線形にできないかを要望してまいりました。下河原橋の北の道路をより天竜川の堤防寄りに回す形で、カーブを緩やかにする道路線形とすることで天竜川上流河川事務所や伊那土地改良区などの機関との協議は整いましたので、用地測量を行い、事業実施にかかってまいります。

また、南信地域の物づくり人材育成を目的に、南信工科短期大学の建設が行われており、来年4月開校となっております。入学試験や募集も始まり、期待も大きいところであります。これにより、村内の教育環境が、またさらに充実をしてきたことは大変ありがたいことでもあります。

いよいよ雪のシーズンとなっております。ことしは、日本列島への北からの寒気の入り込みが弱く、太平洋側低気圧の影響による大雪が予想されており、心配をされるおところでもあります。

平成25年度豪雨災害の反省から、豪雪時には県道吹上北殿線と村道3号線及び村道6号線が、県と村の相互除雪協定により、相互に協力して除雪を行い、また県は、国道153号線と国道361号及び県道伊那インター線と春日街道、村は、緊急確保路線として大型農道を除雪優先路線として、村道105号線を他の道路に優先して除雪し、

また除雪に当たっては、警察と連携し、通行どめ等の通行規制により、効率よく除雪を行い、近隣市町村を結ぶ基幹道路による自動車交通ネットワークを確保することといたしました。

村で除雪ができないその他の生活道路や歩道、区と区を結ぶ生活道路などは、まっくん除雪隊を中心に、住民の皆様の協力で行う除雪をお願いしたいと考えております。昨年からは、まっくん除雪隊をリーダーとする地域の除雪が充実するよう、12地区が参加して、まっくん除雪連絡協議会を立ち上げました。協議会では、区と区の間での道路除雪が途切れないよう調整することなど、地域住民の交通確保に取り組み、村は活動を支援し、区などと協力しながら除雪に取り組んでまいります。

続いて、教育関係の状況であります。

生涯学習施設建設の伴う中学校隣接用地の確保につきましては、近日中に調印する運びとなりました。現在、来年度発注に向け、詳細設計を進めているところであります。

また、中学校体育館天井落下防止工事、大芝高原プール駐車場設置工事など、年度内完成に向け、現在事業を進めております。

特に、来年建設予定の仮称こども館につきましては、12月中には、審査会を経て、設計業者を決定する予定であります。南箕輪版ネウボラを取り入れた複数の機能を備えることで、子育て支援の拠点として整備をしてみたいと考えております。

また、先日、職員研修として、KOA株式会社の向山会長をお招きし、地域創生と地域に対する思いと題し、講演をお聞きしました。この中で、KOAの前進であります興亜工業所を設立した背景には、この地域に働く場を確保し、この地で生活していけるようにしたいとの思いがあったこと。そして、この企業を精神を忘れないように、今でも感謝祭を開催し、従業員や地域の皆さんを含め、その思いを新たにしていることの話がありました。また、家庭にも、地域にも、そして企業にも、それぞれ家風、風土、社風があり、この風を大切にしていかなければいけないとのことでありました。大変有意義な話であったと思っております。

今、地方創生として、新たな発想や先駆的な取り組みが求められておりますが、この村の歴史や風土を大切に、その上に立った地方創生に取り組んでいかなければならないと強く感じたところであります。

これから、新年度の予算編成の時期となってまいります。人口増加対応に一定のめどをつける予算としながら、住民生活を守り、地域の活性化が図れるような予算となるよう編成ができればと思っております。また、そうした編成にしていかなければならないと考えておるところであります。

また、11月22日に交通死亡事故が発生し、交通死亡事故ゼロの日が1,211日で途切れてしまい、残念なことであります。今後、死亡事故が発生しないよう、安協とも取り組んでまいります。そして、安心・安全な村づくり、地域づくりに努めていきたいと考えておるところであります。

本定例会に提出しました議案は18議案であります。全議案お認めをいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。12日間、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年8月分から平成27年10月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願3件、陳情4件です。

会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の制定を踏まえ、村税にかかわる申告書等に個人番号または法人番号を加えるほか、地方税法の改正に伴い、村たばこ税の税率の特例の廃止など、所要の整備を行うため、村税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 南箕輪村税条例の一部改正について細部説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定を踏まえまして、村税にかかわる申告書等に個人番号または法人番号を加えるとともに、地方税法の改正に伴う村たばこ税の税率の特例の段階的廃止、その他関係法令の改正に伴います所要の改正等を行うものであります。

新旧対照表により細部説明を申し上げますので、新旧対照表の11ページをごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。

改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、第23条ですが、法人税法におきまして、外国法人等に対する課税判断の

もととなります恒久的施設、外国法人の国内における支店、工場などですが、この恒久的施設について、その定義が明確になされたので、法人村民税におきましても、恒久的施設にかかわる規定を法人事業税と同様とするための措置であります。

次に、その下の第33条ですが、平成27年度税制改正により、所得税において、国外転出時課税制度が創設されました。この制度は、税金がかかるのが日本に比べて少ない国へ移住して、そこで売却益を得ることにより、課税逃れを防止するために創設されたものであります。住民税については、出国した年のうちに生じた所得に対して、個人住民税が課税されないことから、ただし書きとして、個人住民税所得割の課税標準の計算においては、所得税法の計算の例によらないものとするものです。

次に、11ページから12ページの第36条の2の改正ですが、番号法施行に伴い、村民税の申告において法人番号の規定を整備したものです。

次に、その下の第36条の3の3の改正ですが、個人住民税にかかわる公的年金者の扶養親族の申告書において算出をしております所得税法が改正されたことにより、項ずれが生じたため、該当部分を改正するものです。

その下、第51条の村民税の減免、飛びまして15ページの第71条、固定資産税の減免、続きまして、17ページの第89条、軽自動車税の減免、18ページの第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、19ページの第139条の3、特別土地保有税の減免の改正につきましては、それぞれの村税減免申請については、減免申請の申請期限を現行の納期限前7日から納期限までに延長することで、納税者の利便性の向上を図るとともに、申請書に個人番号または法人番号の記載を求めるものであります。

お戻りをいただきまして、13ページ、中ほどの第63条の2、区分所有にかかわる家屋の補正の申し出、ついで、14ページの第63条の3、共有土地にかかわる固定資産税額の案分の申し出、飛んで、15ページ一番下から16ページの第74条、住宅用地の申告、同じく16ページの第74条の2、被災住宅用地の申告であります。これらの申告書の提出に当たっては、申告書へ個人番号または法人番号の記載をお願いするものです。

おめくりをいただきまして、19ページの第91条の改正は、文言の修正であります。

次に、20ページの第149条、入湯税にかかわる特別徴収義務者の経営申告の改正ですが、これも申告に当たって、申告書に個人番号または法人番号の記載をお願いするものです。

次に、21ページからの附則の改正であります。第4条の納期限の延長にかかわる延滞金の特例では、中ほどのアンダーライン箇所でありますけれども、この条文で算出をしております法人税法に改正がありまして、条ずれが生じたことによる改正であります。

次の22ページから25ページまで続きます。新築住宅に対する固定資産税の減額の

規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第10条の3の改正ですが、それぞれ各項に該当する申告をする場合においては、提出する申告書等に個人番号または法人番号の記載をお願いするものです。

次に、25ページの1番下の行であります。たばこ税の税率の特例の改正であります。これは、平成27年度税制改正におきまして、税率が一般の紙巻きたばこの2分の1となっております旧3級品の紙巻きたばこの特例税率を、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間において、激変緩和の観点から、段階的に引き上げることによって廃止することになりました。このため、第16条の2の規定を削除するものです。

次に、26ページ、東日本大震災にかかわる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の第22条ですが、これも番号法の施行にあわせまして、申告書を提出する際には、申告書に個人番号または法人番号の記載をお願いするものです。

最後に、改め文の3ページをお願いします。

中段に記載してあります附則の第1条、施行期日ですが、番号法に関するものと個人住民税所得割に関するものは平成28年1月1日から、字句の修正部分につきましては公布の日から、参照法令の変更に伴う改正、減免申請の提出期限の変更ににかかわりますもの及びたばこ税の特例廃止に関するものは平成28年4月1日から、それぞれ施行となります。

また、説明は省略させていただきますが、3ページの第2条以降におきまして、この条例改正に伴います各税目の経過措置と、たばこ税の特例廃止の段階的引き上げに伴います字句の読みかえを定めております。

以上、今回の村税条例の一部改正の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今度、個人ナンバーということで、税に関することについての今、規定、条例改正をしたわけでありましてけれども。うちは11月19日に来ましたが、だんだん村の中にも、番号を今配達しているわけでありましてけれども、ニュースで聞きますと、大きな市では、何千というような、役場へ戻ってくるというような例も出ております。うちの村では、どのような配付状況になっているのか、つかんでいたらお知らせ願いたいと思います。

今ここで、この規定をするわけでありまして、これから、どんどんナンバーを提示されるという場面が出てくると思います。そのことについては、やっぱり私たち自身でもちょっと抵抗があるように思うんですけれども、特に、高齢の方や、なかなかそこら辺が理解できていない方がまだいるというのではないかと思います。

1 回村報でお知らせはしてありますけれども、どうしてもナンバーが必要なもの、出さなくていいものとか、いろいろのところはつきりわかるような、ちょっと文章を村民にお知らせする必要があると思うんですけれども、その点、2点お願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） まず、通知カードの発送の状況でございます。

これ、伊那郵便局からの情報ということですが、今月、先々週の週末から一応来月の3日ごろまでに発送が完了見込みということですが、状況によっては、若干この時期が延びる可能性もあるということ、確定的ではないということでございます。

また、現在のところは、村内での返戻というものは今のところ出ていないといった状況でございます。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 番号法にかかわるマイナンバーカード等の取り扱いについて、これまでも広報等で何回か特集を組んでお知らせはしてまいりました。今回、実際にお手元に届いたことで、総務課のほうにも順次問い合わせ等があります。その辺も踏まえながら、どんな内容をお知らせしていくのか、効果的かということをもたまたま庁内で考えながら、広報等でまたお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、今後、地方創生に取り組むための企画部門の充実及び人口増加に対応した福祉サービスの充実のため、新たな課を設置するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

ただいま村長の提案理由にありましたが、国では、人口減少時代を見据え、地方

創生に取り組んでおります。地方自治体においても、新たな取り組みが求められており、本村においても総合戦略を策定いたしましたので、今後の事業推進を見据え、企画部門の充実を図るため、現在の総務課から企画部門を独立させ、新たな課を設置することといたします。

また、人口の増加に伴い、福祉サービスのニーズが多様化し、事業量もふえてまいりましたので、現在の住民福祉課を分割し、より充実した福祉サービスの提供が行えるようにするものであります。

それでは、議案書3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第2条、課の設置におきまして、第2号として、地域づくり推進課を追加いたします。また、改正前第3号の住民福祉課を改正後の第4号住民環境課及び第5号健康福祉課に分割するものであります。

2ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものといたします。

また、課名の変更に伴う関係する条例の一部改正といたしまして、南箕輪村予防接種健康被害調査委員会条例第6条中、住民福祉課を健康福祉課に改正するものであります。

以上、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

特に、住民環境課と健康福祉課ということで、一番役場の窓口のところ住民に接する部分が、本当に今、いろんな幅広い範囲を扱うようになっていきますし、特に、健康福祉課については、これからもますます重要などころになってくると思います。その点で、二つに分けて、しっかりとそれぞれの部門で対応できるようにすることはいいことだというふうに思います。

一つ、特に健康福祉課でありますけれども、住民からの相談がとても多い窓口だというふうに思います。その対応が、実は、村民の中から、こういうことで行ったけれども、思うような対応をされなかったというようなことが何件かありまして、やっぱり一番顔になるところでありますので、その対応についてはきちんとした指導と、やっぱりしっかりとした体制、職員の体制も含めて、しっかりとしたものにしていきたいと思っております。その点、一つだけお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 課の設置条例の変更をお願いするものであります。

質問の福祉関係の課、二つに分けるわけでありまして、住民サービスの充実をさせていきたいということでありまして、職員体制につきましても、定数条例の中で、増員等も含めて検討はしてまいります。また、職員におきましても、親切な対応がで

きるよう、そんな督励をしてまいりたいと思っておりますし、そのことが一番基本になってまいりますので、できるだけ親切に対応できる、すぐ対応できる、そういった体制づくりに努めてまいります。そういったことを踏まえての課の変更であります。そんな点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

今度、課がふえるわけでありまして、現在、きょう、本会議にも、ひな壇に各課長さんたちがお並びでございますけれども、新たにまた課長もふえるというようなことで、今、庁内を見回したところ、今までの庁内の体制は、どちらかというところ、年功序列で、切れ間ないといえますか、そういう形になってきているわけで、一人一人が果たしてその適任者かと言われると、ちょっと難しい場面もあるのではないかなと心配をすることがあります。係長も数多くいるわけですが、同じ係長であっても、非常にレベルの高いところと、それからそうでないところと、そういう問題が生じていると思います。そういう中で、それらのことをこれからどう捉えていくのか、その辺について、これからお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、村長、冒頭の御挨拶の中で、南箕輪版ネウボラという言葉、最近、村長のお話の中にネウボラという言葉が頻繁に出てまいります。これは、以前も全協で説明もあって、どういう意味なのかということで、多少の説明もありましたが、これ、フィンランドの言葉だそうでありまして、妊娠から、それから就学するまで、1人の保健師がずっと相談に乗っていくという、非常に長い年月のそういうもので、既にフィンランドでは1920年代からこれがスタートして、非常に効果を上げていると。

日本国内におきましても、先進地で特筆されるのは、千葉県の浦安とか、それから東京の世田谷、それから三重県では名張市、そして埼玉県では和光市という、非常に財政豊かなところが比較的こういう問題に取り組んで、国におきましても、2015年度内に全国に150程度の市町村でこれをまとめてもらいたいと、進めてもらいたいと、こういう国の方針もあるようであります。村長は、立場上、非常に上伊那郡でも今一番古いと言いますか、ベテランの首長となって、そういう、国へ行く、または県へ行く、そういったところで非常にそういう情報に接する場面が非常にふえてきて、先進的な取り組みということで、本村が長年進めてまいりました、特に唐木村政になってから進めてまいりました子育て日本一と、こういう中にもこれが合致するというところで、村長も、最近事あるごとにネウボラという、この南箕輪村版ということなんですが、これをこの新しい課でやるには、どこの課が属してくるのか、また、そのための人材はどう育てていくのか、その辺についてお聞かせをい

ただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人材等々の御質問をいただきました。

人材につきましては、それぞれ能力差があるという部分というのは、確かにそういう面もあろうかと思えます。そういった能力差をどう縮めていくのか。これは、研修を積み重ねることによって解消をしていかなければならないというふうに思っておるところであります。あらゆる研修の機会を通じて、職員の能力アップにつなげてまいりたいと。また、同時に、県へも来年も研修に出す予定であります。1回国へ出しましたけれども、国へも出す、そういったことも考えていくことも必要なというふうに思っておるところであります。

年功序列の部分につきましては、若干そういう部分もあろうかと思えますけれども、そういった研修をすることによる能力差、できるだけ解消をしてまいりたいなというふうに考えておりますし、人間というのは、その職につきますと、やはりそれなりの仕事という部分というのは出てくるんじゃないかと、そういうことを期待もしておるところであります。同時に、係長を含め、それ以下の職員、どうレベルアップをしていくのか、このことも本当に重要なことでもありますので、常に研修機会というのはふやしていきたいというふうに思っておるところであります。

それから、ネウボラの話が出ました。私も、よく最近はするようになったところでもあります。

やはり、本村の場合の特徴というのは、若い皆さんが多いという、この特徴をどう生かしていくか。県等々の話の中でも、やはり南箕輪はそういった部分に力を入れる、このことが一番特徴ではないかというようなお話もいただいております。私の基本的な施策の一つとして、子育てというものに力を入れたきたところでもありますので、その総仕上げといいますか、そんなことで考えておるところでございます。

このネウボラをどこの課でどうという話、あるいは人材どうするのかということでもあります。これは、これから検討させていただきたいというふうに思っております。子育て、一貫してやっていく、このことに意義があるんだろうというふうに思っています。また、人材というのにも必要になってまいります。特に保健師というのが、本村の場合には余り少なくはありませんけれども、そういった保健師の役割というのが重要になってまいります。来年4月からも1人採用しますけれども、そういった状況を踏まえまして、さらにどういう体制が組めるのかということ、これから十分検討をしてみたいと思います。

全国150というようなお話もありましたし、情報収集というのは本当に大事になってまいりますので、その点はアンテナを高くしながら、情報収集しながら、南箕輪版ネウボラがスムーズに発足できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 村長の冒頭の御挨拶の中にも、こども館の設計等も順調に進んで、業者も決まるのではないかと、こういうお話もいただいたところではありますが、これはハード事業というよりも、4億5,000万程度の予算措置がされるわけですが、ハード事業というより、これは、ネウボラにしても、それから一貫した子育ての施策にしても、最大のソフト事業だと私は思うんです。その場で、いろいろな複合的な事業を行っていくというようなことで、その辺についても今からしっかり体制を整えて、どういうことが必要なのか、そういったこともしていくべきだろうと。来年度の予算編成も12月からスタートするわけでありまして、そういう予算編成に絡めて、そういった予算的なもの、人材的なもの、そういったことが当然必要になってくると思いますが、その辺についても、仮称こども館とあわせて、村長のお考えをお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 南箕輪版ネウボラを実施していくためには、やはりこども館中心になろうかというふうに思います。今、議員御指摘のように、この施設につきましては、やはりハード事業というよりもソフト事業という捉え方を私自身もしておるところであります。

今、このこども館建設に向けて、また南箕輪版ネウボラの組織的にどうしたらいいかということのを庁内で検討を始めたところでもあります。やっぱり、そういった検討結果を踏まえながら、将来を見据えていきたいなというふうに思っておるところであります。

また、こども館、4億5,000万というお話がありました。全協でも御説明申し上げましたけれども、これ、本当に厳しい予算であります。これ、周辺整備を含めると、1億ぐらいはオーバーするのかな、もうちょっとオーバーするのかなという、こんなことで考えておるわけでもあります。当初からそういう話をして大変申しわけないところでもありますけれども、できるだけそういったことのできる施設に私はしていくべきだと、していきたいと思っておりますので、その辺の予算づけは、4億5,000万にとらわれることなくやっていきたいというふうに考えておるところであります。その辺はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思っております。

これが軌道に乗ることによって、県下一若い村、本当に若い皆さんの多い、出生者数の多い村でありますので、そういったことをスムーズにすることによって、地方創生の一環としての役割が果たせるんじゃないかという、そういうふうにしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 1 番、加藤であります。

課の設置が二つふえるということで、庁舎へ来た村民、住民の皆さんが、わかりやすい課の業務の内容、またそういうものがわかりやすいような設置を、ホールを、もう少し来た皆さんに、一番先、自分の行こうとする目的の課の位置と業務内容というようなことを、わかりやすく掲示していただきたいと思います。ちょっと大きいところへ行きますと、総合案内というような形では人員配置していますけれど、そこまでする必要はないけれども、来庁者がわかりやすく、自分の希望する課等に行けるようお願いしたいところではありますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） できるだけわかりやすい配置等々ということであります。

いずれにしろ、課がふえても、現状の庁舎、これ、変えるわけにまいませんので、その中で、どういう配置ができるのかというのをこれから検討してまいります。できるだけわかりやすい配置にできればというふうに思っておるところであります。案内板をどう設置していくのか、この辺も検討の要素になろうというふうに思っております。

いつときありました総合案内を置くということは、これはちょっと人間的な問題でできませんし、やってみましたが、余り効果がなかったのかなという、こんな思いもしておるところでありますので、できるだけ、いろんな看板でやっていたらというふうに思いますし、また庁舎内、明るい雰囲気をつくっていくということも必要でありますので、その辺を含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第3号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正

する法律が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正されましたので、関係条例に所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 議案第3号の細部説明を申し上げます。

地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正され、これに伴いまして、非常勤、消防団員等に係る損害補償の基準を定める制令に所要の改正が行われました。また、同様に、地方公務員等の共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

それでは、議案書9ページをごらんいただき、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条であります。南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。

附則第5条、これは他の法律による納付との調整においては、政令の改正に伴う文言の整理を行っております。第1項から24ページの第6項にかけまして、年金たる損害補償及び休業補償につきまして、今後、新規裁定される場合は、厚生年金が支給されることとなります。そのため、公務上の災害に係る年金が支給される場合には、従来の調整率と異なる調整率を用いることと政令が改正されたので、それにあわせ、それぞれの表に、公務上の災害にかかわるものを追加しまして、調整率を整理にあわせ改正するものであります。

次に、24ページをごらんいただきまして、第2条といたしまして、南箕輪村職員の再任用に関する条例の一部改正を行います。地方公務員等の共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、附則第2条中、地方公務員等共済組合法を厚生年金保険法に改めるものであります。

7ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものとします。また、経過措置といたしまして、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金及び休業補償につきましては、なお従前の例によることといたしまして、また適用日前からこの条例の施行の日前日までの間に支給されました旧条例による年金は、新条例による年金の内払いとみなすことを規定しております。

以上、議案第3号の細部説明といたします。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この議案第3号の中に、消防団員の部分が入ってまいりますが、現在、どこの市町村でも同じような傾向かと思いますが、本村の場合も、実際の団員数と、それから稼働する団員数と、その誤差が生じております。そういったことを、この議案の中身そのものとは直接リンクしないと思いますが、今後、いわゆる、俗に言う幽霊団員、そういったものに対して、村として今後どう対応していくのか。その辺をもっと明確に打ち出していくべきだというふうに私自身は消防委員会等でも思っておりますが、その辺について見解をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 今御指摘のありました、いわゆる幽霊団員の扱いであります。実は、消防団員に対する報酬等も、源泉徴収をして払っていかねばならないという状況になってまいりまして、ことし4月から、実際の消防団員の定数の中には幽霊団員は含まないように、各団の中で精査をしていただきました。ですので、現在報告してあります各団の団員数につきましては、幽霊団員はいないということで整理をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の施行に伴い、平成28年1月1日から交付されます個人番号カードにつきまして、印鑑登録証の機能を持たせることを新たに追加し規定するものと、個人番号カードへの移行により、住民カードの新たな交付及び再交付ができなくなることから、住民カードに対応する条文の文言の整理等をするため改正するものであります。

また、関連しまして、既に印鑑登録証として交付されています住民カード等の継続利用を可能とする経過措置につきまして、本条例の附則において規定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第4号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、番号法の施行によりまして交付されます個人番号カードにつきまして、印鑑登録証の機能を持たせることや、個人番号カードへの移行により、住民カードの交付ができなくなるといったことに対応するために、関係する条文の文言の整理と所要の改正をするものでございます。

それでは、議案の3ページのほうでございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、第3条でございますが、改正前の3行目からのただし書きの住民カードへの印鑑登録にかかわる暗証番号の届け出の関係でございます。これ、廃止に伴って削除をするというものでございます。

それから、第7条でありますけれども、見出しの印鑑登録証を印鑑登録証の交付に改め、条文との整合を図るものとするものと、あと、住民カードにかかわる記述を削除するものでございます。

続いて、改正後になりますが、第8条では、個人番号カードを利用した印鑑登録証としまして、4ページにわたりますけれども、個人番号カードを印鑑登録証として利用するための印鑑登録情報を登録することについて、新たに規定をするものでございます。

それから、改正前の3ページの下から2行目、第8条につきましては、おめくりいただいた4ページの改正後の第9条になりますが、見出しを印鑑登録証の再交付と改めまして、住民カードにかかわる記述を削除しまして、再交付にかかわる申請及び手続等について、第1項から第3項までは同様に規定をするものでございます。なお、改正前の第4項で規定をしております印鑑登録証の亡失の届け出にかかわる事項、これにつきましては、改正後の第10条になりますが、印鑑登録証の亡失届といたしまして、独立した条として規定をするものでございます。

それから、改正前の第9条につきましては、これは条ずれによる改正後の第11条といたしまして、5ページにかかりますが、住民カードにかかわる記述を削除するものと、文言等の整理をしまして、同様に規定をするものでございます。

それから、同じく5ページの改正後の第12条でございますが、印鑑登録証の交付の制限としまして、交付をする際に、印鑑登録証を確認することを明文化するという事で、印鑑登録証を提示しなければ、証明書の交付ができないということを新たに規定するものでございます。

それから、改正後の第13条、以下7ページにわたります部分、第21条までの改正につきましては、改正前の第10条以下第18条までを条ずれによりまして条番号を改めるとするものと、あと住民カードの記述の削除及び文言を整理し、改めるもので

ございます。

なお、そのほかの改正部分、アンダーライン部分につきましては、条例改正にあわせまして、文言等の見直しを図り、適正な表現に整理し、改めるものでございます。

続いて、7ページが一番下になりますが、南箕輪村手数料徴収条例の改正にかかわる新旧対照表でございます。これ、2ページの附則第3項で改正を規定するものでありますけれども、本改正条例の条ずれによります、引用しております条番号を第9条から第11条に改めるものでございます。

戻っていただいて、2ページの改め文のほうをごらんいただきたいと思います。真ん中からちょっと上になりますが、附則となります。第1項では、施行期日といったしまして、番号法の附則に規定する施行の日、平成28年1月1日となりますが、この日から施行をとするものでございます。

それから、第2項の経過措置でございますが、この条例の改正前に交付、また再交付をされました印鑑登録証、印鑑登録番号を記載したカード等、住民カードでございますが、これにつきまして、引き続き印鑑登録証として使用できることを規定するというものでございます。

それから、第3項につきましては、新旧対照表で最後に説明をさせていただいたとおりでございますので、お願いをしたいと思います。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

ただいまから10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審査を続けます。

議案第5号「南箕輪村福祉手当等支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村福祉手当等支給条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行により、本条例の福祉手当の支給対象者となっております指定難病の範囲が拡大され、対象となる疾病が56疾病から306疾病に大幅に拡充されたことにより、支給対象者や支給金額が増加する傾向

にあります。このことから、本案は、対象者となる方々に幅広く福祉手当を支給し、より多くの方々の経済的負担軽減の確保を図るため、手当の額を変更するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第5号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、村長の提案にございましたとおり、難病にかかわる新たな法律の施行によりまして、福祉手当の支給対象となっております指定難病、現行の特定疾患につきまして、対象となる疾病が大幅に拡充をされたことに伴いまして、支給対象者や支給金額が増加することに対応するために、支給金額の改正をするものでございます。

議案の3ページのほうをごらんいただきまして、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

改正前の第2条、支給の対象であります。法律の施行に伴う受給者証の名称変更によりまして、第1項第7号の特定疾患医療受給者証を特定医療費（指定難病）受給者証に改めるものでございます。

続いて、第4条になりますが、おめくりをいただきまして、4ページの第6号のアンダーラインの部分であります。改正前の「から第7号の一」を「又は第6号」に改めるものであります。これは、本条例の第2条第7号で規定をしております、都道府県知事の認定を受け、特定医療費受給者証を交付される方につきまして、現行の支給月額を4,000円から3,000円に減額をするといったことのために、第6号の該当者から除外をする改正となります。

なお、除外する第7号の該当者につきましては、改正後になりますが、第7号として追加をいたしまして、第2条第7号に該当する者、月額3,000円として、新たに規定をするものでございます。

なお、その他の改正部分につきましては、条例改正にあわせて、文言の見直しを図り、適正な表現に整備し、改めるものでございます。

それから、4ページの下福祉手当支給申請書の様式の改正でありますが、非常に細かく、見づらくて申しわけございません。戻っていただきまして、1ページの改め文のほうで説明をさせていただきますので、1ページをごらんいただきたいと思います。

下から4行目になりますが、様式第1号の申請書に引用をしております受給者証の名称が、特定疾患医療受給者証から特定医療費（指定難病）受給者証に変更になったことに伴いまして、同様に改正をするものでございます。

その附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

この難病指定ということでありまして、本当に、今、大変いろんな難しい病気がたくさん出ている中で、わからないところもたくさんあったんですけども、この指定を多くしたということは、報われることかなというふうに思います。

その中で、南箕輪で今まで対象になっていた方は何人かということと、それから、その金額についてお知らせさせていただきたいと思います。拡大されたことによって、今何人になっているのかをお知らせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、ただいまの御質問でございます。

対象となっていた指定難病の方の人数でございますが、現在、約70人という状況でございます。その方々への平成26年度の実績、支給状況でございますが、約330万ほどでございます。

今現在、村のほうで把握をしております対象者がどのぐらいになりそうかというところでございますが、これ、上伊那保健福祉事務所のほうへ届け出、申請が合った方々の人数でありますけれども、約110人という状況であります。ですので、この方々全員が、またこの福祉手当の支給を申請されますと、40人分ほどがふえてくるといったような状況でございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

人工透析の名前というか、字が間違っていたようなんですが。

この福祉手当というのは、ほかの町村は、人工透析も難病として、福祉手当として払っているんでしょうか。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 各市町村によって異なってまいります。ただ、ほとんどの市町村のほうで、この人工透析の方も対象としているといった状況でございます。ただ、その支給金額につきましては把握をしてございませんので、お願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第6号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

この議案第6号は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の中で、入居者の資格要件について、引用する条文に変更が生じたために改正するものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をごらんください。

入居者の特例、第6条第2項におきまして、下線部のとおり、引用条文を第21条から第40条に改めるものであります。

内容といたしましては、居住制限者は公営住宅法で定める入居資格を満たすという内容のものであります。

1ページにお戻りをいただきまして、附則としまして、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この議案第6号で、今度の改正、前も、それから改正後もそうですが、現実には、こういう福島の復興のそういう対象者が本村に、条例を整備しておくことは大事ですけれど、そういったことがあるのかどうか、その実態をお聞かせいただきたいのと、それから、過日といいますか、しばらく前になるんでしょうか、村営住宅の家賃滞納で裁判を村として起こされた経緯がありますが、その裁判のその後の経過等

について、わかる範囲で御説明をいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず、一つ目の質問でございますが、ここに定めるような方、対象となる方は、現在、村内には居住しておりません。

それから、二つ目の御質問であります。

裁判によりまして、多額滞納者に村営住宅から退去していただいた件であります。が、ことしというか、年度末をもちまして、住宅から退去をしていただきました。その後、新たな入居者を募り、現在はそちらに新しい方がお住まいになっている状況であります。また、退去した方でもありますけれども、一時期、住所が定まらず、なかなか連絡がつかない状況でありましたけれども、ことし夏ごろ、住民票を定めましたので、その後におきまして、その方と、今度は滞納額の納付についての話し合いをさせていただいております。ただ、なかなか生活状況が厳しいようで、いまだ納付には至っておりませんが、本人も納めなければならないということは承知しておりますので、粘り強く納付を働きかけていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第7号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村個人情報保護条例に罰則規定が含まれていることから、長野地方検察庁と協議を行った結果、その内容について指摘をいただきましたので、関係規定の整備を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 議案第7号の細部説明を申し上げます。

南箕輪村個人情報保護条例につきましては、番号法の施行に伴い、9月定例議会におきまして一部改正の議決をいただきました。一方で、この条例の中に、従前から罰則規定が含まれていたため、9月定例議会に間に合うよう長野地方検察庁と協議を進めておりましたが、時間を要しまして、結論が得られなかったため、やむな

くこの関係を残したまま、9月には議案提出させていただきました。このほど、協議が終了し、罰則規定等について指摘をいただきましたので、改めて関係規定の整備を行うものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案3ページをごらんください。

まず、目次につきましては、条ずれに伴う改正であります。

第2条、用語の定義におきましては、第5号で文言の整理を行い、また長野地方検察庁から個人情報ファイルについての定義が必要であるとの指摘から、新たに個人情報ファイルについて追加するものであります。

おめくりいただきまして、第8条において、個人情報ファイルに関しまして、第2項において登録後に登録しなければならないことを規定し、第3項では登録しなくてもよい個人情報ファイルを規定し、第4項及び第5項において個人情報ファイルの廃止及び変更について、第6項ではファイルの公表について規定をしております。

第15条では、受託者についての定義が曖昧であるとの指摘があったことから、明確化をしております。

第44条においては、罰則の内容に法律との差異があるとの指摘があったことから、罰則に該当する事項を第44条から第47条に分け、罰則の内容を規定し直したものであります。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしたものであります。

以上で、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第8号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 議案第8号の細部説明を申し上げます。

いわゆる番号法の中では、国が定める法定事務に加え、地方公共団体の条例で規定することにより、自治体独自サービスにおいても個人番号が利用できる旨を規定しております。本条例では、この規定に基づき制定するものであり、法の趣旨により、個人番号を利用できる事務の種類と連携できる情報の種類を特定することを規定しております。

それでは、議案書の1ページをごらんください。

第1条では、条例の趣旨を規定しております。

第2条では、用語の定義を定めております。

第3条では、村の責務として、特定個人情報の取り扱いに関して、適正な措置を講じること等を定めております。

第4条におきましては、個人番号の利用範囲を定めております。

具体的には、1枚おめくりいただいて、2ページの別表第1をごらんください。

本条例で規定する独自利用の事務といたしましては、村長の部局における福祉医療給付金条例による給付金の支給に関する事務を規定しております。

別表第2では、別表第1で定めた事務で利用する特定個人情報を地方税に関する法律に基づく条例により算定した税額、もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報、並びに住民基本台帳法または介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施、もしくは保険料の徴収に関する情報に限るものとしております。

第5条では、特定個人情報の提供について規定しておりますが、2ページの別表第3におきまして、教育委員会が、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務において、村長に特定個人情報の提供を求めた場合、住民票関連情報について情報を提供するというように規定しております。また、第2項におきましては、提供された特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、提出があったものとみなすということとしております。

附則として、この条例は、法附則第1条第4項に掲げる規定の施行の日から施行することとしています。今のところ、国では、平成28年1月1日と定めております。

以上で、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） それぞれのサービスについて個人番号を使うということでもありますけれども、これが、例えば、個人番号を書きたくないという人がいて、書かなかった場合に、この手続はどうなるのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 特定個人情報、いわゆる個人番号の記入については、特段の規制はありませんので、書きたくない場合はそのまま申請書として受け取ります。事務は、その後、そのまま通常の流れによって処理されていくと。ですので、書かなかつたから給付が受けられないということはありません。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第9号「南箕輪村個人番号カードの利用に関する条例」を議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村個人番号カードの利用に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月1日から交付されます個人番号カードにつきまして、印鑑登録証として、またコンビニでの住民票及び印鑑登録証明書の交付の利用を可能にするため、必要な事項を定めるものであります。また、関連する南箕輪村住民カード条例の廃止、既に交付されている住民カード等の継続利用を可能とする経過措置、南箕輪村手数料徴収条例の個人番号カードの再交付手数料を定めるための一部改正につきまして、本条例の附則において規定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、番号法の施行に伴い交付をされます個人番号カードにつきまして、印鑑登録証等としての利用を可能にするために、必要な事項等を定めるものでございます。

議案の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第1条では、趣旨といたしまして、番号法の規定に基づき、村による個人番号カードの独自利用等に関し、必要な事項を定めるとするものでございます。

第2条では、個人番号カードと多機能端末機、これ、コンビニに設置をされている証明書の交付機になりますが、この定義を規定しまして、第3条では、個人番号カードの利用につきまして、印鑑登録証として、また多機能端末機を利用した住民票の写しと印鑑登録証明書の交付に利用できることを定めております。

第4条では、利用資格及び利用期間について、第5条では、利用申請について規

定をいたしまして、第6条では、規則への委任といたしまして、この条例の施行に関する必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

附則の第1項としまして、この条例の施行期日は番号法の附則に規定する施行の日、平成28年1月1日となりますが、この日から施行するとするものでございます。

第2項では、住民カード及び住民基本台帳カードの交付が廃止となることから、南箕輪村住民カード条例を廃止するということを規定するものでございます。

それから、第3項では、経過措置といたしまして、廃止となる住民カード条例に基づき、既に交付をされております住民カード及び住民基本台帳カードにつきまして、今までと同様に継続して利用できるということを規定しているものでございます。

また、第4項では、南箕輪村手数料徴収条例の一部改正といたしまして、別表の改正となります。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、3ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

改正前の11項の住民基本台帳カード及び住民カードの交付にかかわる事務でございますが、これを改正後の番号法の規定による総務省令の規定に基づく個人番号カードの再交付にかかわる内容に改めまして、ただし、次に掲げる場合を除くことといたしまして、1号以下4号までの村または地方公共団体情報システム機構の過失により紛失をした場合等については、適用を除外するとするものでございます。

また、名称、手数料の額につきまして、個人番号カード再交付手数料800円と改めるものでございます。

おめくりをいただきまして、4ページでございますが、11項の2の通知カードの再交付手数料にかかわるものであります。省令の名称につきまして、先ほどの11項で、省令名を以下総務省令と言うことといたしまして省略をすることになりますので、これに基づき総務省令に改めるものでございます。

また、一番下になりますが、別表の附則第3項として定めております住民基本台帳カード及び住民カードの交付手数料の特例といたしまして、手数料を当分の間無料とするということにつきまして、交付が廃止となることに伴い、削除をするというものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

住基カードと、今度、個人番号カードということで、変わってくるということとありますけれども、住基カードについては、どのぐらいの枚数が発行されたのかということと、機能とすれば、それと全く変わらない、利用の仕方としては同じだと

いうふうに思いますけれども、現在までに個人番号カードは申請があったのかどうかということ、2点をお聞きします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 住民基本台帳カードの発行枚数、現在のところでございますが、約3,400枚の交付となっております。現状、これが今機能を有する枚数ということでございます。

それから、あと機能的には、基本的には個人番号カードにつきましては、住基カードと大きくは変わってきませんが、今後の民間での活用等によりまして、その利用幅は広がってくるものと思われるところでございます。

それから、あと、今のところの個人番号カードの申請につきましては、まだ受け付けているところではございません。今のところはないということでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

私も、一昨日、通知カードが届いたんですが、開いてみたら、とても小さな字で、これを、カードを交付してもらうのに、かなり高齢者の人はどうやったらいいのかなというふうに思うと思うんですが、そうした場合に、個人番号カードの交付を受けないうちに、今の住民基本台帳カードの有効期限が切れたような場合のときには、コンビニでの印鑑登録証明書とか、そういうものは発行されないと思うんですが、そういった場合に、例えば、行政として、役場に来ていただければ、丁寧に説明して、こういうふうにするよというような、そういう指導をしていくべきだなと思いますけれども、そういう計画は、今のところ既に立てられているのかどうか、お聞きしたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 議員の申されました個人番号カードの交付の申請にかかわる手続の関係でございます。

確かに、御自分で写真を撮ったりしていただかなければならないといったこともあって、高齢者の方には大変難しい部分もあろうかと思えます。そういった中で、今のところは、特に具体的に窓口でどういった対応をするということは、まだ決めてございません。今後、そういった申し出等があった場合には、それなりの対応をしていくようなことも考えてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この附則のところ、当分の間無料とすると、この当分の間というのはどういうふうに理解したらいいのか、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） これ、当分の間というのは、廃止をする部分でございますけれども、これは基本的には今までの住民基本台帳カードですとか、住民カードを、また御利用いただく範囲を広げていただくというようなことを推奨するために、当分の間ということで規定をしていたわけでございますが、今回の個人番号カードの交付に伴いまして、これは廃止となるということでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第10号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき、現行の保育園を利用する場合のみでなく、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等を利用する場合について、利用者負担を定めるため、必要な事項を規定するものであります。また、関連する南箕輪村立保育園保育料徴収条例の廃止及び南箕輪村保育園設置条例の一部改正につきまして、本条例の附則において規定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） それでは、議案第10号の細部説明をさせていただきます。

現在、南箕輪村の児童が通園している幼稚園が、平成28年4月より、これまでの教育基本法に基づく施設から、子ども・子育て支援法に基づく施設へ移行することに伴いまして、現行の保育園の保育料に加え、新たに幼稚園や認定こども園の利用者負担を、国の基準を上限として、本村としての利用者負担を定める必要があるため、この条例を制定するものです。

また、家庭的保育事業や小規模保育事業など、特定地域型保育事業につきましては、現在事業者や利用者はございませんが、今後、それらの事業を利用する可能性

もございますので、この条例と一緒に定めるものでございます。なお、新条例の設置に関連いたしまして、今までの南箕輪村立保育園保育料徴収条例の廃止及び南箕輪村保育園設置条例の一部改正を一緒に行います。

それでは、議案の1ページをごらんください。

第1条では、子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園、認定こども園、保育園及び家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業の利用者負担に必要な事項を定めるものです。

第3条では、それぞれの施設の利用者負担の額は、国の定める金額を限度として、村が保護者の世帯の所得状況等を勘案して定め、その額は規則に定めるものでございます。

第4条では、納期限について定め、第5条では、利用者負担の減額、免除についての規定でございます。

続いて、その下の附則でございます。

附則1、この条例は、平成28年4月1日から施行いたします。

附則2、村内5園の保育園の保育料、利用者負担につきましても、この条例に規定し、従来の村の保育園の保育料のみを定めていました南箕輪村立保育園保育料徴収条例は廃止いたします。

附則3では、この条例の制定に関連いたしまして、南箕輪村保育園設置条例の一部改正を行います。

内容につきましては、次の2ページの新旧対照表をごらんください。

改正前の保育料につきましては、南箕輪村立保育園保育料徴収条例及び南箕輪村保育料徴収規則に基づいたものでございましたが、改正後では、南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に基づく利用者負担額を保育料といたします。

また、括弧内でございますが、村外の児童が村の保育園を利用した場合には、この場合につきましては、その児童が住む住所地の保育料を徴収するところを加えさせていただきました。

以上で、細部説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今までの村立の保育園の保育料については、ここでは、今度新しくなった子ども・子育て支援法は、いろいろ時間が制限というか、本当の利用の時間というものが制限されたりして、計算されるわけですけども、現在の村の保育園については、今までの保育料の規定で徴収するという理解でよろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 南箕輪村の保育園の保育料につきましては、今年度の4月1日より、子ども・子育て支援法に基づき改正をしておりますので、保育料につきましては、今までの条例では、村の保育園の保育料のみを規定していましたが、今後は、認定こども園の保育園の部分、それから地域型保育事業の保育料の部分も一緒に定めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、国庫補助事業において予定しておりました補助金の交付が見込めなくなったことから、公園整備等の事業を見送ったことによる減額補正が主なものであります。

歳入では、これら事業の取りやめに伴います公園整備事業負担金と社会資本整備交付金の減額が主なものであります。歳出では、国庫補助事業にかかわる工事費の減額が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,543万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億4,033万1,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の細部説明を申し上げます。

事項別明細書により、歳出から御説明申し上げたいと思いますが、多くの項目にわたりまして給与費関係の補正がございますので、先に給与費明細書によりまして御説明を申し上げます。

予算書案の26ページをごらんください。

特別職でございますが、一番下の比較の欄をごらんいただきたいと思っております。

10月からの年金一元化に伴いまして、共済組合負担金の補正をするものでございます。

おめくりいただきまして、27ページの一般職でございますが、職員の各会計間での人事異動、扶養、住居等の変更に伴います給与費の補正及び年金一元化に伴います共済費の補正でございます。

総額では58万9,000円の増額となりますが、下の表の職員手当の内訳では、右から3列目になりますが、業務量の増加等に伴いまして、時間外勤務手当で300万円の増額をお願いいたします。

なお、歳出の説明では、給与費、共済費につきましては、ただいまの説明をもって省略をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。また、入札差金等による不用額の減額ですとか、交付額の確定によります歳入の増減等で少額のものにつきましても、説明は省かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、12ページをお開きください。

歳出、2款1項1目、1事業飛びまして、0202庁舎管理事務の11節でございますが、村バスのエアコン及びナビゲーションシステムの修理等によりまして、修繕費がかさみ、不足が生じる見込みのため、50万円の増額をお願いするものでございます。

1事業飛びまして、7目の0252防犯灯施設整備事業の11節でございますが、防犯灯の故障が増加しております。約15基分、60万円の増額をお願いするものでございます。

次の17目、0208情報管理事務の13節は、庁内グループウェアで使用しておりますインターネットエクスプローラーのバージョンアップに伴いまして、対応するためのアップデート作業等が必要となりましたので、関係の委託料として80万円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、2項、徴税費は省略をいたしまして、3項1目、0265戸籍住民基本台帳事務では、1月からの番号カード利用開始に伴いまして、9節で、証明書コンビニ交付に向けた工程試験のための旅費を、また18節で、番号カード交付時に使用いたします顔認証システム端末の購入費を追加させていただきます。

次の4項1目、0270選挙管理委員会事務、19節の情報センターの負担金の増額につきましては、法改正によります選挙権年齢の引き下げに対応するためのシステム改修費でございます。

続きまして、3款、民生費でございます。

1項1目、0301社会福祉総務事務の28節、繰出金の増額は、本年度負担金の確定によるものでございます。

1事業飛びまして、3目、0329後期高齢者医療事業でございますが、13節は、呼びかけの効果等もありまして、後期高齢者の健診受診者が増加しておりますので、15人分を増額するものでございます。19節及び28節は、額の確定による増減でございます。

次の2項1目、おめくりをいただきまして、0330児童福祉総務事務の7節ござ

いますが、村民交流支援センターすくすくハウスの一時預かりの人数が増加しておりますので、臨時職員賃金の増額をお願いするものでございます。

次の2目、0340保育園運営事業の11節では、夏場の高温対策でエアコンの使用が増加したこと等によりまして、電気料130万円の増額を、また、13節では、現在増改築工事を進めております中部保育園、西部保育園で、1月以降給食調理を新たな給食室に移して行うようになることから、新設をいたしましたキュービクルの法定保安管理が必要になるということで、この業務委託料の追加をお願いするものでございます。

次の0342児童発達支援事業、11節の光熱水費も、やはり夏のエアコン使用等の関係で電気料が増額するものでございます。

続きまして、4款、衛生費でございますが、2事業省略をさせていただき、1項2目、0408墓地公園事業の15節、工事請負費に55万円の増額をお願いいたします。南部墓地公園へ車で進入しやすくするように、村道2118号線の隅切り工事を予定しておりましたが、設計を進める中で、普通乗用車の最小回転半径を確保するためには、用水路と兼用になっております側溝構造物の改修も必要になるということが判明しましたので、増額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、6款、農林水産業費でございます。

17ページは省略をさせていただき、18ページになりますが、1項5目、0631村単独土地改良事業の19節は、伊那市が村内に通じます西箕輪地籍の用水路の改修工事を実施するに当たりまして、受益分として村が一部を負担するものでございます。

次の3事業省略させていただき、おめくりをいただきまして、7款の商工費でございますが、1事業飛ばしまして、1項3目、0703観光振興事業の11節は、大芝高原内の放送システムのスピーカーの一部が、落雷によりまして修理が必要になったため、修繕料を追加させていただくもの、また、15節は、広域農道、大芝高原の信号機のある交差点の北東部分に設置をしてございます施設案内看板が老朽化をしておりますので、現在、三風の会を中心に上伊那各市町村とともに取り組んでおります三風モデルデザインを導入し、更新をする工事費の追加でございます。

続きまして、8款2項1目、0803道路維持事業では、久保及び神子柴の村道で、早急な修繕対応が必要な箇所が発生しておりますので、11節で修繕料400万円の追加をお願いし、また、昨シーズンの降雪、あるいはしみ等によりまして、予想以上に道路の舗装に傷みが出ておりますので、穴埋め舗装の委託料200万円の増額をお願いいたします。次の18節につきましては、県の補助金を見込んで除雪機の購入を予定しておりましたが、採択がなかったため、計画を変更し、減額するものでございます。

次の2目、0806国庫補助道路改良事業、15節は、社会資本整備総合交付金が要望どおりに交付されないということになったため、本年度事業を縮小いたしまして、減額するものでございます。

次の17節の土地購入費は、村道2110号線、県道伊那インター線と交差する村道の改良に伴うものでございますが、設計を進める中で、用地面積の増が必要になったということによる増額でございます。

次の0808村単道路改良事業の13節は、仮称こども館の建設を来年度予定しておりますが、これに伴い、周辺道路も開館までに整備する必要がありますので、計画設計を進めるための測量委託料500万円を追加するものでございます。

続きまして、次の15節と19節でございますが、伊那バイパスの条件整備の一環といたしまして、現在建築を進めております集会所につきましては、当初、つくえ等のファニチャー類につきましても、建築工事の中で整備をすることとしておりましたが、建築本体工事が想定よりも大きなものとなりましたので、地元との調整の中で、備品は地元で整備をしていただくということになりました。そのため、事業費総額の中で、50万円を工事請負費から補助金に組み替えをさせていただきまして、備品購入の助成をさせていただきたいというふうに思います。

また、次の22節では、JR田畑駅から北へ向かう村道2038号線の道路改良工事の設計を進める中で、上水道の工事が必要になるということになりましたので、その補償費として200万円の追加をお願いいたします。

次の4項、おめくりをいただきまして、2目、0821国庫補助公園整備事業の減額につきましても、道路事業と同様、社会資本整備総合交付金が要望額を大きく下回ったということにより、本年度事業の見直しを行ったことによるものでございます。

次の0823村単公園整備事業は、後ほど歳入で申し上げますが、その他財源間の組み替えによるものでございます。

続きまして、22ページの9款1項2目、0902非常備消防事務の財源組み替えは、助成金の交付決定によるものでございます。

おめくりいただきまして、10款、教育費でございます。

1事業飛ばしまして、1項4目、1005教育振興事務の7節でございますが、本年度、新たに対象となりました5、6年生、また夏休み期間中の希望が予想以上に多かったため、これに対応をさせていただいた指導員等の賃金の不足が見込まれるということで、290万円の増額をお願いいたします。

次の2項1目、1017南部小学校管理事務、11節は、村内井戸の故障に伴いまして、その間、常時と比較し、超過となった水道水量がここで確認できましたので、この分の上下水道料の増額をお願いするものでございます。

次の3目、学校給食費では、1019南部小学校給食事業の11節の消耗品費、これは食器類の購入、また18節で、給食用のテーブル、いすの購入、いずれも新年度1学級増に伴います不足分に対応するためのものでございます。

次の6項3目、1050青少年健全育成推進総合対策事業、13節の減額でございますが、予定しておりました中学生の海外派遣研修事業が、共同で募集をしております伊那市、箕輪町も含めまして応募者が少なく、中止に至ったことによるものでござ

います。なお、来年度以降のこの事業のあり方につきましては、庁内の人材育成推進委員会で検討中でございます。

次の7項2目、1063大芝高原管理総務事務、19節の水道加入金でございますが、50メートルプールの取り壊し、駐車場の整備の工事に伴いまして、水道管の接続の関係で、大芝管理事務所に単独の水道メーターを設置する必要が生じてまいりましたので、上水道の加入金をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、14款、予備費では、歳入歳出調整をさせていただき、1,102万1,000円の減額とさせていただきます。

次に、歳入でございますが、7ページにお戻りをいただきまして、14款1項8目、土木費分担金で、公園事業分担金19万5,000円を計上しておりますが、沢尻地区公園の整備の地元分担金でございます。当初、次の2項8目の土木費負担金に計上しておりましたが、本来、分担金とすべきものであり、今回、組み替えをさせていただくものでございます。

次の2項7目、商工費負担金は、更新をいたします大芝の案内看板には、大芝荘の表示もございますので、案分によりまして、一部を開発公社に負担いただくものでございます。

次の8目、土木費負担金の減額は、公園整備事業の中で、本年度予定しておりました非常用水施設の整備を先送りいたしましたので、水道事業会計からの負担金を減額するもの及び先ほど申し上げました沢尻地区公園負担金の減額でございます。

次の10目、教育費負担金は、中止をいたしました中学生海外派遣研修事業に係る参加者負担金の減額でございます。

続きまして、16款1項3目3節の保険基盤安定負担金の増額でございますが、額の確定によるもの、次の2項2目1節の総務費補助金の増額は、選挙権年齢引き下げに対応するためのシステム改修に対します国庫補助金でございます。

次の8目、土木費国庫補助金の減額は、いずれも社会資本整備総合交付金の内示による減額でございますが。

おめくりをいただきまして、17款、県支出金は、いずれも額の確定による増額でございます。

続きまして、20款、次の繰入金は、中学生海外派遣研修事業にかかわります人づくり基金からの繰入金の減額でございます。

おめくりいただきまして、最後に、22款5項の雑入でございますが、細説11は、健診の受診者増による後期高齢者広域連合からの補助額の増によるもの、細説70は、団員用の対霜雪手袋の整備に対しまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から助成の決定があったことによるものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

歳出の19ページですが、観光振興事業の中の大芝高原のスピーカー修繕料ということで27万円がありますが、これについては保険の適用はなかったかどうかということと、大芝高原内、何回も落雷がありまして、かつては中のコンピューターまでかなり落雷の被害に遭ったというようなケースもありました。そういう点では、広い公園内ですので、今後の課題として、避雷針というか、そういうものの設置等の検討もしていくべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺の考えがありましたらお聞きしたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 大芝高原のスピーカーの件につきましてですが、前から雷、議員おっしゃるとおり、故障が、修繕が毎年必要になっているような経過があります。これについては調査をしましたところ、直接スピーカーのある施設に落ちなくて、あるところに落ちた電流が枝分かれして、そのスピーカーの線の中に入ってしまった、それで故障してしまっているという現象が起きているようです。保険につきましては、現在、建物保険で対応できるか調整中であります。

根本的な対策の仕方、避雷針で防げるかどうかも含めまして検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

選挙人名簿のシステム改修の補修金のところでありますけれども、来年から18歳が選挙人になるということで、その名簿については、いつごろまでに名前というか、名簿が明らかになるのか。というのは、7月の投票になると思うんですけれども、その前のどの辺までにその名簿が整備されるのかと、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 来年度の参議院選挙の前に名簿の整備を行うわけでありまして、基準日というのが通常公示日、参議院選挙ですので、公示日の前日が基準日になりますので、その時点でわかってくるかと思えます。

議長（原 悟郎） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） じゃあ、それまでに徐々に、誕生日が来た人は入れていくという理解でいいです。

議長（原 悟郎） 唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 今回の来年の参議院の選挙から適用になりますので、そ

の時点で初めて入ってくるような形になります。

8 番（三澤 澄子） 一斉に。

事務局長（唐澤 英樹） そうです、はい。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

6 番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ちょっとお聞きしますが、12ページに、防犯灯の修繕料ということで出てますが、修繕ではなくて、防犯灯というのは何時から何時までついているのかということで、朝6時ごろ散歩していますが、まだついているということで、何かもったいないなという気がします、教えてください。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 今、ここで何時から何時までついているという、ちょっとデータがありませんので、明確なお答えはできませんが、中には照度計がついて、時間設定されているものもあるかとは思いますが、全てがそういうことではどうもなさそうです。中には1日じゅうついているようなところも見受けられますが、まだ、ちょっとその辺の調査、今できておりませんので、そんな答弁で申しわけありません、お願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9 番、大熊です。

個々に幾つかお聞きしたいことがあります、その前段といたしまして、この入の部分で、新聞報道もされておりますが、村長も本日の開会の御挨拶の中で、10月に地方創生のプラン、村としてこういうことをやるということを国に申請をしたと、こういうお話がありました。先日のこの新聞報道等によりますと、県では6事業、それから市町村では59事業が採択されて、8.5億円といたしますか、8億5,000万程度がそれぞれ自治体に確定したわけですが、本村も申請はしたけれど、本村の名前が載っとらんというところで、どのようなことになっているのか。最終的には、来年3月まで申請をすれば、適用になるというような報道もありますが、その辺の体制づくりのことをお尋ねいたします。

それから、全体のこの補正予算を見て思いますことは、当初計画した事業が先送りになったり、それから廃止になったり、それから急に人件費がふえてみたり、先が見通せないというような状況で、非常に、このバジェットシステムといたしますか、来年度の予算編成も12月から始まるわけですから、その辺もぜひ心してやっていただきたいわけですが。こういった大きな変動があるということは、予算を当初組むときに、そういう先の見通しがきちんとできているのか、できていないのか、とりあえず上げておけというものなのか。本来の予算というものは、当初計上したもの

が正確に行われるというのが本来の形であります。いろいろな、さまざまな事情で、または国の状況で、県の状況でということは、あることは承知しておりますが、できるだけ、この予算をしっかりと立てていただかないと、年度末にいて、大きな変動があるということで、バジェットシステムのあり方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

特に、この中で、それともう一つ、保育園の電気料が、非常に夏が暑かったということで電気料がふえているという、さっき130万だったですか、ありましたが、久しく言われておりませんが、電気料の節約といいますか、節減ということ、庁内としてどのように取り組んでいるのか、その辺を、以前、一時そういったことを、とても心して小まめに節電をすとか、そういったことを心がけてやってきましたが、マンネリ化して、どうもめり張りがきかないのではないかという部分もあるわけで、そういったことの再確認をすべきだと思いますが、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、最初の地方創生の上乗せ交付金で、村の名前がなかったという御質問であります。

今回の上乗せ交付金の申請につきましては、タイプ1というものとタイプ2、2種類の補助事業の採択がございました。タイプ1につきましては、全国的に先駆けとなるような事業、あるいは広域連携の中で取り組むような事業がタイプ1、それから、タイプ2のほうは、独自事業で目玉となるものということで、我が村については、タイプ2のほうで1,000万円の取り組みということで申請をしてありますので、多分、議員ごらんになったのはタイプ1のほうの公表の部分ではなかったのかなと、そこには村は申請、手を挙げておりませんでしたので、名前はなかったという状況かと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予算全体のことの質問であります。

今の地方創生に関しては、タイプ1につきましては申請しませんでしたので、これ、申請しても、上伊那の状況を見ますと、広域連携のもの以外は全て落とされました。本当に、これからは広域連携の部分をやっていかないと、事業採択というのは難しいのかなという感じを受けたところであります。かなり市町村、不満もあるところであります。タイプ2につきましては、予定どおり内示があった、交付決定があったところでありますのでお願いいたします。

それから、予算全体のことであります。

より綿密にということは、そのとおりだというふうに思いますけれども、議員おっしゃられましたように、さまざまな状況の変化というのがありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思いますし、特に、今回は社会資本整備総合

交付金、これが本当に厳しかったところでもあります。昨年まではそこそこついてきておりましたので、大丈夫だろうということで当初予算から計上させてもらった事業が数多くあります。結果を見ますと、全国全ての市町村、50%から、事業によって多いものでも80%ぐらいのつきであります。通常で50%、半分つけばいいという、こんな全国的な傾向でありましたので、その部分で大きく減額せざるを得なかったところでもあります。

この辺につきましても、国の予算というのも非常に厳しくなってきたおると同時に、国に対する要望額の約80%が道路関係ということでもあります。道路の部分につきましても、老朽化対策ということに、維持管理のほうにかなり予算が食われておるという状況で、社会資本整備総合交付金の事業を減額せざるを得なかったという状況であります。この状況につきましても、これからも続いていくというようなことで、国の、ここ、私も意見交換をする中で、そんなお話もあったところでもあります。

その中で、基幹の道路ネットワークについては、国・県でしっかりやっていくから、地方につきましても、生活道路をしっかりやってくださいというお話もあったところでもあります。その中で、私が申し上げたのは、そうするためには、社会資本整備総合交付金をことしほど減らされると、なかなか事業が進まないというお話もしたところがございます。ただ、国全体では、かなり要望額がありますので、来年もことしのような状況になるのではないかなというお話もあったところでもあります。その辺を見越して、また予算を立てていかなければならないというふうに考えておるところでもあります。

電気料の話がありました。

ことしの夏は、本当に暑い夏でありますので、保育所、学校、これは御理解をいただきたいというふうに思います。園児や子供たちの部分であります。

庁内等々、そのほかのところにつきましても、電気料の節減ということに常に心がけております。冷暖房、特に温度設定までしてやっております。従来どおりの姿勢は貫いておりますので、そんな点も御理解をいただきたいなというふうに思っておるところであります。

それと同時に、児童数の増等々に伴う部分につきましても、これはできるだけ当初からというお話であります。そのとおりでだろうというふうに思いますけれども、なかなか予測がつかない部分もございますので、そんな点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 地方創生のさまざまな事業を進めていく段階で、国が進めることの中に、地方自治体同士を競わせるといいますか、そういったことで、ど

うも国に踊らされているというか、国が市町村のそういう知恵比べといたしますか、そういったことを競わせると、大変失礼だと、市町村にとっては大分不満があるようにお伺いしておりますが、村長もさまざまな国・県へ出向いて、そういう場面に接するところが多いかと思いますが、この地方創生の交付金のあり方について、村長なりのお考えがありましたらお聞かせください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地方創生の予算につきましては、当初から大分後退してきたのかなというような、そういう感じは持っております。なぜという部分につきましては、ここへきて1億総活躍時代なんていう、こういう新たな方針が打ち出されてきて、そちらのほうにもかなり予算が食われているという状況もあるのではないかなというふうに思っておりますし、地方創生、もともと地方の部分を競わせるということは、確かにそんな部分も見受けられるところであります。地域をどう元気にするかという点、あるいは人口減少にどう歯どめをかけていくかという部分で、そういう部分もあろうかというふうに思います。その辺の不満というのは、各自自治体出ております。そういったことも、また全国町村会を通じまして、意見として上げていければいいのかなと。たまたま全国町村会の会長は長野県の会長でありますので、かなりそういった部分で話が通じるのではないかなという思いもしております。

と同時に、これも私、国の部分、行ったときに、主観の中でありましてけれども、地方創生がハードに使えるという、このことは本当にどうなのかなという話はいたしました。ソフトが中心でありますけれども、そのソフトをするためにはハードをしないとどうにもならないという部分がありますので、そんなお話も申し上げたところであります。また、これからそんな部分も国へ持ち上げていけたらいいなというふうに考えておるところであります。

当初よりも、大分後退をしてきたんじゃないかなという、そういう感じは受けております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第12号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、国・県の保険基盤安定負担金の保険者支援分につきまして、制度の拡充に伴い、負担金の額が増額され、確定したこと、国保税軽減分の負担金が増額したことによる一般会計からの法廷内繰入金の増額による補正をお願いするものであります。

歳出では、結核精神にかかわる医療費が増加していることに伴う負担金の増額と、歳入の増加に伴う予備費での調整をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に1,917万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億5,478万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第12号について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページのほうをごらんいただきまして、歳入のほうから説明をさせていただきます。

08款、繰入金、01項01目、一般会計繰入金でございます。1,917万9,000円を追加するものであります。これ、01節、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分につきまして、県及び村負担金が増額したことにより、499万5,000円の増額をするものと、03節、保険基盤安定繰入金、保険者支援分の制度拡充に伴い、国・県負担金が増額され、確定をしたことにより、1,418万4,000円を増額するものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページの歳出でございます。

02款、保険給付費の01項01目、1504一般被保険者療養給付事業であります。歳入の特定財源となる繰入金が増額となったことによる財源組み替えでありますので、増減はございません。

07項01目、1534結核精神給付事業であります。19節の負担金につきまして、結核精神にかかわる医療費が増加していることによりまして、給付費の負担金の不足が年度内に見込まれるということで、16万円を追加するものでございます。

続いて、8ページでございます。12款、予備費の01項01目、1524の予備費につきまして、歳入歳出調整を行いまして、1,901万9,000円を増加するものでございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に1,917万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億5,478万6,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度の保険基盤安定負担金が確定したことによる一般会計からの繰入金が増額補正と、歳出では、後期高齢者医療広域連合の納付金の確定による増額補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に49万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,065万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第13号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページのほうをごらんいただきまして、歳入のほうから御説明をいたします。

03款、繰入金、01項、一般会計繰入金、02目、保険基盤安定繰入金に49万2,000円を追加するものであります。01節の保険基盤安定繰入金につきまして、県及び村の負担金が確定したことにより増額するものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページでございますが、歳出となります。

02款01項01目、1804の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、19節の広域連合への負担金が確定したことによりまして、49万2,000円を追加するものでございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に49万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,065万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

なお、あと5議案残っておりますが、午前中に終わりませんので、ちょっと早いですが、午後1時半まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の審議を続けます。

議案第14号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第14号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出で、漏水修繕に伴う施設修繕費及び職員異動に伴う人件費などにより、880万3,000円を増額し、また、資本的支出で計画しておりました大芝公園内の配水整備事業であります。社会資本整備交付金事業の交付内示額が少なかったため、実施を来年度以降に繰り下げて実施することとしたため、5,000万円の減額をお願いするものであります。

これによりまして、資本的収支における不足する額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を4,091万3,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第14号の細部説明を申し上げます。

今、提案説明のあったとおり、職員異動や事業の進捗に伴いまして、事業費に過不足が生じてまいりましたので、補正をお願いするものであります。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の収益的支出の第1項、営業費用で880万3,000円を増額して、第1款、水道事業費用の総額を2億8,753万5,000円に補正するものであります。

詳細につきましては、実施計画明細書により御説明いたしますので、5ページをお開きください。

初めに、01款、水道事業費用の01項、営業費用の01目、原水及び浄水費の06節、修繕費で、配水池、それから浄水場の機械装置等の老朽化に伴う修繕費で150万円の増額をお願いいたします。

また、02目、配水及び給水費の06節、修繕費では、配水管等の破損によります漏水防止等の修繕工事費で350万円、また、08節の保険料では、個人情報漏えいすることによりまして被害が発生し、訴えられた場合などの保険が新たに始まることになりまして、その情報漏えい賠償責任保険料として35万円を新しくお願いするものであります。

05目の総係費では、6月で退職した職員、それから休職から復帰した職員などの異動に伴う人件費、それから、事務等補助していただく臨時職員の賃金の増額をお願いするものであります。給与費の明細書は、8ページ、9ページに記載がありますので、また後ほどごらんいただきたいと思います。

また、09節、通信運搬費で200万円を新たをお願いするものであります。これは、今年度、中央監視装置制御システムの更新事業におきまして、役場と各配水池、それから浄水場の間を光回線によりまして情報通信を行います。その一部区間におきまして、光回線が整備されていない部分があります。その整備費と回線利用に必要な初期設定などに伴う経費でございます。

1ページにお戻りいただきまして、第3条の資本的支出でございますが、第1項、建設改良費で5,000万円を減額して、資本的支出の総額を5,381万3,000円に補正するものであります。

詳細につきましては、実施計画明細書によりまして御説明いたします。7ページをごらんください。

01款、資本的支出、01項、建設改良費、01目、配水施設拡張費の8031事業、配水施設拡張事業におきまして、今年度、大芝公園内に非常用水源施設整備事業を予定しておりました。しかし、社会資本整備事業交付金の内示額が要望額よりかなり少なく、実施が困難と判断いたしまして、今年度実施を見送ることといたしまして、単独分で予定していた整備付帯工事費と、また一般会計の負担金、合わせまして5,000万円を減額するものであります。

これによりまして、1ページの第3条に戻りますが、資本的収入が資本的支出に対し不足する額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を4,091万3,000円に改めるものであります。

また、2ページの第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費を116万6,000円増額いたしまして、2,064万2,000円に改めるものであります。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

ただいま御説明をいただきました大芝公園内の配水整備の工事でございますが、当初予算に計上して、来るものが少なかったと、少ないということで、この事業は中止ということですが、この事業はやらなければならない事業だとは思いますが、どういう見通しを立てているのか、今後どういうふうにしていくのか。これを計上する時点で、そういう少ないということは想定できなかったからこういう結果になったんだと思うんですけど、この辺をどういうふうに見ているのか。それ

で、いつ、この事業をやるのか。御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず、この事業についての当初の見通しですが、今年度の社会資本の交付金事業の中の公園事業を活用して行うということで、昨年から、県と協議をしながら計画書をつくってきたわけでありまして。実際のところ、今年度の内示を見たところ、午前中の説明でもありましたが、要望額に対して30%強の内示しかなかったということで、公園事業につきましては、ほかに大芝公園の50メートルプールの駐車場化等の事業もありましたので、まずは事業費との絡みの中で、そちらの事業を先行しようということでおりました。

なお、交付金事業につきましては、毎年、追加要望等で措置される場合もありますので、それを期待しながら待っていたところではありますが、それが今年度、この時点において見込みが立たないということで、やむなく今年度は見送らざるを得ないのかなということであるところでもあります。ただ、この事業も、必要があつて今まで計画をしてきておりますので、この様子でいきますと、来年度も交付金の保証はありませんけれども、ここの部分については、水道事業の費用の中でやらざるを得ないのかなということも検討していきたいと思っております。

また、最近の情勢で、いろんな形で見送ってきましたけれども、各市町村、県下の様子の中で、事業が進んできて、それぞれの市町村で不用額が出てまいりました。県、また国のほうでは、その不用額等をかき集めて、また再配分をするというような計画を持っているようで、最近、要するに、希望があるところは手を挙げてくれという要望も来ております。これ、非常にいい機会ですのでということで、一応こちらのほう、やりたいということで申し出をしてあります。ただ、この条件は、来年の9月いっぱい事業を完了することという条件がついておりましたが、村としては、今年度実施の予定で準備をしておりましたので、来年度の9月いっぱい、要件をクリアできるということで、県にはお願いをさせていただきます。ですので、今回、一旦落とさせていただきますが、これからの状況によっては、また、再度、県・国の交付金事業、見込みが立ったなどということもあり得ますということで、ちょっと、いささか計画性がないんじゃないかという御指摘もいただきますが、そのような形の中で、なるべく補助金等を活用して進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） よく事情はわかりました。いずれにしても、有利なものを利用して、この事業が行えるように、さらなる御努力をいただきたいと、これは私の要望でありますのでお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第15号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出で、職員の手当等の過不足で、人件費4万4,000円を減額して、下水道事業費用を6億5,986万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第15号の細部説明を申し上げます。

議案書の1ページで、第2条、収益的収入及び支出についてでございますが、収益的支出の第1項、営業費用で、4万4,000円を減額し、下水道事業費用の総額を6億5,986万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算実施明細書によりまして御説明いたしますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

01款、下水道事業費用、01項、営業費用、04目、総係費の9407総係事業でございます。人件費にかかわる費用といたしまして、03節の職員手当から10節の負担金にわたりまして、それぞれ変更をお願いするものであります。給与費の明細につきましては、5ページ、6ページに記載がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

2ページに戻りまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費を9万1,000円減額いたしまして、1,923万8,000円とするものであります。

以上で、議案第15号の細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第16号「南箕輪村村道路線の認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第16号「南箕輪村村道路線の認定について」、提案理由を申し上げます。

本案は、農地の宅地転用が行われ、沢尻区において開発されて5軒の宅地に面す

る道路及び南原区で開発された7軒分の宅地に面する道路につきまして、道路法第8条第2項に基づき、村道路線として認定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第16号の細部説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

まず、村道認定をお願いする道路の路線でございますが、路線番号では、2351号線と村道2352号線の2路線であります。

まず初めに、村道2351号線について御説明いたします。

起点は南箕輪村字大林9567番地3先から、終点は南箕輪村字大林9568番地2先までの、延長が60.52メートル、幅員は5メートルから9メートルであります。

地図が2ページにありますのでごらんください。

認定する道路は、この図の下側の黒枠で囲み、グレーで着色した場所にあります。中央道の東側で、火葬場から村道10号線が伊那インターアクセス線へ伸びていますが、その途中から南部小へ通じる村道2185号線と村道2187号線を結ぶ道路になります。

3 ページをお開きください。

この図は、認定する道路を公図に写したものでございます。黒枠で囲み、グレーで塗りつぶしてあるところがその場所になります。

この図で認定する道路に面する9567番地1から9568番地5の土地のうち、9568番地1を除き、住宅が既に建設済みとなっております。道路はアスファルト舗装がされております。上下水道管が埋設されています。道路の東側に自由勾配側溝が設けられ、雨水排水ができる構造となっております。道路の幅員は、側溝を含めまして5メートルで、村道と接続するところで、道路の隅切りを含めて、最大で9メートルとなっております。

なお、道路敷につきましては、村道認定にあわせて寄附をされる予定です。

続きまして、村道の2352号線について御説明いたします。

1 ページをお戻りください。

村道2352号線は、起点は南箕輪村字中野原8306番地1984先から、終点は南箕輪村字中野原8306番地2055先までの、延長が83メートル、幅員は4.1メートルから10.2メートルになります。

2 ページに地図がありますのでごらんください。

該当する道路は、図の上側になります。黒い太線で着色した場所です。中央道の西側で、昨年度に整備した南原雨水排水調整池の北西に当たります。村道2212号線と村道2214号線を結ぶ道路になります。近年、宅地開発が盛んな地域であ

ります。

4 ページをお開きください。

この図は、認定する道路を公図に写しました。黒枠で囲み、グレーで塗りつぶしてあるところが該当するものであります。

この図で認定する道路に面する南側の宅地は、既に住宅が建設済みとなっております。道路の北西、8304番地2056で住宅の建築が行われているところであります。それ以外のところは、まだ未着工となっております。道路はアスファルト舗装済みで、上下水道管が埋設されております。道路の北側に自由勾配側溝が設けられ、村道2212号線と交わるところで地下浸透させ、雨水排水ができるようになっております。道路幅員は、側溝を含めまして、4.1メートル、村道と接続するところで、道路隅切りを含めまして、最大で10.2メートルとなります。

道路敷につきましては、村道認定にあわせて寄附をされる予定です。

以上で、議案第16号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第17号「南箕輪村村道路線の一部廃止について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第17号「南箕輪村村道路線の一部廃止について」、提案理由を申し上げます。

本案は、北殿区の企業の事業拡大に伴い、工場用地を取得、拡張することにより、村道の一部で村道を維持管理する必要がなくなりますので、企業の要望により、村道の一部を廃止し、譲渡するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第17号の細部説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

一部廃止する村道の路線番号は、村道1012号線になります。廃止する村道の起点は南箕輪村字上川原3787番地先から、終点は南箕輪村字上川原3790番地先までの、延長が72.1メートルで、幅員は3メートルになります。

2 ページに地図がございますので、ごらんください。

その図で、一部廃止する村道の場所説明を申し上げます。

一部廃止する村道は、地図内の中央部丸印の中で、黒枠で囲み、グレーで着色し

たところになります。地図内にある一点鎖線は、町村界を示しております。伊那町との町村界を示しています。北殿区で、天竜川の右岸の伊那町との町村境にある大明化学工業の工場の敷地の東に面しております、村道は箕輪町の未舗装の赤線道路に接続しております。

大明化学工業は、事業の拡大に伴いまして、現在ある工場の北側へ工場を拡張する計画を持っております。近隣の水田などの地権者は了解済みであり、その用地は既に取得済みとされております。工場拡張予定地内には、箕輪町の赤線道路があり、その取得手続も行っており、今のところ支障なく、計画どおりに工場の拡張が実現する見込みである。したがって、黒枠で囲まれた村道部分は、以後、村道として維持管理する必要がなくなりますので、一部を廃止し、払い下げるものであります。

3ページをお開きください。

一部廃止路線図は、公図の写しに村道の廃止部分を書き込んだものでございます。1ページの参考とあわせてごらんください。

この一部廃止によりまして、村道1012号線の終点が南箕輪村字上川原3787番地に、道路延長が69.4メートルに、幅員は4.3メートルから6.2メートルになります。

以上、議案第17号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第18号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の締結について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第18号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、伊那市との間で定住自立圏形成に関する協定を締結したいので、南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 議案第18号の細部説明を申し上げます。

ただいま村長の提案理由にありましてとおり、本案は、伊那市との定住自立圏形成に関する協定の締結につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案書をおめくりいただき、協定書案をごらんいただきたいと思います。

す。

第1条は、目的として、定住人口の確保と地域の活性化を図ることがうたわれております。

第2条は、基本方針として、別表に掲げる事業について、連携して実施していくこととしております。

1枚おめくりいただき、別表をごらんください。

今回の協定の中で取り組む事業としましては、まず生活機能の強化の分野として、空き家の利活用を促進する事業に取り組みます。

次に、結びつきやネットワークの強化の分野では、バスによる行政区域間の縦断路線の試行運行を実施することとしております。

最後に、圏域マネジメント能力の強化の分野では、職員の資質向上や政策形成能力の強化に向け、合同で職員研修を実施することとしております。

それでは、お戻りいただきまして、第3条では、事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担について、連携して事務執行に当たること、また費用については、相互の受益等を勘案し負担することが規定されております。

第4条は、協定の変更について、変更する場合には、あらかじめ議会の議決を経ることとしております。

第5条では、協定を廃止しようとする場合には、こちらもあらかじめ議会の議決を経た上で、2年を経過した日にその効力を失うこととしております。

第6条では、疑義の解決として、疑義が生じた場合は、協議の上、これを定めることとしております。

以上、議案第18号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕お疲れさまでした。

散会 午後 1時58分

議 事 日 程 (第2号)

平成27年12月9日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(受付順位第1番から)

6番 唐 澤 由 江

2番 小 坂 泰 夫

9番 大 熊 惠 二

5番 百 瀬 輝 和

1番 加 藤 泰 久

6番 都 志 今朝一

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久夫
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成27年12月9日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁も含め1人50分といたします。時刻掲示板を確認しながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

一般質問をさせていただきます。

まず最初に、こども館の建設について、こども館の建設で何がどう変わるのかという内容でございますが、教育委員会から、10月の全協に知らされました包括支援の展開、ネウボラ、子育て支援を見ますと、そのすばらしい内容、四つの機能がありまして、児童館機能、放課後児童クラブ機能、子育て支援相談室、それから村民交流機能というような内容です。

先日、総務、福祉教育の委員会で、用地を確認いたしました。その内容を見ますと、やはりこども館という、ふれあい広場、夢広場というようなことで、会議室を、交流する場所がたくさんいるなどというような感じがいたしました。放課後学童クラブ室、本当にこれでそこに入るのかなというような心配をしたところです。

さて、学童クラブですけれども、5年生まで受け入れているために、今の学童クラブがこども館に移動したいということで、ネウボラ機能を位置づけるということですが、それは、もともと母子保健の関係で、保健師が、妊娠期から就学前まで、健康診断や保健指導、予防接種を行って、相談に応じていく制度ということで、全く今行っている保健師、保険予防係の事業かなと思います。

村の子育て教育支援相談室は、平成22年に開設されまして、子供の問題を18歳まで対象にして、伊那市版の南箕輪版の相談室というような感じがしております。ですけれども、相談室自体が宙に浮いているということで、子育て支援課、教育委員会、住民福祉課、三つからの兼務辞令をもってやっていく、入れれば、本当は理想のかなと思いますけれども、現実には宙に浮いているのではないかと。それは、もう

まとめて、こども館建設に向けて解消していくということはありがたいことかなと、望んでいたことではあります。

しかし、初めの目的が、学童クラブも手いっぱい、特別支援室が足りないからというようなことで計画したようですけれども、この段階を、話をする中で、8人になり、1クラスでよいというようなことがあって、特別支援学級も減るというようなこともあります。本当は、学校が側であったり、親が安心して子供を預けられるので、本当は今のところが一番いいかなとは思っていますが、それはかなわないということですので。

現在、理想的な私の考えを言うと、村民センターというのが貸館で、既に20年が過ぎております。今は、あんまり稼働率がよくないのかなと、低下しているのではないかなとは思っております。ここのところに、こども館機能が果たしていければ、多少は楽になるのではないかなというような気がします。

それと、図書館ですけれども、図書館、昔、平成20年でしたか、3,000万円の世代間交流施設の補助金をもらいまして、世代間交流施設ということで、現在、南側の部分が、子供たちや、勉強したり、お話し合いをしたりというようなことで、交流、平成20年に広いスペースを確保しております。ですので、そういった勉強や交流等、土日、放課後、多くの子供でにぎわっております。不登校の子供や発達障害の子も通っていますので、司書の職員の支援もあったり、今後のこども館ともかかわってくるので、連携をとって、子育て広場、集いの広場、子育て講座などを行っていただければいいかなと思います。

不登校や貧困家庭、ひとり親家庭の施策として、子供の居場所づくりのために、食事づくりで交流したり、御飯を食べさせたりというようなことや、ボランティアがいて、そういったことをやってくれる調理場というのでも欲しいなと思います。そういった信州型コミュニティスクールでもいいんですけれども、多くのボランティアが集まりながら、そこで有機的に活動していけば、このこども館構想というのは本当にいいものになってくるのではないかと思います。

学童クラブの預かるというところから、学ぶ機能を入れてはということですが、そこら辺が、今までおやつをあげていたんですが、そのおやつに対して、今はおやつは中止にしておりますし、学ぶ機能は若干はやっているかと思うんですが、子育て教育支援相談室の先生方にお話を聞いてみました。尼崎市の研修をしてきて、そういったものを見ますと、国の補助金を受けて、CSW、SSWが当たっております、子供の権利条約に基づいた子供の育ち支援条例が制定されております。その背景には、不登校が2倍になって、生活保護世帯の援助や虐待や、そういった子育て不安に対して、学校や福祉がばらばらではだめだということで、ワーカーを嘱託職員として46万都市に6人のスクールソーシャルワーカーやCSW。主にCSWは、そういった、いわゆる学級とか、そういった講座等を担当しているというものだと思います。しかし、学校の壁があって、非常勤ゆえに、幾らか、やはりかな

か難しい問題があるということで、子育て相談室にちょっと訪問をして、影響をお話ししてみました。この熱い先生方がいて、5人体制でありますので、口をそろえて、学校の壁はないということを言っておりました。

ですから、これらが一体化となり、大きな力になればいいのかなと思いますが、ちょっと狭いのではないかなということで、いろいろ一連のことについて、こども館建設について、何がどう変わるのか、お聞きしたいと思います。1から5まで、一括してお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の質問にお答えいたします。

こども館建設で何が変わるかということでもあります。

こども館建設につきましては、前々から説明を申し上げますけれども、放課後児童クラブがどうにもならないという状況の中から、放課後児童クラブを合わせて、どういう施設にしていくのかということで、教育委員会等々からも御意見をいただきながら、今の形となってきたところであります。三つの機能ということで、子ども体験、子育て支援、村民交流、この三つの施設をあわせ持った施設にしていきたいということで考えておりますし、子供を中心とした幅広い世代の交流拠点施設、こういうことで考えておるのであります。

そういったことで、どう変わるかということでもありますけれども、できる限り、子育てのワンストップサービス、このことに心がけていきたいというふうに考えておるところであります。いろいろお話がありましたけれども、学校の側という話もありました。もちろん、学校の側にありますし、体育館も使えますし、校庭も使えますし、そういったことは非常に場所的には問題ないのではないかというふうに思っておるところであります。

子育て教育支援相談室の話もありましたけれども、相談件数が多いということで、これはなかなか大変になってきております。ただ、宙に浮いているのではないかと話がありましたけれども、そういうことはありませんのでお願いをいたしたいと思っております。

ちょっと質問内容が5番までありますけれども、ちょっと質問と、今聞いておりますと、若干かけ離れた部分もありますけれども、コーディネーターは誰かという、こういう質問もお答えをしていくということでよろしいわけですか。

今、調整会議を行っております。どういう運営にしていくのか、どういう配置にしていくのか。したがって、コーディネーターは置いてまいります。そんなことで御理解をいただきたいと思っております。今、関係課で調整会議を精力的に行っておりますし、今後、選定となってまいります。

次に、ネウボラ機能は以前からあるものではないかということでもあります。

できる限りワンストップサービスという、こういうことでは本村でもやってきて

おりますけれども、本格的にいろんな機能を持ち合わせて、その中でやっていくということは、今回初めてであります。したがって、南箕輪村版ネウボラの機能、あわせ持たせたいということで今検討をしておるところであります。そのことがうまくいけば、より一体的な子育て支援、教育支援になっていくのではないかとこのように考えておるところであります。

それから、③、⑤につきましては、教育委員会から答弁をさせていただきます。

子供食堂というような話、今もありました。子供食堂、確かに全国的にはそういうこともあるようであります。ただ、このこども館に子供食堂をという、こういうことがいいのかどうかということ、これにつきましては、やはり地域の中で子育てをしていくことが基本となつてまいりますので、それぞれ、そういった地域の中でできていけばいいのではないかとこのように思っておるところであります。この子供食堂がどうかという問題につきましては、行政でやるのがいいのかどうか。本来であれば、NPOだとか、ボランティアだとか、そういう皆さんがやっていただくことがいいんじゃないかとこのように私自身は思っておりますので、そういった機運も高めていくことも必要であろうとこのように思っておりますので、そういったボランティアの皆様方がより多く出てきていただければということをお願いしております。そういった仕掛けということは当然していく必要はあるとこのように思っておるところであります。

いずれにいたしましても、これから業者選定をしながら進んでまいりますし、また、造成等々も臨時議会等をお願いをして、お諮りをしていかなければならない。今月中に、大方の構想といいますか、業者のほうからのそういったものは出てまいりますので、それらを選定しながら検討していくという、こういう段階でありますので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 子供の居場所づくりで、図書館との連携をということに関してですけれども、仮称こども館は、議員が御承知のように、四つの機能を備えた複合施設を計画しております。子供の居場所づくりという点では、十分機能する施設になるだろうと期待しております。

御指摘の図書館との連携でございますが、最近の子供たちは、全体的に本を読む機会が非常に減ってきているというふうに感じております。今後、仮称こども館を利用する子供たちが、気軽に図書館に足を運べるような仕組みづくりや、仮称こども館の活動の一部として、読み聞かせなどの充実したプログラムの展開が図れるよう、図書館と相談しながら考えていきたいと思っております。

5番目の、学童保育に、預かるから学ぶ機能を入れてについてお答えします。

御承知のように、学童保育は、当初小学校に入学して間もない子供たちが、数人程度で、お迎えまでの託児所的な役割として運営をしておりましたけれども、発足

から十数年が経過し、現在では放課後児童クラブとして、現在、小学校6年生まで、両校で160名から170名の児童たちが利用しております。

昨年、村の教育委員会では、朝日村、原村の放課後児童クラブを視察しましたが、預かるだけでなく、学ぶ要素を取り入れた内容を取り入れており、大変感心したところでもあります。具体的には、学校からクラブに来ると、まず全員が宿題に取り組んでいる姿が見られました。原村では、低学年、中学年、高学年と、それぞれの部屋に別れ、それぞれ指導員が一、二名ついて、学習を見守っておりました。また、朝日村では、週に1回、全員がホールに集まり、子供の進行による集会活動を行っておりました。このほかにも、長期休業中には、農作業体験や村内めぐりなども取り入れているということで、集団としての活動も取り入れており、感心したところでもあります。

本村の場合も、クラブに来ると、まず宿題に取り組む姿が見られます。また、昨年から、清掃活動や一輪車などの遊びも取り入れており、保護者を対象にしたアンケート結果を見ますと、こうした活動は大変好評で、今後ともぜひ行ってほしいとの声や、宿題を見ていただきたいという要望もありました。登校日は、保護者が迎えに来るまでの時間がまちまちのため、子供たち全体の活動は難しいところもありますが、長期の休みなどは、支援員たちが中心となって、スポーツ、工作、読み聞かせなど、さまざまな体験や学習を行っております。

放課後児童クラブは、単に子供を預かるだけでなく、集団として子供たちをどう育てていくかという側面も非常に大事になってくると考えております。指導員の数だとか、資質の問題等、課題もありますが、今後とも、こういった内容を取り入れていったらよいか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やはり、こども館ができて、ワンストップのものができ上がれば、本当に完全に子育て日本一というような気がしますので、教育委員長さんのお話もお聞きして、心強いなと思いました。よろしくをお願いします。

次に移ります。

マイナンバー制度の盲点についてということで、印刷漏れだとか、不着だとか、いろんな問題が何かあるようなんですが、みんなに聞いてみますと、申請はしないといったようなことが言われております。昔も、住基カードをやっぱり100枚以下とか、本当に少ない申請でしたけれども、番号カードもなかなか難しいなと思いました。

本当は、簡易書留で来るものが、名前が印字されているんですけども、白紙の紙を本当に役場のところへでも置いておいて、申請する人だけが持って行ってやれば、本当にもっと簡単に、難しくなくてやれたのではないかなというような気がします。

こういった困難事態があちこちに報道されておりますが、こういった困難事態を想定したかということと、これからどういうふうを導入していくのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） マイナンバー制度につきましては、今、取り組みが始まっておるところでありまして、本村におきましても約5,900世帯でありますけれども、配達が終わったところでもあります。

そういった中で、住所、実際に住んでいるところと住所が違うという部分というのがあるわけでありまして、これ、当初から想定をしておりました。例えば、村の住所があり、県内の、県外含めましてですけれども、大学に行っている大学生なんかは、住民票はこちらにありますけれども、住んでいるところは違うところだという、そういう事例というのも想定はしておりました。

村は、12月1日に配付が終わっております。そういった中で、約400通ほどが役場に今戻ってきておるところであります。そのぐらいはあるだろうなということは思っておったところでもあります。戻ってきたカードを、これからは村のほうで全て保管をして、通知を出して、とりに来ていただくという、こういうことを今やっておるところであります。したがって、それがどのぐらい減っていくのかというのは、これからの問題となってくるところであります。

そういったことで、いろんな問題はあろうかと思っておりますけれども、配付が終わって、これから届かなかった方に対して、村のほうで配付をしていくという段階に今入ってきておるところでございます。

と同時に、マイナンバーカードが届いたことにより、問い合わせというのもふえてきております。総務課に相談窓口を設けて、対応をしておるところであります。

申請の問題につきましては、いろいろ今御質問ありましたけれども、これは国の制度として、国の中で全国一律にやっておりますので、そんな点は、役場に紙を置いて申請してもらえばいいんじゃないかというような話がありましたけれども、これはそういうことはできませんので、そんな点は御理解をお願いしたいというふうに思います。

マイナンバーカードを利用して、いろんな行政効率が上がるようにつなげていかなければならないと、こういうことの趣旨でありますので、趣旨に沿うような、そういった運用がなされていくことを望んでおりますし、行政としてもそういうふうにしていかなければならないというふうに思っております。

これによりまして、申請をして、カードを受け取る方、どのぐらいいるのかということは、これ全く不明であります。一般の方につきましては、余り必要ないのかなというふうには考えておるところであります。したがって、マイナンバーの通知を保管していただいて、必要なときに使用していただくという、こういうことのほうがはるかに多いのではないかと、こういうふうと考えておるところであります。

す。

窓口対応等々につきましては、できるだけ親切に対応しながら取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 400通ということで、割と少ないのかなというような気がしますが、これからも親切な対応をお願いします。

次に、3番のふるさと納税への積極的な対応を。

特産品の拡大と南箕輪らしさをということで、ふるさと納税が今話題になっておりまして、伊那市も駒ヶ根市も1億円を突破し、長野県も1億円を突破し、県内では全国3位だということで、35億600万というようなふうに言われております。

私の友達が伊那市の住民ですけれども、岡山県の実家と本村が娘の嫁ぎ先ということで、3万ずつ納税したようです。うちの村は、ちょっと単品だけだったそうですけれども、岡山からは名産の海の幸が届いたり、50個も名産のお菓子が送ってきたりというようなことで、本当に手厚かったようです。

村には、まっくんまんじゅうというのがありますので、それらもまた特産品の中に入れるなど、本当にもうちょっとサービスしたほうがいいのではないかなと思います。

県のものを見ると、1億円を超えているんですけども、内容によって、なぜふるさと納税をするかということで、美しい自然環境の観光県づくりというのが2,818件で3,102万円、みんなで支える子育て安心県づくり、災害に強い長野県づくりというように、それぞれ本当に件数が伸びて、金額も伸びているということで、積極的な対応をお願いしたいと思いますので、1番についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税の御質問であります。

この問題につきましては、前々から議会の中でも取り上げられ、何回か御質問をいただいております。寄附を受ける自治体、返礼品を提供する事業者、それぞれにメリットがある、このことが一番いいんじゃないかというふうにお考えしております。

ふるさと納税自体の制度につきましては、いろんな見方もありますけれども、制度がある以上、しっかりとやっていかなければならないということで取り組みを始めたところであります。したがって、9月の補正予算で委託料を認めていただき、10月に業者を選定いたしました。これで、かなり手続が簡素になってくるということでもあります。この取り扱いにつきましては、1月から開始となってまいりますので、今までよりも利便性がはるかに向上するということになるのではないかと考えております。

また、同時に、返礼品の充実もしていかなければならないということで、パンフ

レットをつくったりとか、いろんなことを今しておるところであります。そんなことは御理解をお願いしたいというふうに思っておるところであります。

ただ、本村の場合には、特産品というのがなかなか難しい部分があります。しかし、そうは言っておられませんので、1番は、米の問題では、新しくネーミングもできました風の村米だよりコシヒカリ、この辺を積極的にPRをしてまいりたいというふうに思っておりますし、商工会を通じまして、そういったお願いもしておるところであります。また、新たな特産品というのもできていくというふうに思っております。昨日も、ある方が見えまして、いろんな話をしている中で、こういうこと、私のほうから逆にお願いしたケースもありまして、それはぜひ使っていただきたいというような話もありましたので、そういったものも乗せていきたいなというふうに思っておるところであります。

それから、本村も、名古屋、東京に行きまして、いろんなイベントを今開催させていただいております。この辺は充実をかなりしてきたなど。その折に、ふるさと納税等々のチラシも配るようになっていきたいというふうに考えておるところであります。そんな準備も始めたところでもあります。

実績は確実にふえております。ただ、額は本当に少ないわけでありましてけれども、件数では昨年よりも73件、現時点でふえておるところであります。したがって、上伊那の中では、2番目の低いということになっておりますけれども、さらに伸ばしていきたいということで、いろんな取り組みを初めておりますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

また、銀座NAGANOのイベントもできることになりました。そういったことも通じながら、いろんなところでPRをしていきたいなというふうに思っておるところであります。

また、村民の皆さんにも、どういった呼びかけをしていったらいいのかなという、外に出ている皆さんに呼びかけをしていくことも大切かなというふうに思っております。まずは、我が家庭から初めてまいりたいなど、そんな思いもしておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 1億円も入ってくれば、いろいろ国から来るお金も当てにしなくてもできるのかなというような気もしますがけれども、ちょうど、県のふるさと納税の返礼品で、リンゴの品が不足しているから融通してくれというような話もあったりしたので、ぜひ、これを重点的にやってもらいたいなと思いますので、お願いいたします。

次に移ります。

伊那中央病院の救急救命センターの実態について。年齢別搬送者数と死亡数は。ICUから退院に向けて、家族や職場へ誰が連絡するのか。地域包括ケアセンター

との話し合いでは、ケアマネが手配できないので、退院がおくれているということだそうです。そういったことで、医療費も伸びてしまいますので、これらのことを解決していただきたいと思いますが。

救急現場は、本当に末期の方が行っているのか、それとも、都会では、20代、30代のシングルマザーの人が、本当にDVとか虐待等で入っている人もいます。現実、うちの村、伊那中央病院の救急救命センターはどうなのかというようなことをお聞きしたいと思います。

80歳の女性が、梗塞の疑いで、かかりつけ医から紹介されて、2週間の入院でいいということでしたけれども、役場に家族が出向いて、包括センターに相談すると、社協のケアマネは忙しい、かかわれないということで、どこでもいいから、早く探していただかないと、ケアマネがいないと退院ができないというようなことを聞きましたので、こういうことでは困るのではないかとということで、1から3までについてお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 伊那中央病院の救急救命センター等の御質問であります。まず、年代別の搬送者数と死亡者数の御質問であります。

これ、平成26年度の実績の数値で申し上げます。年代別といいますけれども、大まかな年代別でありますけれども、ゼロ歳から10歳までが27人、20代・30代で30人、40代・50代で39人、60代で43人、70代で52人、80代で92人、90代で39人、100代で1人、合計323人搬送をされております。やはり、80代あたりが一番高くなっておるところであります。そのうち、病院内で死亡した方が323名中28名ということになっております。

I C U病棟の部分で、退院に向けて誰が連絡するのかということでもありますけれども、I C Uで一般病棟へ転移するは、転棟するわけであります。そういった場合につきましては、看護師長もしくは担当看護師が、電話等で家族に連絡をしておるところであります。

また、ケアマネジャー等の問題の質問であります。

やはり、短期間でスムーズな退院につながるためには、病棟と医療相談部門の連携が、これは本当に必要となってまいります。伊那中央病院の内部では、入院時から退院時に向けた調整を行う専門スタッフを配置し、連携に努めてきておるところであります。外部との連携といたしましては、病院と市町村、ケアマネジャーが参加し、退院に際してのルールづくりに向けた会議が行われております。これ、会議を持ってあります。したがって、そんな点はぜひお願いしたいと思います。

この退院に向けては、介護保険利用者と利用していない人、この扱いというのは分かるわけであります。原則的に申し上げますと、介護利用サービスの準備をしてからの退院が原則となっております。したがって、介護保険を利用されていない場合は、退院の方向性が在宅となった場合には、家族に介護保険の申

請を依頼し、ケアマネジャーを選任後、調整を行いまして、退院にしておるところであります。ケアマネジャーの事業所というのは利用者が選定する、このことが基本となっております。しかし、住民の方が選定するという事は難しく、選定に時間がかかることになろうかと思っておりますので、御自分で判断できない場合には、地域包括支援センターが援助をしまして、早期にケアマネジャーが選定できるように、そういった配慮はしておりますので、よろしく願いいたします。

これからは、さらにこういった問題が重要となってまいりますので、よりきめ細かな相談体制、支援体制というのが必要となってまいります。そんな点は心がけてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やはり、介護保険を利用していないので、やっぱり多少おくれるのかなというような気がします。速やかな対応をお願いいたします。

次に、浄化センター付近の水道断水について、原因は何か、想定外か、寿命か、長寿命化計画はということですが。

先日、田畑で、7センチ下の水道管が破裂し、断水し、工事を行ったということだそうです。原因は一体何なのか。これは、大事なライフラインの水道管ということで、こういった長寿命化計画というのはどういうふうになっていて、この場所はどうかであったのか。土曜日であったので、本当になかなか大変だったようですが、4時40分に発生し、7時に復旧したということで、その後、片側通行となつて、3日後の24日まで片側による通行となるというメールがあり、天候によりおくれるかもしれないということで、24日の11時35分に、また新たな工事で断水のお知らせがあり、2時34分の復旧のお知らせということで、なかなかスムーズにはいってないのではないかなということを感じました。丁寧に対応はしているのではないかなとは思いますが、2度目の断水の原因だとか、想定外であったのかとか、そんなようなことをお聞きしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 浄化センター付近の水道断水についての御質問であります。

大変御迷惑をおかけいたしましたけれども、断水の範囲が狭かったということで、対応はしっかりさせていただきました。水道水、注水につきましても、きちんと断水家庭には行ったところであります。

原因であります。これ、交差点付近ということで、非常に交通量が多い、そして大型が通る、そういった通行の状況でありまして、埋設当時の想定をはるかに超える力が水道管に加わったと、このことが原因であるというふうにご覧いただいております。

原因はそういうことでありますけれども、当時の工法にも、やはりいろいろあつ

たのかな。いろいろあったというか、当時はそれが通常でありましたけれども、今は礫や土で埋めますけれども、必ず砂を大量に入れるということでもありますけれども、当時はそういう工法ではなかったということで、そんなことも原因をしたのではないかなというふうに考えておるところであります。

水道管の法定耐用年数というのは、一般的には40年とされております。しかし、交通事情の変化や埋設状態、また土壌によっても変わってまいりますので、一様な年数の寿命とは言いきれないのが実態であります。

長寿命化計画の御質問でありますけれども、村では、平成24年度の水道ビジョンで、安心・安全な水道水の供給を安定かつ持続的に行うよう計画を立てたところがあります。全国的には、水道施設の老朽化に伴う計画的な更新が最重要課題となっております。水道事業では、水道アセットマネジメントをもとに、水道施設の計画的な更新に取り組み、安定した水道事業経営に取り組むこととされておるところであります。したがって、村では、今年度と28年度の2カ年継続事業で、水道アセットマネジメント策定に取り組んで今おりますし、28年度まで取り組んでまいります。施設の更新の重要度や優先度の検討を行いながら、安定した水道水の供給に努めてまいりたいと、こういうことで今事業を進めておるところであります。ただ、本村の場合、まだ若干石綿管のところがありますので、それを優先にしながら、今申し上げたような水道アセットマネジメントに基づきまして、長寿命化計画に従って、施設の整備を行っていくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に移ります。

公務員と民間感覚との違いは何か。公務員としての責務と義務は何か。住民の福祉向上を求めて働くには何が必要かということなのですが。

先日、職員の研修会ということで、KOAの向山会長の村職員の研修会に参加させていただきました。貴重なお話を伺いました。武士道精神であるとか、新渡戸稲造のお話、それから礼儀だとか、両親、先祖への感謝、おかげさま、ありがとうございます、ごめんなさい、申しわけございませんというような言葉、言葉をお互いに声かけ合うというようなこと、それからふるさとへの義務と責任、また、人間はなぜ生を受けているのか、願い事、それから困難なこと、生かされている風土、社風とか家風とか、そういった風格や人格、母に感謝、ふるさとへの恩返し、そういった含蓄あるお話をお聞きして、そのKOAの社員の皆さんは、恩返しに感謝祭を行っているというようなお話でした。

さて、公務員はどうすべきかということなのですが、公務員は住民に頭を垂れるべき、住民はお客様、いらっしやいませ、こんにちは、ありがとうございますとい

うのは、お互いに、こちら側からも言ったり、言わなかったり、いろいろあるかと思いますが、ちょっと朝礼で言ってもらいたい言葉ではないかなというふうに考えました。窓口へ行っても、声をかけねば知らん顔とか、すれ違っても知らん顔というような態度もあるかと思いますが。心からの笑顔とは言いませんけれども、挨拶が欲しいと思います。したがって、公務員であっても、民間感覚を持って、仕事に当たってほしいとは思っています。

目標というのは、公務員は住民の福祉向上のために働くことが大切です。したがって、人と接することが苦手な人というのは向いていないと思います。民間は、企業の利益のために働き、企業とて、利潤の上がることは切ります。

よく住民から言われる言葉なんですが、役場であるから、あんなに休んでいてもよく務まるんだねというような不名誉な言葉、こういったことは何とか解消できないのかなと思います。よく、体調が悪いからと、冬季になって、決まって療養休暇をとる人もいたりします。職員に聞いてみると、そういう人の周りは本当に迷惑だということも言われています。公務員は守られているから、権利があるから、恵まれているからということで、あぐらをかいてはいけないと思います。1人休んでいても仕事がカバーされるのか、回っていくから不思議です。一般的には、その人が長期に臨時休暇をとりますと、療休をとりますと、一般的には臨時として要求していくというのが普通かなと思いますが、やはり兼務辞令でこなしていくのもいいのか、悪いのか。制度があるから、権利だからということで、住民の福祉向上のために働かないというのは困るような気がします。

特に、民間では、自己研鑽のための勉強というのは、全て自己資金で行うというふうに言っています。やはり、村長は、県や国に職員派遣を口にはしていますが、いない職員のカバーは誰がするのかというようなことを考えています。やはり、住民を意識しての公務員ということが一番大事ではないかなと思います。

区長会との懇談会でも感じましたけれども、やはり、もう少し厳しい感覚で仕事に励んだりしていかないと、やはりみんなが納得しないのではないかなと思います。

そのことについて、村長にお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 公務員の問題につきましての御質問であります。

唐澤議員も、長年、役場職員として勤務をされておりますので、その辺は十分御理解もいただいておりますのではないかとこのように思っております。

公務員と民間感覚の違いとか、あるいは公務員としての責任、そういうお話がありましたけれども、質問のとおりだというふうに私も思っております。

公務員というのは、確かに法によって守られておりますけれども、その職務につきまして、職務に専念をしていただかなければならない、あるいは住民福祉のために、向上のために、住民の目線に立って、いろんな対応をしていただかなければ

ならない。このことは常に指導をしておるところでありますし、多くの皆さんから、そういった役場の対応につきましては、かなりよくなってきているのではないかと
いうお声もいただいております。したがって、そういった指導、
監督につきましては、さらに徹底をしてみたいというふうに考えておるところ
でございます。

休暇等の話もありました。

今、本当に悩みは、心の病といいますか、そういった職員もいるところでありま
す。ただ、一時と比べると、かなり少なくなってまいりました。この辺は、本当に
ありがたいなというふうに思っておるところであります。法にのっとりやっ
ていかなければならないという面もありますので、その辺は、両方見ながらやっ
ております。したがって、この11月末で1人退職となりました。そんな点も本当に
気の毒だったなというふうに思っておりますけれども、それは制度の中でやむを得
ないというふうに私自身は思ったところあります。

したがって、できるだけ早く仕事に復帰できるように応援もしていかなければ
ならない、その人の人生というものもありますので、そういったこともやりなが
ら、どうにもならないときは、やはり法にのっとり対応をしているというのが実
態であります。今、本当に少なくなってきて、ありがたいなというふうに思っ
ております。

職場環境ということにも影響してまいりますし、同時に、本村の場合には、人口
がふえてきて、いろんな対応が必要となってきております。そういった面で、そ
ういう心の病になる方等々もいるのではないかなというふうには思ってお
るところあります。せんだつても、全職員にそういった部分の、アンケートではありませ
んけれども、全部お答えをしていただきました。記入をしていただきました。その中
で、かなりそういった傾向にある職員というのもおるわけでありまして。その内容、
一人一人の結果、誰がどうかということはありませんけれども、結果として出
てきたものに私も目を通させていただきました。もう少し、やはり職場環境とい
うのをよくしていかなければならないのかなというふうに、その結果で感じたところ
でございます。

したがって、今申し上げましたように、公務員としての立場、理解をしながら、
できるだけ住民の目線に立って対応していく、このことは常に指導してまい
りますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。時間が少ないので、端的にお願いしま
す。

6番（唐澤 由江） ありがとうございます。

最後に、観光誘客にマラソン大会を実施してはということです。

先日、飯島町で、米俵マラソンが開かれ、議員研修会でもトライアスロンとか、

マラソン大会をやると、住民、誘客、観光につながるというなお話もお聞きしました。その米俵を担ぐかどうかということは別として、やはりこういった元気づくり支援金を米俵作成費用に使ってやっているようです。ボランティアも入っているようですけれども、そのマラソンは、持たない人もいるわけで、723人のうち500人が普通に走っているということで、行政として、感性を豊かにして、集客、観光に結びつける努力をしていただきたいなと思います。

ちなみに、村の駅伝大会は低調で、中学生のクラブが出たり、地区対抗といっても、出場できない区があって、本来の機能が保たれていないなということですので、個人なら諏訪湖マラソンに出ている人もいますので、工夫を凝らして、課題を見つけて職務に当たってもらいたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。時間を見て答弁してください。

村 長（唐木 一直） マラソン大会を実施するかどうかということにつきましては、実施はいたしません。そのことは申し上げておきたいというふうに思います。

今、ハーフマラソン、全国各地で行われておりますけれども、本当に運営もかなり厳しくなってきた自治体もあるわけでありまして、開催時期もかなり重なってまいりますので、これは本当に後発組としては難しいというふうに思っております。そのかわりに、本村の場合は、ことしから経ヶ岳バーティカルリミット、全国レベルで開始をしたところでありまして、全国から800人を超える皆さんにおいていただきましたので、一定の効果が上っておるといいうふうに思っております。

したがって、そういったイベントにつきましては、この経ヶ岳バーティカルリミットをどう充実させていくかということに主眼を置いていきたいというふうに思います。交流人口増加対応としても実施したところでありまして、そんな点は、ぜひそういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。この経ヶ岳バーティカルリミットにも元気づくり支援金をいただいておりますので、お願いしたいと思います。

やはり、いろんなイベントをするには、村にあった歴史だとか、風土だとか、そういったものも組み合わせながらやっていかなければならないというふうに思っております。そういう意味では、やはり私は、経ヶ岳バーティカルリミットは中学生の60年余に及ぶ歴史がありますので、そんなところに着目して実施したところでありまして。

以上です。

6 番（唐澤 由江） これで、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

55分までトイレ休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時55分

議長(原 悟郎) それでは一般質問を続けます。

2番、小坂泰夫議員。

2番(小坂 泰夫) 議席番号2番、小坂泰夫です。

私からは、今回、大きく三つの質問をします。

まず、大きく一つ目です。田畑地区のことについて、田畑地区の道路のことについてお聞きするわけですが、ちょっと申し上げますけれど、私、36で議員になってから、この12月で49になるんですけれど、13年間、あまり地元地区の質問というものをしなかつたと自分で思っております。議員は、地区の代表ではありません。地区には住民として住んでいるわけですが、地区の代表ではないという理念のもとから、なるべく地元には偏らないという姿勢を貫いてきたつもりですが、何のことはない、若い議員で、地元の皆さんにあまり頼られてこなかつた、そういう自分の弱さのあらわれだったかなと今は反省もしているところであります。それまでも、地区によらず、こんな自分に寄せられる声は、なるべく村全体の多くの皆さんの声を、私なりに多くの皆さんの声を取り上げてきたつもりですが、今回は、田畑の地元の区民の皆さんからも、私にも寄せられた声であるものについてお尋ねいたしたいと思っております。

まず、田畑地区の村道の拡幅や改修について聞くわけですが、通告には、2カ所、2路線について上げましたが、一度にお聞きしますので御答弁のほうよろしくお願いします。

まず1カ所目です。村道109号線と春日街道交差点、事業所名ではタイヤテックさん、カクミさん、蛇足では私の家の交差点でもあるんですけれど、その交差点、交通量が多く、ラッシュ時には東西に抜けられない、また春日街道に出られないという状況が多々見受けられ、危険でもありますし、地元の私の存在する組や、また田畑、これまた利用する多くの方々が思っておられることだと思います。地域の要望として、この春日街道と109号線の交差点を、一番には信号をつけろという、つけてほしいという声が多いかとは思いますが、信号をつけるには、その条件整備としての西側への道路の拡幅などあるかと思っております。こういった点について、必要な条件整備、あるいは改修内容や、また村として現在の交差点に、例えば、信号をつけるとかするに当たっての見通しをお尋ねしたいと思っております。

2カ所目については、村道107号線、国道153号田畑の交差点から東にある田畑の公民館までの道路についてです。こちらにつきましては、実は、去る9月7日、この月曜日、田畑地区の三役、また同僚議員ら皆さんと、直接村長を訪問して、地区要望を上げた経過がございますので、端的にお尋ねしますが、この田畑の交差点から公民館までの、いわゆる道路の状況がでこぼこというか、荒れてしまっているわけですが、細かくは言いません。地元の方なら十分わかるかと思っております。その箇所についての必要な改修の見通しについてお尋ねします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、小坂泰夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

村道改良、田畑地区の2路線につきましての御質問であります。

まず、村道109号線の拡幅改修の問題であります。

御承知のとおり、この村道109号線につきましては、県道伊那箕輪線、通称春日街道と交差する2級村道であります。村の東西を結ぶ幹線道路となっておるところであります。これは、本当に重要な幹線道路という認識は持っておるところであります。と同時に、この交差点は、本当に交通事故がたびたび起きておる、こういう状況にもなってきており、田畑区から毎年信号機の設置要望が出されているところでもあります。村でも、公安委員会に信号機の設置を要望しているところでもありますし、同時に、毎年現地調査というのがありますので、その折にもその場所を見ていただき、信号機設置の要望をしておるところであります。

ただ、この設置には道路改良しなければならない、これはその御指摘のとおりであります。信号機を設置するために必要な改修内容でありますけれども、未整備である県道の西側の村道で、既に整備された東側の2車線道路と同様な道路改良が必要となってくるところであります。道路の拡幅改良には、近隣の地権者の皆様に御協力をいただかなければならないこと、あるいは道路沿いには西天竜土地改良区の水路がありますので、土地改良区にも御協力をいただかなければならないことと、電柱も移転をしていかなければならない、こういう状況となっておるところであります。この工事、西天竜までやっていくということになれば、多額な費用というのはかかってくるところであります。

したがって、村の財政状況を見ながら、補助金の活用も検討をしておるところであります。そういったことを検討しながら、必要な道路であるという認識は持っておりますので、進めてまいります。常々申し上げておりますけれども、来年度、これは本当に多額な予算になるんじゃないかというふうに予想しております。そういった一定の事業にめどがつき次第、測量業務にかかっていたらというふうに思っておるところでありますので、人口増加対応の一定のめどがつく平成28年度まで、これはちょっと着手することはできませんので、そんな点は御理解をお願いしたいと思います。そういった事業に一定のめどがつき次第、測量業務にかかっています。ただ、用地取得というのがございますので、地元の皆さんにも御協力をいただかなければならないということでもありますので、そんな点は御理解もお願いしたいと思います。

続きまして、村道107号線の問題であります。

田畑公民館までの必要な改修のということでもあります。この道路につきましては、平成28年度の地区計画事業、田畑区からの要望として上げられておるところであり

ます。同時に、区の三役の皆さん、議員さん含めまして、御要望もいただいたところでもあります。地区計画事業というよりも、これも主要村道でありますので、村計画でやっていかなければならないというふうに考えておるところであります。

大変状態が悪いということは承知しております。原因といたしましては、アスファルト舗装の下の状態が悪いこと、あるいは冬にしみ上がり、寒さが緩むとともに戻る事態ということを繰り返し、それに加えまして、しみ上がりによって舗装のひび割れ、そういったことができておるところでありますし、また水がしみ込んでいくという、悪循環が重なり、そういった状況になっておるところであります。非常に路盤的に悪いということは承知しておりますので、当面は補修等を行って、しのいでいけたらということ考えておるところであります。

アスファルトの舗装を支える土壌からの抜本的な改修を行うことが最良であります。したがって、アスファルトの下の路盤状態を調査し、どのぐらいそういった改修が必要かということ把握した上で、工事に着手していく必要があるというふうに思っております。これも費用がかかりますので、国の補助金活用を考えておるところであります。平成28年度、工事方法を検討するための調査を行っていきたい。これにつきましては、本当の生活道路でありますので、そういったことで考えております。平成29年度に工事着手ができればという、こんな日程で今考えておりますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。それまでは、住民の皆さんに迷惑がかからないような補修を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 1番目の質問については、村長が今お答えいただいたとおりだと思いますので、大変な財政状況だとは思いますが、地元の方や、また道路の利用者が、なるべく便がよくなるように、御努力をよろしくお願いいたします。

続きまして、大きく二つ目の質問であります。

二つ目と三つ目の質問に関しましては、前議員との質問、ちょっとかぶっているところが多々あるような気がいたしますけれど、この二つ目の質問につきましては、まず私としましてお聞きするのは、先日行われました職員研修、KOA会長の講演の評価と成果についてということでお尋ねしますが、まず、（1）としまして、この研修は、役場の研修という形においては、地域の優良企業であることは間違いないと思っておりますけれど、その一優良企業、一民間会社の会長を呼んだからには、理事者や管理職の皆さんはもちろんのこと、村長自身の思い入れが強い研修だったと私は理解しております。まず、主催した側の評価として、この職員研修についてどのように評価されているかお尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 職員研修の御質問であります。

まず、なぜこういった研修会を開いたのかということでもありますけれども、今年度は、御承知のとおり、地方創生元年という年となっております。私は、以前からKOAの会長とはおつき合いをさせていただいておるところでもありますけれども、地域に対する思い入れ、地域を大事にする気持ち、このことが人一倍強い方であります。そういったことで、地方創生元年、こういう時期でありますので、地域を思う、そういった気持ちを職員が共有できればという思いがありました。そんなことで、研修会を開催させていただいたところでもあります。

地方創生を行っていく上には、職員自体が地域を本当に大切にさせていただくという、そういう思いを共有していただかなければなりませんし、自分たちの住んでいる地域に対して誇りを持っていただく、このことが重要であるというふうに思っております。それが第一歩ではないかと、そういう思いでKOAの向山会長にお願いしたところ、快くお引き受けをさせていただいたところでもあります。

評価ということでもあります。

本当に、多くの職員の皆さんに参加をしていただきました。議員の皆さんも4名ほど参加をしていただいたということでもあります。出席率が90%をはるかに超えておるといような内容でありまして、本当に多くの職員に出ていただいたなというふうに思っております。90%をはるかに超すというような研修というのは、余りないわけであります。私も、職員の様子を見ておりましたけれども、本当に真剣に聞き入る姿がありました。そんなことで、開催してよかったのかなというふうに考えたところでもあります。

向山会長につきましては、会社経営ということのみならず、伊那谷アグリベーション推進機構の機構長を務めておりますし、三風の会など、数多くの役職について、いずれも地域発展や地域の振興に取り組んでいる、そういった組織の長も務められております。講演の中で、いろんなお話をお聞きいたしましたけれども、会社を立ち上げたときの原点、あるいは謙虚な気持ち、そういったことを、日ごろ忘れがちなことを再認識をしたところでもあります。職員や村がすべきことは何なのか、携わっている業務の目的が何なのか、もう一度原点に立ち返ることで、住民福祉の向上につなげてほしいと思ったところでもあります。こうした考え方や心構えのヒントをいただいたと思っておりますので、大変有意義な研修会であったというふうに私自身は捉えておるところであります。

この会社につきましては、やはり今、地方創生ということが盛んに言われておりますけれども、会社の理念、まさに何十年も前に地方創生という考え方でやった会社であります。伊那谷を豊かにしていくためには、農業だけでは生活していけない。農業に加えて、働く場所、そのことが必要だということで会社を立ち上げた理念があるわけでもありますので、そういった理念を聞いていただければ、本当に有意義な研修会であったなというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 1番目の（1）の質問に対する答弁として、村長からの答えは、非常に納得のいくものだと思います。

（2）としまして、職員側の研修成果、職員研修ですので、私が成果という言葉でここで上げたのは、ちょっとまだ、研修の成果ですから、すぐさま成果が出るかどうかというのはまた別問題だと思います。ただ、職員側の受けとめ方、復命があるのかどうかわかりませんが、感想、職員の声、真剣に聞き入っていた姿勢はもちろんすばらしいと思いますし、私自身も会場にちょっと入れない都合がありまして、外で聞いていたんですけど、真剣に聞き入っていた状況はわかります。職員側の受けとめ方、どうであったか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 職員研修でありますので、すぐに成果が出るということではありません。その話を聞いて、自分がどういう姿勢で日常の職務に臨んでいったらいいのか、そういったヒントを見出していただければ、私は成果があったのではないかなというふうに思っておるところであります。ただ、職員の受けとめ方として、多くの職員が非常に参考になったという、こういう声は私のところにも届いております。そんなことは、そういった御理解をお願いしたいというふうに思います。

私自身は、これは私自身の感想でありますけれども、研修の内容として、風ということにふれられておりました。家風、社風、風土、そんな話が数多く織り込まれていたところでもあります。したがって、いろんな事業をやるには、風土や歴史を理解し、地域に暮らす皆さんに受け入れられる事業としていかなければならないということを感じたところでございます。

今、この会長のトップでやっている会、三風の会というのは、本当にこの伊那谷の自然景観をよくしていこうというようなことで、今、看板の問題に取り組んでおります。本当にすばらしい活動だなというふうに思っております。景観形成をしていく上では、看板がそういった統一ができていけば、本当にすばらしいなというふうに思います。大型農道沿いをまず手始めにやっているということでもありますので、本村でも、大型農道にかかわる部分、開発公社の看板等々もあるわけでもありますので、やはり私は、そういった三風の会のモデル看板というものを参考にしてつくっていかねばならない、こういうことを思ったところでございます。

また、私自身、非常に頭の痛い話といたしましては、ふるさと納税に対してのかなりきついお言葉をいただきました。多額なふるさと納税をしていただいたところでもあります。お礼はいたしましたけれども、やっぱり感謝、相手の気持ちを伝えるように、そういったことが大切だよということも話があったところでもあります。そんな点は、私自身も再認識をしたところでもあります。やはり、ついでのときにお礼

をしちゃいけないという、強く思いました。改めて、またその辺はさせていただいたところでもあります。

そんなことで、職員の成果といたしますか、そういったことは、非常にいい話であったということの声も届いておりますので、成果があったというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 再質問という形になりますけれど、私が今回のこの質問をするに当たっては、ある種の危機感、ある種の危惧を感じたからであります。村長が、今まで、小さい項目として二つ目までのお答えに関して、私もほとんどおっしゃられるとおりでなと思うんですけど、実際に研修があつて、研修の雰囲気としては職員は真剣に聞き入っておられたと思います。ただ、質問が職員から全く出なかった。釈迦に説法になりそうですので、そのことについて、村長、どう思われますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 質問が出なかったということは、御指摘、そのとおりでなというふうに思います。なかなか質問するということは勇気の要ること、大変なことでありますので、その辺は私もそういう理解をしておるというふうにしております。これから、いろんな研修会だとか、講習会だとか、そういうことがあろうかと思えます。質問ができるような、そういった人になっていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。その点につきましては、またそんな研修も必要かなというふうに思えます。

私自身も質問しようかなと思いましたがけれども、私自身がすることはいかなことかと、と同時に、私も余り質問することが好きなほうじゃないので、いけませんけれども、できるだけ質問ができるような、そういったふうになるように、また職員の指導もしてまいりたいというふうに思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） まだ、ちょっとこの点について聞かせていただきますけれど、まず、村長が今お答えいただいたとおり、こういった講演で、まして聴衆者、聞く人が多ければ多いほど、手を挙げて質問をするというのは勇気が要ることだと思います。日本人は、特に論議やディベートにおいて、他国の、多くのほかの国々と比べると、本当に、よく言えば控え目なんでしょうけれど、悪く言えば自分の意見を言わないとか、こういった場では、本当に有意義な研修であったならば、やはり積極的に聞く姿勢は、積極的な質問を生むと思います。

例えばですけど、会議で発言しないことはどうということかという、今回の研修で手を挙げて質問することに対してちょっと外れるかもしれませんが、会議

に出席していながら発言しないということはどういうことかということ为例えた方がおられまして、サッカーで言えば、パスをしない、パスが回されない、あるいはボールに一度も触らないで1試合を終えるようなものだということがございます。

我々議会の議員も、住民の代表として、1万5,000人を超える住民の代表として、恥ずかし部分もあるかと思えますけれど、住民がふだん思っていることを我々は口にしなければいけない立場であるからゆえに、ややもすれば、きついようなことも言うことになるんだと思います。

今回の研修に関しては、本当に、向山会長さんですか、会長さんの研修はとて素晴らしいものだったと思えますし、職員が何ら質問して痛いようなことはありません。

リーダー論が最後に会長の口から上げられました。5人の職場というか、組織でしょうか、その5人のうちのリーダーの大切さもありました。私は、リーダー論の話が出て、5人のうちの1人のリーダーで、その組織、職場の雰囲気が変わるんだよという話も出ましたので、その後には、ぜひ係長さんや課長さんや、どなたかでも結構ですから、主体的に手を挙げて、何らかの質問をしていただければというふうに、私はあの場で思いました。

そこで、これは、あくまでも私の危惧として村長に訴えておきたいので、お答えがいただければ、お答えいただきたいと思えますけれど、村長自身が、今回のKOAの会長の研修をよいものとして、みずから企画されたものだと思いますので、それを果たして課長や係長や係、90%以上の職員が出られたというその皆さんが、果たしてどれほど積極的に取り組んで、生かそうとしているのか。できているのならよいんです。これから質問がなかったとしても、できているのならよいんです。ただ、もしできていない、あるいはさっき質問しづらいの中で、日本人は特に同調圧力に負けるというところがあるんですけれど、周りの雰囲気、一時期、ちょっと前にはやった空気を読むとか、空気が読めないとか、悪い言葉がありましたけれど、空気を読もうが、読むまいが、聞くべきこと、言うべきことは言う必要があると思います。そういう中で、もしこの役場というか、今回の職員研修の雰囲気として、そういったものができていないのだとしたら、これ、言い方、本当に失礼な言い方になって恐縮なんですけれど、リーダーのトップのリーダーである村長自身に問題があるか、あるいは部下たる各リーダー、職員に問題があるのか、あるいはどちらにも問題があるか、そのことをそれぞれみずから、あるいは互いにぜひ向き合ってほしいと、今回の研修をぜひ生かしていただきたいと、私、外から見て思いますので、ぜひ、そこを改めて言っていただく必要もあるのではないかなと思います。蛇足の質問ですけど、村長、お答えがあればお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 質問がないということにつきましては、先ほど申し上げたとおりであります。本当に、勇気が要ることでもありますので、そういった勇気を

どう引き出していくのか、それは私の責任だというふうに思っておるところであります。

私自身も、一番反省している、私自身の性格だというふうに思っておりますけれども、本当に質問すること自体が余り好きじゃないというか、好きじゃないというか、奥ゆかしいわけではありませんけれど、消極的な面がありますので、このこと自体は私自身も反省しながら、もう少し積極的にならなければいけないなというふうに思っておるところであります。

どちらに問題があるかということでもありますけれども、それは両方に問題があるというふうには思いますけれども、ただ、聞いて、それをどう生かしていくかということが大切なことでもありますので、それはそういう見方でお願いしたいというふうに思います。質問がなかったからだめだという、こういうことではなく、講演を聞いたことによって、どうそれを職務に生かしていくか、どう職員が感じ、職務に生かしていくのか、そのことが重要でありますので、そういった捉え方をさせていただければありがたいなというふうに思っておるところであります。

お答えになっていないと思いますけれども、以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） では、大きく三つ目の質問に移らせていただきます。

こども館についての質問で、これまた前の議員さんの質問と重なるところがありますけれども、このこども館、議会への説明、あるいは新聞報道にも上っておられるかと思っておりますけれども、数字的には4億5,000万という、建物としてかかってくる、もうそれ以上にもかかるという話もあります。ですが、まだ設計もこれから、そして施工はもちろん来年度中ということで、住民はほとんど知らない、あるいはわかっておられないというのが実情じゃないかと思っておりますので、まず、この質問をするのは、住民から見て、例えば、放課後児童クラブが手狭になったから拡充するのはわかるんです。ですが、先ほど来話がありましたネウボラ、子育てで、妊娠期から就学に上がるまでというような、ネウボラの機能も含めた健康福祉面、例えば、役場もあるんですけれども、保健センターとか、そういった箱物もあるわけで、実際に子育て機能も十分、ネウボラの機能を持たせるこども館に4億5,000万以上のお金がかかるというのはどんなものなんだろうと、一部この報道を聞いている住民の方からも、また昔で言うところの箱物行政的な、悪い見方をする声もあります。

そこで、私としましては、まず、この複合的機能を持った複雑さがあるがゆえに、まだ形はできておりませんし、設計もできていない段階ですけれども、住民はもちろんのこと、その職務に取り組むであろう職員の皆さんが、少なくとも村長の頭の中にあるこのこども館の構想について、より共通した理解を持っていただきたいし、議員としてもわかりたいので、その点についてお尋ねします。

まず、一つ目、子育て支援課、また新しくできる、今回の議会の議案に上がっております、新しく健康福祉課ができたなら、そこが担当になるであろう、また教育委

員会、これら三つの部門の連携は重要だと思いますけれど、管理責任、新しい大きな施設ができるわけですし、管理責任などの主体、分担はどのようになるか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） こども館の建設につきましては、多額な費用を要しますので、十分に住民理解を得ていく、このことは必要であろうというふうに思っております。決して、箱物行政という考え方でつくるわけではありません。子育て、教育の本当に拠点施設としたいという思いで建設をさせていただきたいということで説明をしておりますし、これからもそういった説明はしてまいりたいというふうに考えております。どう説明しても、箱物行政という部分につきましては、説明し切れない部分もあろうかと思っておりますけれども、それはやっていく中で、施設運営をしていく中で、私は理解が深まっていくものというふうに考えておるところであります。

管理責任という部分でありますけれども、現在、関係課で調整会議を行いながら進めておるところであります。このこども館につきましては、子育て支援課、住民福祉課、教育委員会、三つの課に分かれているところでもあります。したがって、それをどう機能的に一本化をしていくのかという、この調整もしていかなければならないということでもあります。もうしばらく、この件につきましては時間をいただきたいなというふうに思っておるところであります。要は、いろんな機能を持ち合わせますので、連携ということは、これは本当に必要になってまいります。その辺は必要以上に十分検討してまいります。

管理責任でありますけれども、今検討している最中でありまして、私自身の頭の中にはありますけれども、それが余り検討の中で影響していつてしまっはけませんので、ここで申し上げるわけにはいきませんが、当然管理責任、一つの課にしていかなければならないと、課を新しくするということであって、一つの課に管理責任を持たせなければならぬというふうに思っておりますので、それはそんなふうに御認識をいただければというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 今の村長のお答えですと、子育て支援課、現在は住民福祉課、多分、今後は健康福祉課、また教育委員会のどれかに、この新しいこども館の管理主体をつくられるという御答弁であるようですが。健康福祉課という部署が、これから新しくできるであろうということで、そこに実際に責任を持って職務に当たる、新しく、例えば、つけられるであろう課長さんが今実際にここにいないわけですし、その責任を持って考えていく人が今のところ不在だというような状況もあります。

また、ここに書きましたけれど、すくすくハウスや保健センター、先ほどは、ま

た村民センター、子供たちも含めた交流の場という点では、そういった現施設がある中で、子育てやネウボラ的な主体の大きな施設ができるということでは、これ、住民の皆さんは、先ほど村長答弁にもありましたし、この前議員も出されたこども館の事業計画、概要についてわかる資料にもありますが、子育てのワンストップサービスだということで、その理念はわかるんですけど、実際には、すすくハウスや保健センターは残っているわけですし、住民から見て、その使い分けや役割の違いがわかりにくく、不便さを生むのではないかと。それ、また関係する職員さんも、いろんなところに関係しているわけですので、その職員の在中というか、どこに行けばその職員と話ができるのかとか、そういった点も混乱を生むような懸念もいたします。

書きましたので、そういった住民から見た施設の、複数の施設があるという点での、このこども館の建設が不便さを生まないかという点について、村長、お答えをお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） いろんな施設があるわけでありまして。それをどう機能的に結びつけていくのか、このことは大切なことだというふうに思っております。保健センターというのは、保健センターとしての機能があるわけでありまして、これは余り問題にならないのかなというふうには思っております。すすくハウスとの連携をどうしていくのか、そういう面では十分検討していく必要があるかというふうに思います。あとは、ほとんどの施設がその中に入りますので、ワンストップで行けるのではないかと、こういうことで考えておるところでございます。したがって、余り迷惑のかからないような、そういう施設になるのではないかと、またしていかなければならないというふうに思っておりますので、その点は十分やってまいりますので、お願いしたいというふうに思います。

また、最初に戻ってしまいますけれども、こども館の建設というのは、放課後児童クラブの施設不足、これはどうしてもやっていかなければならない、またそのあいたところに小学校の教室をつくっていかなければならない、こういった必要性があります。同時に、本村は、若い世代が本当に多いわけでありまして。飛び抜けて多いところでもあります。年齢構成を見ますと、一番多いのが35歳から40歳までの年代、これ、男女とも一番多いです。そういった年代の方が多い、子育て世代が多いという。本村の特徴を持たせるには、こうした子育てに力を入れていく、今までも入れてきましたけれども、さらに利用しやすい、そういったことを考えていく必要があるという思いもあるところでありまして、地方創生の理念からしても、それは重要なことでもあります。そうした考え方の中で、複合施設の建設としたところでありまして。

本村の生きる道、このことも考えていかなければならないところでもあります。いろんな地方創生事業ありますけれども、本村の場合には企業誘致、もう土地がほとん

どないのが実態であります。あるとすれば、北原工業団地をどう拡幅していくか、どう農振除外をしていくかと、こういうことであります。したがって、私は、前々から言っておりますし、地方創生の一番にも上っております、職住近接の村づくり、勤めるところも住むところも近くにあるという、こういう健全な勤労住宅世帯の村をつくっていききたいというのが前々から申し上げておるところであります。そういった理念の中で考えますと、どうしても必要な施設であるということは、住民の皆さんに訴えをしていきたいと、また理解も得ていきたいというふうに考えておるところであります。そんな点は、ぜひよろしく願いいたします。また、議員の皆さんも、住民の皆さんに十分伝えていただければ、ありがたいというふうに思っておるところであります。

また、予算等々、経費的なものにつきましては、当面は4億5,000万ということで考えていたところでもあります。これから、プロポーザルで選定をしていく。それにどのぐらいのものが上がってくるか、そういったものを見きわめながら、また新年度に予算化をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。議案審議の中でも出されましたけれども、4億5,000万、これは最低限の部分であります。5億から5億5,000万ぐらいかかるんじゃないかという、そういう私自身は見通してを立てており、そんなお話も初日の議会の中でさせていただいたところでもありますので、そんな点はぜひそんな御理解もお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 再質問いたします。

本当ですと、私の流れからいくと、2回質問をしたいぐらいなんですけれど、時間の関係と、あと余りしつこくなくても嫌ですので、1回でお尋ねいたします。

まず、本来なら、このこども館の発想や発案というのは、職務として考えますとというか、役場の事業で考えますと、放課後児童クラブの拡張という点では、教育委員会が主体になってつくるということはわかり切っていることですが、そこにあえてネウボラの子育て支援や子供たちの健康福祉部門がかかわってくるという点で、本来なら、現場からどれだけ主体的にこの事業をつくっていかうという考え方が上がってきたものなのかという点で私はお聞きしたいんですが、現実問題は余り言葉にしませんけれど、一つ、財源の問題が大きいのかなと。

そういう中で、先ほど大きな二つ目、職員研修のところ、職員の姿勢です。私としましては、さっき質問の中で、住民に対しての役場職員の態度、心がけておられる態度というのは、本当に頑張っておられるんじゃないかなと、すばらしいんじゃないかなと私自身は思っております。ただ、職場の雰囲気という、ちょっと大ざっぱになり過ぎるんですけど、極端に言いますと、唐木村政のかじ取りという、引っ張り方が強過ぎるがゆえに、職員、課長さんも含め、これ、ちょっとやゆ

した言い方になって、うがった見方になって恐縮ですけれど、職員の皆さんの主体性が少し欠けているんじゃないかというようなことを私自身は思う部分があります。

村長は、財政面に強い村長でありますから、その唐木一直村政としての今までの進め方、これからの進め方としては、当然の今回のこども館の進め方だと、必要なものだと私自身も思っておりますけれど、ただ、その財源なりを、税を、よりよく使うべく、職員の意欲や意識が、村長の任期は、失礼ですけれど再来春ですか、あと2年ほどだと思っておりますけれど、職員の意欲、意識は、もっと中長期的に大切なものだと私は思います。今いる役場職員、また若い現場の担当者の主体性が大事だと思っておりますので、こども館の進め方、正直、財源的に上からおりてきた事業というふうに私には見えますけれど、これから村長の中では、こども館の管理部門に関しては、一つの課を決めるとはおっしゃっておられますけれど、それぞれが、担当課、係が主体的になれるように、なっていないんじゃないかというのが私の危惧ですけれど、村長、その点について、こども館を今後進めていくに当たっての職員に対する声かけというか、号令というか、お聞かせいただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 職員に対する問題が出されました。

私が強過ぎるというお話もありましたけれども、私は決してそう思っておりません。むしろリーダーシップに欠けるのかなという、こんな感さえ持つておるところでありますので、その辺につきましては、職員の意見も十分聞いていく必要があるというふうには思っております。庁議をやっている、活発な議論は出ますので、そういった心配はないというふうに私は思っております。

このこども館、なぜ、こども館になったのかというのは、くどいようですけれども、放課後児童クラブの施設不足、その中で、そういった話をしたところでもあります。教育委員会の中で、教育委員会としてそういう施設をつくるのなら、こういうものも必要じゃないかという、こういう議論もありまして、それはそうだということになってきたところでもあります。したがって、私自身の考え方だけではなくて、教育委員会の考え方にも立っておりますし、子育て、教育、相対的な立場に立っての考え方でもあります。その点は、ぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。

また、同時に、今、検討段階ということを再三申し上げておりますけれども、三つの課含めまして、副村長がリーダー的な部分も担っていただいておりますけれども、調整会議を今やっておりますので、その結果、またどういふふうになるのか、またお知らせもしていきたいというふうに思います。強引な面は見えるかもしれませんが、決してそうではありませんし、同時に、ある程度そういったこともないと、こういった事業というのは進んでいかないという面もありますので、その点はぜひ、そう御理解もお願いしたいというふうに思います。

そういう部分を相対的に考えて、これからは、いわゆる職員の発想や職員のチャ

レンジ精神、そういうものが、地方創生の中では、村の活性化、大きく左右されてまいりますので、職員にもそういった発想能力とか、いろんな考え方を持たせられるように、また指導、監督はしていくつもりであります。その辺が、これからの村の発展のかぎになりますので、そういったことを思いまして、今議会にもむらづくり推進課の課の設置条例をお願いしておるところであります。強引ではないということ、それだけは御理解いただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 質問は終わります。

村長、今、強引とか、例えば、控え目とか、リーダーシップが足りないと、ちょっと私としては、村長を捉える見方とはちょっと食い違うところがあるなと思います。議会の場で議員として存在しているからかもしれないかもしれませんが、上伊那の他市町村の議会の現状を見ますと、議員からの質問、答弁は、多くの課長さんたちの答えが我が村よりは多いかなと、唐木村長がお答えする部分、もちろん結構なんですけれど、もっと課長さんたちも前面に出てきていいんじゃないかなと、これは私の主観ですけど、できましたら、そういった点も、村長、御考慮いただいて、対応していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今、最後の質問であります。

ちょうど、朝、出勤して、副村長、総務課長を含めまして、そんな話をしたところでもあります。きょうも、辰野の一般質問出てまして、全部課長が答弁してますので、これからはそういう部分をつくっていかないけんのかなという話はさせてもらいましたので、それは村長に対する質問ですけども、私が回していくということもあっていいのかなと、そんなことは感じたところでもあります。市町村の名前を出して申しわけありませんけれども、中川村、ほとんど課長がお答えをしているという実態もあるわけであります。首長というのが、南箕輪、箕輪、ほかのところもそんな首長が主になってという部分もありますので、しかし、今御指摘いただいたような点につきましては、今朝、ちょうどそんな話をいたしましたので、またそういうことも検討させていただきたいというふうに思います。そうすることが、やはり課長の資質の向上にもつながっていくのかなという思いもありますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 議席番号9番、大熊恵二であります。

さきに通告をさせていただきました問題等について、これからお尋ねをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

大変、私の原稿をつくる能力が落ちておりまして、メモ的で御質問をさせていただきますので、ちょっと蛇行するかと思いますが、その点、御容赦をいただきたいと思います。

現在、上伊那で、市を含めて、首長の中では、一番在籍年数が多いのが本村の唐木村長であります。大変、村にとって、私は名誉なことだと思っております。なぜならば、やはりトップに立つことによって、国・県に対して、いろいろそういう要人といいですか、いろんな場面に出席もする。そういった中で、国先端、県先端の新しい情報をつかんでくる、そういうチャンスに恵まれたと思っております。村長としては大変だと思いますが、国・県に対して意見も言いながら、なおかつ本村にとって先端的なそういった情報を行政に生かしていただきたい、そういう気持ちでいっぱいあります。

それだけに、村長が庁内をあける機会も多いかと思えます。そういう中で、村長の留守に、庁内はどう回っていくのか、どうしていくのか、大変その辺は村長も心を砕いていることだと思いますが、その一環ではありませんが、地方創生の問題もあり、先ほど2番議員からも質問がありました、大変、本村と深いかかわりがありますKOA株式会社の向山会長さんの研修会も開いたところであると思えます。そういった中で、これからさまざまな形で庁内の職員の能力開発、そして役場の持っているマンパワー、そういったものをどうスキルアップしていくのか、どうしたらスキルアップできるのか、そんなことをこれから申し上げながら質問を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、職員の能力開発についてお尋ねをいたします。

先ほども申し上げましたが、職員の能力開発につきましては、大変、村長も心を砕いていることだと思いますが、今定例議会にも上程をされております議案第2号では、今まで六つの課が、今度、来年4月から八つの課で、二つ課がふえるわけです。このひな壇に並ぶ課長さんも2人ふえるということだろうと思えます。

これらに対して、誰が課長になるかではなく、やはり適材適所で、適任者がそういうポジションについていただきたい、また能力を発揮していただきたい、そういうふう思うわけですが。村長は、この課の設置について、人口増加に対応した機構にしたいと、それで職員研修を重ねながら、専門性を高めることで、小回りが利く組織にしていきたいということで、今定例議会にも第2号議案として上程をされているわけでありまして。それらについて、まずもって村長の基本的な職員の能力開

発について、どのようにお考えであるか、それをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えをいたします。

職員の能力開発についてであります。

今、全国で、地方創生の取り組みが始まっております。これからは、各自治体の力が試される時代となってまいりますし、特に、この企画力、あるいは先ほどから議論になっておりますリーダーシップが重要であるというふうに思っております。職員には、本当に発想力豊かな、そういった職員になってもらいたいなど、そのことがこれからの地方創生を乗り切っていく一番だろうというふうに私自身は考えておるところであります。

課の設置の話も出ました。六つから八つにということであります。これは、議会の提案の中でも申し上げましたけれども、人口増加に対応していかざるを得ないということと同時に、住民サービスも充実していかなければならない。それとともに、一番、私が主眼を置いたのが、先ほど申し上げましたように、企画力や発想力、そういったものを集結して、この地方創生を乗り切っていきたい、そういった課をつくっていきたいという思いからであります。

職員の能力開発につきましては、現状では、今御指摘もありましたように、近年では県への派遣研修や、また民間の方と一緒に受講する長期間の研修にも参加をさせております。違った環境に身を置くことで、広い視野を持ち、違った視点からものを見る能力を養ってもらえればという考え方で行っておるところであります。

平成25年度から、長野県経営者協会が主催するビジネスリーダー育成のための研修に参加を、職員を送っております。これにつきましては、ことしで3人目の研修、職員が研修を受けておるところであります。これは、本当に長期にわたる、半年以上にわたる研修であります。そういったことで、民間企業の管理職にある方も参加されており、ビジネスリーダーとしてのあるべき姿を考えるための気づきや意識改革、また必要とされるスキルの向上を図り、さらには講師や参加者という立場を超えて、それぞれの人となりにもふれる中で、五感を磨き、豊かな感性を育てる、そういったことが目的となっておりますので、こういった研修にも率先してうちも参加をさせていただきたいということをお願いして、実施しておるところでございます。

能力開発には、研修を含めて、いろんなことをやっていかなければならないというふうに思っております。研修につきましては、職務に関する職員研修、これは当然のことです。その制度を本当に熟知していただく、このことは基本中の基本でありますけれど、ただ、まず公務員でありますので、さまざまな分野にわたっての知識といったものを私は養っていただきたいというふうに思っておるところであります。そういった研修も必要かなというふうに思っております。

また、今議会にも提案をしてありますけれど、伊那市、箕輪町との定住自立圏協

定による事業の中にも、職員の合同研修会ということも考えておるところであります。他市町村との職員の交流、研修、一緒に受けるということでは、これは本当に意義があることかなというふうに思います。他の市町村の職員の考え方も聞くということも大切であるというふうに思っておるところであります。

したがいまして、機会を捉え、必要な研修を実施しながら、能力開発に努めてまいりたいなというふうに思っておるところであります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 非常に限られた職員数の中で、いかに効率よく行政運営をやっていくかということは、まさに村長の手腕であります。村長も、時として、人口が1万5,000人を超えてきて、職員がもうちょっと多いといいな、もう少しふやしてもらいたいなと、こういう投げかけというのですか、ぼやきというのですか、ささやきというのですか、そういうことを時たまいうときがございます。確かに、本村は、人口が今1万5,100人を超えてきて、現在の職員体制の中で、果たして十分機能しているのかどうかということも大事でございますが、私は、その前に、職員一人一人がスキルアップをすることによって、2人分、極端な話、2人分頑張れるとか、3人分頑張れるとか、そういう人材は、私は本村の人材は非常に偏差値も高いと思いますし、そういう意味で期待をしているわけであります。

しかしながら、私が8年ぶりにこの議会へ戻ってまいりまして、顔ぶれを見たときに、当時の係長さんが今、全部課長さんになっております。非常に、なるべくしてこの人がなったんだなというふうに感じております。係長の中にも、課長になってもいいだろうなという係長もおりますし、この人が係長ではちょっと心配だなと思うところもあります。この辺の層をいかに育てていく、または能力をアップしていく、こういったことが、私の目から見て大事だなということを感じます。

一つの例を申し上げますと、私が平成17年3月のときに、林野庁が所管をいたします財団法人国土緑化推進機構という機構がありまして、そこで全国で初めて森林セラピー基地、セラピーロードの案が出されました。その中で、村長もよく御存じでありますけれど、私が議会において、ぜひ村で大芝高原をセラピー基地、セラピーロードに立候補していただきたい、取り組んでいただきたい、こう提案をいたしました。時の村長が、それを受けていただきまして、取り組むことにいたしました。全国初であります。そのときの担当課は産業課でありました。そのときの産業課の中の担当者が、現在、子育て支援課長であります有賀由起子さんであります。大変熱心に取り組んでいただいた。初めてですから、いろいろと条件がきつく、いいものにしようという林野庁の機構の考えもあり、これは難問だなと、大芝高原が該当するのかなと、そういう不安な時期もありました。当初、お金もうんとかかるといような話もあり、いろいろ紆余曲折いたしました。そのときの有賀係長がとても熱心に取り組んでいただいて、それで、セラピー基地はとれませんでした。セ

ラピーロードをとることができました。なぜ基地がとれなかったかというと、中央道の騒音、大型農道の騒音、そういったものが非常に信大の学生さんの協力を得て、実際に血圧をはかったり、唾液の分泌の状況をはかったり、さまざまなことをやりまして、第1回目ですから、そういう努力をされました。このときの係長の働きぶりは、本当に目をみはるものがありました。結果として、セラピーロードがとれたと、この伊那谷では初であります、初めてであります。長野県下でも、落ちたところもありますし、木曾の上松町は、セラピー基地が木曾病院とタイアップしてとれるということで、上松はセラピー基地ということになりましたが、本村の場合はセラピーロードであります。

このセラピーロードは、ちょっと横道にそれますが、本村の場合、大変松が多いわけですが、大芝高原は。そこに、どんな植物でも発散をされると言われておりますフィトンチッドという化学物質があります。これは、芳香性、要するに香りがあるという、そして消臭の効果がある。

そして抗菌作用がある。そういう中で、特に松の中から出るフィトンチッドの中にアルファピネンという物質があります。これが、大変、現在医学会で注目をされている、がんを抑制するのではないかと言われております。なおかつ、これをもっと効果的にしていくのは、午前中に5分間鼻呼吸をすると、そしてその際に、かんきつ系、いわゆるミカンですとか、レモンですとか、オレンジですとか、柚子ですとか、そういうかんきつ系のものにおいをかいで、5分間鼻呼吸をすると、そうすると非常に効果的であると言われております。現在、セラピーロードを利用する方、大変多いんですけど、こういうことは忘れておられると思います。セラピーロードを通ったときには、こういうことが言われてきました。私が初代のセラピー協会の会長でありました。今その組織はありませんけれど。あれから10年、40年じゃないですよ、10年たとうとしております。今、大芝高原の目玉になっております。非常に、大芝の集客力、そして魅力を高めるセラピーロードとして、今かなり広く知れわたってまいりました。

これを実際に行った職員が、今そこに座っておられる子育て支援課長の有賀由起子さんであります。やはり、係長であつても、言われたことに対してとても熱心に取り組む、そういう係長がいっぱい欲しいわけであります。現在、座っている課長の皆さんは、係長時代にとっても優秀でありました、私の目から見て。ただ、その次が、なかなか育ってこない。これをいかに育てるか、これをスキルアップさせるか、そういったことが今役場の求められいてると思います。村長も大変努力をされておりますが、どうか村長だけじゃなく、副村長を筆頭に、各課長たちがリーダーシップを発揮していただきたい。また、リーダー論については、後ほど私の持論を申し上げるつもりであります。

そういったことで、この通告をさせていただきました役場の持っているマンパワー、職員のマンパワー、そういったものをどうしたらスキルアップさせるのか。こ

これは、先ほど1番のものとリンクすると思いますが、村長の御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） スキルアップ等々、リーダーシップ等々の御質問をいただきました。

限られた職員数の中で、本当に効果的に、効率的にいろんな職務をやっていかなければなりませんし、その合間をぬってそういうこともやっていかなければならない、そういう実態であります。

職員数の問題も出されましたので、若干ふれさせていただきたいと思っておりますけれども、本村の場合、類似団体と比較いたしまして、職員数は多い状況ではありません。そのことだけは御理解もいただきたいなというふうに思っておるところであります。その多くはない中で、保育園の職員数が非常に多いものですから、一般事務職は類似団体と比べてかなり差があるところでもあります。これは、本村の状況からして、やむを得ないというふうに私自身は思っておるところであります。

そういう中で、いかに能力を高めていくのかということでもあります。当然、能力差というのは、それはあります。本当に、私自身が見ていてもそれはあるという、こういうことはあるわけでありましてけれども、今、議員御指摘のとおり、係長の能力アップをどうしていくのか、このことは本当にこれからの時代を担っていく皆さんでありますので、しっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思います。その中でも優秀な係長もおられるわけでありまして。能力差がありますので、それを同一律にしていくのか、このことに気を砕いていかなければなりません。先ほど申し上げましたが、あらゆる研修機会を捉えながら、また私自身は、職務に関する研修というよりも、職務以外の研修といったものが本当に能力アップにつながっていくんじゃないかなというふうには思っておるところであります。物の見方を幅広く見られるような、そういう研修が必要だというふうに思っておりますので、そういったところには積極的に職員を出していきたいなど、そういうことを通じながら、また図っていければというふうに思っておりますし、また庁内体制として、そういうことができる、どうしたらできるのかということ、これも十分やっていかなければならないことでもありますので、また議員の御指摘もいただきながら、どういうことをやっていったらいいのという部分がありましたらお願いをしたいというふうに思います。

それから、森林セラピーロードの話がありました。

お褒めをいただきまして、本当にありがとうございました。私自身も、森林セラピーロードにつきましては、17年の3月、そういう提案をいただきまして、私が17年の4月からでありましたので、担当課と一緒にしながら、認定に向けて努力もさせていただいたところでもあります。本当によかったなというふうに思っておるところであります。今、大芝高原の魅力の一つとなっておりますので、よかったとい

うふうに思っておるところであります。

こういったことをさらに活用しながら、大芝を売り出していかなければならない、それは今度は私の役目かなということであります。そんなことを今思ったところがありますし、そういった係長がふえてくれば、本当に村の力というのは発展をしていくんだらうなという思いもありますので、係長の能力アップに努めてまいります。また、その方法論等につきましては、十分検討をさせていただきたいと思ひますし、御意見もお聞かせいただけたらというふうに思っておるところであります。そういった係長でありますので、今、本村の唯一の女性課長として活躍をしていただいておりますという、そういう土台があったからかなというふうに今改めて思ったところがあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 先ほど言い漏らしましたが、そのときに、セラピーロード、セラピー基地がどういう結果になったかといいますと、平成17年度の第1回の認定の中で、10カ所認定をされました。それで、基地が6カ所、ロードが4カ所ということになります。それで、その4カ所のロードの中に本村が入ったということになりますので、つけ加えておきます。

その後、さらに魅力を高めるように、足湯の提案もさせていただきました。足湯の提案につきましては、唐木村長になってからであります。味工房の改装にあわせて足湯をつくりますと、こう御答弁をいただいて、そのとおりに、味工房の改修のときに足湯をつくる。これも、いわゆる集客といいますか、セラピーロードを歩いてきて、それで足湯につかって、そこで味工房でパンを買うとか、アイスクリームを買うとか、そういったことで大芝の魅力が高まってくると思ひます。

それから、これもちょっと脱線ぎみかもしれませんが、現在、大芝高原に何人ぐらい年間を通して来ているのかなと、以前は36万人と言われておりました。私が開発公社の理事のときに、そういうお話がありました。そのまま36万人であったとすれば、1人100円、大芝高原にお金を落とさせていただくということになりますと、3,600万円の収入になるわけです。そういう、ぜひ大芝に金が落ちるような、そういった施策も私は大変大事だなと思っておりますのでつけ加えておきます。

それから、先ほど2番議員の質問に対して、村長答弁の中で、三風というお話もありました。風土、風格、風景、これを合わせて三風ということのようではありますが。大芝高原にそよぐ風のおもてなしということで、非常に大芝に来ると、フィトンチッドをかいで、その中のいろんな、それでかんきつ類を味工房でも売ればいいんです。そうすると100円の売り上げになる。そういうことをもう少しPRをうまくやって、ぜひ大芝高原の売り上げを図っていただければということも思ひますし、2番議員の先ほどの職員研修の質問の答弁の中で、村長が、風のお話をされておりました。これ、ぜひ風のおもてなしということで、大芝高原の魅力の一つにしてい

ただければ、とっさに思ったことでありますので、先ほど村長の答弁の中からそんな感じを受けましたので、つけ加えておきます。

それから、最後になりましたが、管理職の心構えは十分かということについて申し上げます。

非常に、管理職の皆さん、9月の議会でもそうでありましたが、御苦労されたと思います。課の中で、事務事業が停滞して、給与減俸の処分がされたり、それから課の名前は言いませんが、議案を途中で取り下げたり、いろいろ、そういう場面があります。これは、表に出る前に、課長たちが気がついて、それで何とか間に合ったと、だから、今の課長たちも、非常にそういう点では心配り、心配りしながら、事務事業に目を通していただいているわけですが、ぜひ、これらについて、どうか自分の課の中で、もう少し強いリーダーシップ、強いということは威張れということではありません。強いリーダーシップを発揮していただいて、一つ、管理職として、この課長は大したもんだなと言われるような、ぜひ課長になっていただきたい、そんな気持ちであります。

リーダーシップで、先ほどからリーダーシップという村長からも出ておりますが、私の持論といいますか、リーダーシップという話が出たので申し上げるわけですが、たまたま今朝テレビで、見ておりましたら、新潟県の長岡市で、花火を3発上げて、平和を願う慰霊祭がありました。その本体は、山本五十六連合艦隊司令長官であります。新潟県の長岡出身で、真珠湾攻撃を見事成功させたり、ミッドウェー海戦を成功に導いたり、そういったこと、最後には飛行機に乗っていて撃墜されて、戦死をされて、72年になります、山本元帥が亡くなってから。元帥になったのは、亡くなったから元帥になったんですが、亡くなる時は連合艦隊司令長官と。この方の有名な言葉があります。もう耳にたこかもしれません。「して見せて、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かぬ」、して見せるということは率先垂範であります。みずからやる。言って聞かせるということは説得力であります。この事業は、この作業は、こういうことでやらなければならないんだと、説得力であります。させてみて、これは権限の移譲であります。これは君に任せたと、期待しているよと、権限の移譲。よくできたときはみんなの前で褒めてやる。よくやったねと、Aさん頑張ったね、Bさんすごいね。うまくいかなかったときは、そつと呼んで、アドバイスを与えながら、再度チャンスを与える。そうしていかないと、人は育たないという。あの時代にあつて、山本五十六元帥はそういうリーダーシップを発揮してきたというふうに私は承知いたしております。

村長も先ほどの答弁で、発想力が豊かな職員になってほしい、発想力の豊かな、なおかつリーダーシップを発揮してほしいという、村長も先ほどの答弁で言われておりましたが、まさにそのとおりであります。どうか、このリーダーシップ論について、今、たまたま今朝、私もテレビで見て、そして先ほどからリーダーシップの話が出てまいりまして、私が常々尊敬しております山本五十六連合艦隊司令長官、

この方は太平洋戦争に反対をした人なんです。戦争をみずからやろうと言った人じゃないんです。反対した人なんです。ですけど、一旦、国で決まって、そういう方向に動いた以上は、使命を果たすという、新潟県の長岡市が生んだ英雄であります。その慰霊祭が、平和を願う慰霊祭として、昨晚、花火を上げて行われたというのが、今朝報道されておりました。余計なことかもしれませんが申し上げておきます。

それから、私が、常々、このリーダーシップの中で大事にしている言葉がございます。荻生徂徠という、これは儒学者であります、江戸時代、徳川幕府五代将軍綱吉のところ、このお父さんは将軍のお抱え医師であったようではありますが、荻生徂徠は儒学者として何かと将軍の相談相手に乗っていたと。それで、この荻生徂徠がなぜ有名かといいますと、赤穂浪士が吉良邸に討ち入って、本懐を果たしたと、そのときに、江戸では、赤穂浪士を英雄扱いしたわけです。ですが、荻生徂徠は、法にのって厳罰に処すべきと、こう綱吉将軍に進言したと言われております。このことが、荻生徂徠を有名にした行動といいますか、将軍に進言をしたということがあるわけですが、その荻生徂徠の言葉の中に、収心の則というのがあります。収める心のきまり。これ、七つほどあるんですが、この中に、「人材には必ず一癖あるものなり、器才なるがゆえなり、癖をも捨てるべからず」、人材には必ず一癖あるんだと、みんな個性があるんだと、だから、そういったものを捨てる必要はないんだということ。そして、これは各課長さんたちによく頭に入れといていただきたいのは、「上にある者、下の者と才知を争うべからず」とあります。上にある者が下の者を、才知を争うべからず、そういった意見、そして最後に、「用うる上は、十分にそのことを委ねるべし」と、「かくよく用うれば、事に適し、時に応ずるほどの人物には、必ずこれにあり」、「功を他にきせ、罪を我に帰す」と、うまくいったときは皆さんのおかげ、うまくいかないときは自分自身がまだ足りなかったと、こう思ってやれば、非常にうまくいくんだよという、これ、儒教の教えでもありますが、収心の則という荻生徂徠の言葉があります。

どうか、そういう意味で、管理職の皆さんの心構えは十分かということについて、大変、皆さんのことを聞くのは恐縮ではありますが、御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 管理職の心構えの質問であります。

私自身は、毎月1回庁議を開催しながら、その中で、私の村政に対する考え方、思いを伝え、理事者と管理職の意思疎通を図ってきておる、月に1回という少ない回数でありますけれども、それ以上、機会というのはなかなかとれませんので、そんなことで意思の疎通を図ってきておるところであります。管理職、それなりに一生懸命やっただいていてというふうに私は思っておるところであります。それぞれの課の先頭に立って職務の推進に当たっていただいているというふうに思っております。今、議員の話聞きまして、さらにしっかりやっていかなければならん

なという、そういう気構えができたのではないかというふうに思ったところであり
ます。係長の話もありました。課長、係長含めて、そういった職務にある職員には、
もう一度、自分の職務を見詰め直しながら、職務を行っていただきたいなという、
こんなことはまた庁議を通じて指示をしてまいりたいなというふうに思っておる
ところでもあります。

いろんな話をいただきました。山本五十六、荻生徂徠、山本五十六の話につきま
しては、私もきのうBSフジ、真珠湾の話をやったので、ずっと2時間見て、
大変参考になったところでもあります。荻生徂徠の話もよく議員からお聞きをいたし
ます。特に、人材には必ず一癖あるものという話はお聞きしておるところでありま
す。そんなことも参考にしながら、また、私自身、管理職の指導もしていきたいと
思っております。

私、一番、今話を聞いていて欠けているものは、褒めるということが少ないのか
なと。私も長年役場の職員できましたので、褒め方が大変下手でありまして、当時
の上司から余り褒められたことがなかったのかなという、そんな思いがあるせいか
なというふうに思いますけれども、褒めるということが一番欠けているのかなと、
今反省もしたところでもあります。これからは、そういったことにも気を使いながら、
私自身のスキルアップも図っていかねばならないなということでもあります。

今、大芝には60万人、大体そんなぐらいの皆さんが来ております。そういった人
が100円おタテ6,000万になると、このことは常々そう思っておりますけれど、なか
なかそうになっていかない苦しさがあるわけでありまして。そんなことにも気を配っ
ていきたいなというふうに思います。また、これは褒める、今思い出しました、褒め
なければいけないなという、足湯の問題がありました。私は違うところにつくりたい
なという思いがあったところでもありますけれども、当時、今ここにいる教育次長は
係長で、いや、村長、それは味工房と一緒にやるべきだと、そういう話をいただ
いて、ああ、なるほどなと、そういうことで、あそこに場にできました。今、褒める
ということで思い出しましたが、そういう部分がありますので、みんな、覚悟
して、課長としてやっているんだということで、そんな御理解はいただきたいとい
うふうに思います。

リーダーシップ、それぞれ、私も発揮しなければいけません。副村長も発揮しな
ければいけません。そして、課長、係長、それぞれの立場のリーダーシップとい
うのはあるというふうに私は思っておりますので、その辺もこれからちょっと考え
ながら、そうなるように指導をしてまいりたいと思います。

以上です。

議長(原 悟郎) 9番、大熊議員。

9番(大熊 恵二) ありがとうございます。

いろいろ申し上げました。どうか、村長におきましては、冒頭にも申し上げまし
たが、上伊那市町村の中で一番在籍年数が多い首長として、これからますます、県

に、そして国に出る機会が多いと思います。どうか、そういうチャンスを生かしていただいて、村に取り入れていただいて、一つ、健康に留意して、頑張ってくださいと思います。留守を預かる副村長以下、どうか心して庁内をしっかりとめ、村長の方針に基づいて、しっかり行政運営を行っていただきたい、そうをお願いをする次第であります。

最後に申し上げます。村長は、非常に抑制的に自分の答弁を、なかなか発言がおっくうというか、消極的だとかと村長は言っていますが、私はそう思っておりません。非常に優秀なリーダーだと思っております。昔から言い古された言葉かもしれませんが、勇将の下に弱卒なしという言葉があります。勇ましい武将のもとには、弱い兵隊はいないと、勇将の下に弱卒なし、この言葉を最後に申し上げて、9番、大熊恵二の一般質問を終わります。

以上です。

議長（原 悟郎） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

子ども・子育て支援新制度がことし4月からスタートしました。国では、全ての子供が安心して学べるよう、学習支援や居場所づくりなど、総合的に推進すると言っています。それを受けて、南箕輪村も子ども・子育て支援事業計画を定めて、取り組んでおります。また、村第5次総合計画、前期の案になっていますけれども、この中にも、子ども・子育ての取り組み、施策が入っております。

最初の質問、小1プロブレム、中1ギャップについてです。

幼稚園や保育所などは、子供たちの自発的活動として、遊びが重視されています。これに対して、小学校では、教員による教科の学習が中心になり、時間割りどおりに授業が行われます。小学校の入学直後、この違いに戸惑う子供は、これまででも少なくありませんでした。しかし、最近では、いつまでも小学校のやり方になじめない子供がふえております。教員の話が聞かなかつたり、授業中に勝手に歩き回ったりするなどして、長期にわたり授業が成立しないケースが増加していると言われております。これが小1プロブレムと呼ばれるものです。

また、小学校6年生から中学校1年に上がるときに、いじめや不登校がふえるように見えることから使われ始めた言葉が中1ギャップです。学校に来て、学級に行けない子もおります。学級になじめない、行けない子がおります。

村の実態はどうでしょうか、伺います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 5番、百瀬議員の小1プロブレム、中1ギャップの実態はという御質問についてお答えいたします。

議員が御指摘のように、小1プロブレム、あるいは中1ギャップと呼ばれる現象が最近課題になっております。

本村の小学校では、保育園と1年生の交流会を年二、三回程度行い、あるいは1年生との交流会等も行っております。学校職員が交流会だとか、参観を通して、子供の様子を観察し、保育園の先生と情報交換を行っております。また、入学当初は、学校生活になれることを第一に考え、1日の生活のリズムづくりや基本的な学習ルールの定着を図っています。担任の先生が、児童一人一人に寄り添って対応すると同時に、県費あるいは村費の低学年学習習慣形成支援員を配置するなどして、配慮を要する子供の支援をしており、全体的に落ちついて授業を受けております。したがって、小1プロブレムと呼ばれる児童は、現在のところおりません。

また、小学校から中学校の大きな教育環境の変化による中1ギャップの問題ですが、小中連携あるいは一貫教育がより有効であるということが言われております。本村では、小中連携週間を設けたり、中学校の授業を体験したり、職員間の情報交換を行っております。特に、小学校6年生は、11月に中学校の授業参観と校長講話、2月には体験授業を行ってきております。今年度は、中学校職員が小学校に出向き、6年生を対象にした授業を行うことを計画しております。こうした取り組みのもと、中学1年生は順調にスタートできていましたが、6月ごろから休みがちな生徒が三、四人いるという報告を受けております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） しっかりとした取り組みをされていると伺いました。

今、小1プロブレムと中1ギャップをお伺いしましたがけれども、またちょっと後で、先生の交流についてはお話ししますが、節目でない、小学校、中学校全体的ないじめだとか、不登校、また学級に行けない子供の数はどんなふうなんですか。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） それは、2番の質問のいじめ、不登校の実態ということでよろしいですね。

南箕輪小学校でのいじめの検知人数ですけれども、今年度上半期で3件、また、ここ3年間では、平成26年度1件、25年度3件、24年度ゼロ件となっております。また、不登校児童は、今年度30日以上欠席している児童が1名となっております。

南部小学校では、学級内の児童間の思い違いやトラブル等は日常的にあります、それぞれ話し合っ、お互いに解決しており、昨年度、今年度ともに、いわゆるいじめと認知されたものはありません。不登校児童も、ここ4年間は1人もいない状

況です。

南箕輪中学校でのいじめの件数は、今年度上半期で2件発生しており、ここ3年間では、平成26年度3件、25年度1件、24年度2件という状況です。不登校生徒数は、本年度30日以上欠席している生徒が17名、先ほども答弁いたしました。特に1年生が6月ごろから欠席がふえる傾向があります。その中で、全く登校できていない生徒が1名いるという状況です。原因は、人間関係、学力不振、家庭内での不和、怠学など、さまざまな要因が関係しているものと思われませんが、不登校担当教職員、校内中間教室、適応指導員、支援員など、連絡、相談を密に行い、サポートしているところです。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） ありがとうございます。

数字を聞いて、ちょっと中学のほう、すごく多いなという思いがあります。その中で、やはり小1プロブレムの理由については、幾つか書かれて、文科省でも書いてあります。保護者がきちんと子供をしつけられないとか、小学校教員の指導力が低下しているだとか、いろいろな要素があります。その中で言われているのが、ベテラン教員の学級ほど問題が発生しやすくなっている、割合が多いという調査結果があります。以前と比べて、子供たちのほうが大きく変化をしていることは間違いありません。

スムーズな移行を目指すために、今、保育園と小学校の交流だとか、中学の先生が小学校へ来て、交流を図っているというお話も伺いましたけれども、やはりその中で、教員同士が情報をどう共有していくかというのが、非常に僕は重要なことだと考えております。もっともっと保育園の保育士さん、小学校の教師、また中学の教師というものが連携をとりながら、南箕輪村の子供たちの環境をどうしたらよくしていけるのか、子供たちにどういう場を与えていったらいいのかというのを、連携をとって、もっともっとやることだと思います。

中1ギャップと言われるギャップという表現が安易に用いられると書いてあります。小6から中1に至る過程に、大きな壁やハードルが存在し、それが問題を引き起こしているようなイメージを抱かせる言葉になっていると。ただ、多くの問題が顕在化するのには、中学校段階からだとすると、実は小学校段階から問題が始まっている場合が少なくありませんと書いてあります。文科省が出している国立教育政策研究所というのが、この中1ギャップの真実というのを出しているんですが、この中で言われております。その問題行動の調査によると、小学校の4年生がこのいじめの件数が一番多くなっているんです。そこから始まってきているんじゃないかということも言われています。これ、私が言わなくても、十分教育委員会の方たち、教師の方たちも認識はしていると思います。ただ、教育委員会、学校のこの対応というものが非常に問われると思いますので、よろしくお願いします。

村の計画施策の方向のところに、先ほども言いましたが、保育園、この中に書いてあるんです、子育ての支援のこの計画の中にしっかり書いてあるんです。保育園、小学校、中学が連携して、基本的な生活習慣の育成を図り、発達や学びの連続性を踏まえて、一貫した子供たちの豊かな人間力形成を推進しますとありますので、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

関連して、教員の意識改革について伺います。

家庭や地域の教育力の低下もあって、学校が抱える問題は従来と比べ物にならないほどふえてきたと言えるでしょう。その結果、小学校段階で予兆が見えたり、顕在化し始めたりする問題であっても、対応し切れなかったり、解決できなかったりという積み残しや先送りがふえていると言われております。一方、中学でも、そうした小学校の状況を十分に把握しないまま、あたかも中1をスタートラインにできるような、昔のイメージを脱し切れない教師が多いのではないのでしょうか。小中連携で、不登校、いじめという共通の課題に取り組むことが、成果を上げることで大変重要な取り組みだと考えます。それができるのは、教育委員会と教職員の皆様です。

また、先ほどもちょっと言われましたけれど、県費の職員さんと村費の職員さんの意識の違いが、あるか、ないかもちょっと伺いたしたいと思います。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 前段の取り組み、教育委員会、学校の対応、取り組みについてから御説明いたします。

議員が御指摘のように、小1プロブレムあるいは中1ギャップは、さまざまな要因が考えられると思います。

小1プロブレムの一つの要因が、やっぱり保育園では子供たちの自発的活動としての遊びが重視されているのに対し、小学校では、教科の学習が中心となっているという点が指摘されています。先ほども答弁いたしました。本村の小学校では、保育園と1年生の交流会を年に二、三回程度行い、情報交換を密にしております。

また、中1ギャップの問題の背景には、小学校は学級担任制であったものが、中学校では教科担任制に変わるという授業形態の違い、各児童生徒の小学校時点における学習上や生徒指導上の問題が中学校と十分共有されていない。あるいは、中学校になると、生徒に課せられる規則が多くなり、より厳しい生徒指導がなされる傾向があるなどの点も指摘されております。こうした中1ギャップを乗り越える手だてとして、小中連携一貫教育が有効というふうに考えております。

本村では、ことし6月に、教育委員会と3校の先生方で、福井市の小中学校を見学して、視察してまいりました。その折、福井市では、中学校単位での小中連携に力を入れているというお話をお聞きしました。教育委員会では、3校の校長、教頭に、今以上に連携できるものはないかと働きかけましたところ、7月に開催しました3校研修会の話し合いの中から、3校でできる分野から連携を強めていこうとい

うことになりました。現在は、目指す子供の姿だとか、あるいは家庭学習の手引について、共通理解を図ろうと検討を進めております。今後、こうした3校での連携分野がだんだん広がるものと期待しております。

また、年間暦に小中連携週間を位置づけ、中学校の先生が小学校に出向いて授業をしたり、6年生が中学校の授業を見に行ったりという、そういったような努力をしております。

いじめに関する具体的な取り組みですけれども、本村では、各学校で、いじめ防止基本方針を定めています。いじめ・不登校委員会を中心に、早期発見、早期解決に努めていますが、いじめが起こった場合は、学校長をはじめ、学校関係者、PTA、児童相談所、子育て教育支援相談室、スクールカウンセラー、警察、教育委員会などで構成するいじめ対策委員会において早期解消に努めており、指導や相談、支援、いじめ防止などに全職員が一丸となって取り組んでいます。

不登校につきましても、委員会を中心に細やかな対応に配慮しながら、子供の状況やこれからの方向性について情報共有し、スクールカウンセラーの助言を受けながら、担任の家庭訪問をはじめ、全職員で支援を行っております。また、教室に入れない子供に関しては、校内中間教室、相談室を設置し、支援員が中心となって、誰でも相談できる体制を整えております。

次の教員の意識改革への取り組みについてですけれども、意識改革といっても広いので、いじめ、不登校に限ってお答えしたいと思います。

毎年4月に開催されます、県招の校長会というものがあります。ここで、県の教育委員会から、いじめ、不登校解消に向けての県の重点施策が示されます。また、いじめだとか、差別などの非違行為の防止に向けての注意喚起もされます。学校長は、職員会などで丁寧にその方針だとか、注意点を全職員に伝え、全職員が同じ気持ちで、いじめ、不登校の解消に向けて取り組むようにしております。また、年に2回、人権週間を設け、集中的に、いじめだとか、差別等の解消に向けた授業を行ったり、保護者、教職員を対象にした外部講師による講演会、あるいは研修会などを行ったりしています。さらに、先生の何人かは、県教委主催の研修会に参加し、その成果を全職員に伝えるようにしています。こうした研修会等を通して、常に教職員の人権感覚を磨き、小さないじめの兆候も見逃さないように努力しております。

県費、村費による違いはという御質問ですが、キャリア等の違いはありますが、いじめ、不登校解消へ取り組む姿勢は変わらないというふうに私は認識しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） いろいろな取り組みをしているというお話で、ありがとうございます。

最後の村費と県費、やっていることは違いがないというお話です。ただ、手当に

については、かなりの差があると思います。そこら辺も、やはり解消してあげないと、やはり現場では不平が出てくるのかなという思いも私は持っていますので、そこら辺は、またいろいろなお金がかかるとは思いますけれど、処遇についても検討していただければと思います。

先ほどお話があったスクールカウンセラーのお話だとか、いろいろなお話がありました。いじめ防止基本方針を南箕輪もつくって、それにのっとって取り組んでいるというお話です。ただ、いじめは依然深刻です、学校現場では。

南箕輪中学では、平成24年に、生徒会が主導で南中人権宣言という、これ、すばらしい取り組みだなと僕は評価したいんですが、出しました。

文科省が出しているいじめの認知件数は18万8,057件です。小学校が12万2,721件、中学校が5万2,969件です。

先ほど教育委員長が言われた、2011年にいじめ防止対策推進法を受けて、各自治体がそういう基本方針をつくって取り組んでいると。防止や対策の制度ができたからといって、すぐに結果に結びつくわけではありません。そこで、文科省は、平成7年から、心の専門家として、臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置しています。スクールカウンセラーは非常勤で、相談体制、平均週1回で、4時間から8時間が多いようですが、相談の割合は、約5割が児童生徒からの不登校、いじめ、人間関係、親子関係、学習関係等の多岐にわたります。約3割が教職員で、さまざまな課題に直面する学校現場で、ストレスを抱えている教員が急増し、メンタルヘルスの対応です。約2割が保護者だそうです。この村の状況について、伺いたいと思います。

また、スクールソーシャルワーカーもあります。さらに、子供たちを取り巻く環境の改善、学校だけではない、家庭だとか社会に対する対応し切れないケースについて、改善の視点から、関係機関へと連携して支援をする取り組みです。これ、県で取り組んでいるスクールソーシャルワーカーの取り組みですが、村では、今まで、この制度を使ったことがないとお聞きしておりますが、状況について伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 前段に、県費と、あるいは村費の手当のことについて御質問がありました。先日行われました教育委員会と3校の校長、それから福祉教育常任委員会の皆さんとの懇談会の中でも、そんなお話が出まして、手当について、やっぱり検討したほうがよいだろうという御提言をいただきましたので、また教育委員会でも検討を始めていきたいというふうに考えております。

スクールカウンセラーだとか、スクールソーシャルワーカーへの相談件数の御質問についてお答えします。

今年度、南箕輪小学校のスクールカウンセラーの割り当ては、年間44日、176時間となっております。現在までに21日間で68件の相談に対応しております。これ

は、1時間で1件のときもあるし、多いときは、1時間で2件あるいは3件という場合もあります。南部小学校でのスクールカウンセラーの割り当ては、年間18日、66時間となっており、現在までに9日間で18件の相談に対応しております。

スクールカウンセラーから報告を受け、受けた内容を関係者に知らせ、至急対応しなければならない事象は、いじめ・不登校委員会を中心に対応しております。それから、スクールカウンセラーには丁寧な対応をしていただいております。家庭での対応方法など、繰り返し相談される保護者だとか、あるいは児童に対してソーシャルスキルトレーニングも実施しており、カウンセラーの効果も高まっていると聞いております。

中学校の今年度のスクールカウンセラーの割り当ては、86日、358時間であり、現在までに43日間で、相談件数は106件となっております。

県教委の心の支援課では、全県に8名、南信教育事務所に1名配置しているスクールソーシャルワーカー、SSWについては、今年度南箕輪小学校のみ2回巡回訪問をしていただきましたが、南部小学校、南箕輪中学校とも、その利用はないという状況です。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） ありがとうございます。

この相談をするのに、校長か教頭が頼まないと来ていただけない、スクールソーシャルワーカーの場合ですかね。スクールカウンセラーについてもそうだと思うんですが、その子の相談を受けて、その子のケース会議を開きながら、どうしたらいいかという対応を決めておられるんだと思います。そういう中で、やはり校長、学校サイドのこの判断がかなり重要になってくる部分なんだろうなと思います。

先ほど聞いたのは、スクールカウンセラーで、ソーシャルワーカーは巡回しかないということなんですが、その中で、ケースはちょっとわからないんですが、スクールソーシャルワーカーまで持っていく事案がなかったのか、そこで、そういう判断の中で決めてしまったのか、実際は、そこに持っていかなければいけなかったものが、そこでとまってしまったのかというのはちょっとわからないんですけども、そういうところをやはり先ほど言った教師の皆様の意識改革をする中で、しっかりと子供の学びの場をいいものにするためには、どうしたらこの子の環境づくりに役立つだろうという判断もしていただきたいと思います。

次の多様な学びについて伺います。

先ほどから、不登校のことも言っているんですが、そういう中で、今、多様な学びというのが、先月ですか、新聞にも出てきたんですが、その取り組み、資料の中で、A3で、私ちょっと資料をお配りしてあります。これは東京シューレという、奥地圭子さんという方が、かなり30年前からフリースクールに取り組みされている方で、不登校の数も横グラフで出てきているんですが、減っておりません。いじめに

については、撲滅に向かってできるんだと思いますが、不登校については、なかなか難しい問題があるのだろうなと思います。この多様な学びについてのここで言う多様というのは、学校教育法1条にある学校以外という意味です。

来年提出予定の法案、義務教育の段階に相当する普通教育の機会の確保に関する法律案となっております。これは、全国に約12万いるとされている不登校児童の支援を目的として出されるものです。やむを得ない理由で通学が困難な場合、フリースクールや自宅などで学習計画を実施すれば、学校に通わなくても修了を認定するという内容です。

この裏にも、そのフリースクール法制化というようなことも書いてあります。皆様、読まれたと思いますが、いろいろな学び、僕、調べてみたんですが、フリースクールだとか、オルタナティブスクールだとか、インディペンデントスクール、シユタイナー学校と言われるんですが、ホームエデュケーションなどがあります。この取り組みについて、村の教育委員会とすれば、どうお考えですか。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 議員御指摘の義務教育の段階に相当する普通教育の機会の確保に関する法律案につきましては、不登校を助長するのではないかという議論から、さきの国会で見送られたようであります。

この法律案を調べてみますと、学校以外の場で学習する子供の教育の機会の確保として、保護者は子供の状況等を考慮し、個別学習計画を作成して、市町村教育委員会の認定を受けたときは、学校に就学させないで、子供に教育を受けさせることができる。また、市町村教育委員会は、訪問等の方法により、子供に対して学習支援を行う。当該保護者は、就学義務を履行したものとみなすとなっております。しかし、長年、私、義務教育に携わった経験からしますと、単に学習を家庭で行えばそれでいいのか、それで人間としての成長が期待できるかという点に関しては疑問を感じます。家庭において1人で学習するのでは得られないものが、多くの仲間と学び合うことによって得られるものと思っております。

本村では、不登校の児童生徒に対しては、村の中間教室で対応している状況もありますが、不登校の児童生徒に対する支援のあり方につきましては、今後、国の動向を見ながら、教育委員会でも検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 恐らく、そう答えられるだろうなという予測はしておりました。

私がこの質問を行うのも、1人の保護者の方からの相談でした。その相談を受ける中で、フリースクール、ここら辺では諏訪にあるんですが、フリースクールの現状を見に行ってきました。先生のお話を聞いたり、お子さんのお話を聞いて、また、

この奥地圭子さんが、先週の土曜日ですか、岡谷のほうで講演を開かれたものですか、私もそこに行って、お話を聞いてきました。パネラーの中に、やはりフリースクールを出たお子さんが3人、親御さんが1人いて、本当にその胸の内をお聞きしております。また、こういう資料もいただきながら、話を聞いて、私も勉強しました。

私も、初めは、学校に行くのが当然じゃないかという考えでいたんですが、実は、その話を聞く中で、いろいろな多様な学びがあってもいいだろう。ホームエデュケーションというのが自宅で勉強するということなんですが、法律で決められております。保護者、大人は、子供に就学義務があるんだと。子供は、学ぶ権利があるんだということです。また、日本の場合は、学校教育法1本しかないものですから、義務教育といううたわれ方がされております。ただ、今回の法律だとか、憲法を見てもわかるんですが、普通教育と書いてあるんです。義務教育とは書いてありません。普通教育とは何かというと、やはり多様な学びを認められるということだと思います。その中で、今、子供たちが学校には行けないけれども、フリースクールには行けるというこの現実です。これはなぜかということなんです。ですから、先ほど言っていた教員の皆さん、大人の皆さん、または教育委員会というものが、この意識を変えない限り、僕は変わっていかないと思います。ただ、この子供たちの多様性について行けていないのが今の世の中の制度なのかなという感じはします。その中で、南箕輪としてどうなのかという今質問です。

そこにフリースクールに通った女の子の話です。中学のときから、学校に行けなくなった。当時は、フリースクールの理解は今よりかは進んでいなかったそうです。彼女は、毎日死にたいと思いつめていたそうです。でも、このフリースクールの先生の一言に救われましたと言ってます。先生は、〇〇ちゃん、何がしたいと質問したそうです。それまで、ほかの大人からは、なぜ学校に行かないんだとばかり言われてきた彼女にとって、衝撃的だったそうです。彼女は手芸がしたいと、ぽつりと言うと、先生は優しくほほ笑んで、じゃあ、一緒にやろうと、何げない会話が大事なのです。もちろん、不登校の子供を持つ親御さんの苦しみもはかり知れないものがあります。不登校の娘さんと向き合った日々を振り返り、あのときは、いつ抜けられるかわからない真っ暗なトンネルの中で、もがき、苦しんでいたと、今もって涙を流されるほどです。その後、その彼女は、通信制の高校に通い、大学の通信教育学部に進学し、卒業、教員免許を取得して、お世話になったフリースクールで働き始めました。彼女は、たった1人でも自分のことを理解してくれる大人がいれば、子供はみずから命を絶つことはありません、私は不登校の子供たちに寄り添う使命があったから生まれてきたのだと心から思えるようになりました。

子供の個性や気持ちを尊重し、多様な学びの場を提供すること、今求められているのは、私たち大人の変化ではないでしょうか。別の先生は、子供の問題行動は問題提起行動だと語っていました。その子に問題があると見るのではなく、今、何

が問題なのか、何を変えなければいけないのか、大人に教えてくれていると、南箕輪村でできること、取り組まなければいけないこと、あるはずです。十二分に検討していただきたい。学校へは行けないけれども、フリースクールには行ける、これはなぜなのか。また、自分は本当に子供の幸福を考えているのか、大人がそう自問自答することが大事ではないでしょうか。

全国的には、神奈川県では、学校の教師がフリースクールに1年間研修に行っていると伺っています。また、早稲田大学や学芸大では、来年度からですか、多様な人材教育のために講義が持たれるそうです。世の中がそれだけ変わってきているんです。どうですか、教育委員会として取り組む必要があると考えませんか。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 先ほども申しましたけれど、今後、また国の動向とか、今、大変貴重な御意見をいただきましたので、それらを参考にしながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思ひます。世の中はそれだけ変わってきています。最近では、例はちょっと違ひかもしれないんですが、性の多様性というものが社会で認められるようになってきています。ですから、教育の多様性というの、これから問われることになります。よろしくお願ひします。

次に、相談室の充実について伺ひます。

現在、3人から4人体制になっています。今回、保育所の訪問件数は抜いて伺ったところ、平成26年が78件で、延べ272件だそうです。会議に出席したのが112件だそうです。平成27年度の4月から10月までで、既に70件になっております。昨年と比べると、倍のペースでふえてきているのかなという思ひがあります。内容は、個人情報との関係で調査できませんでしたが、虐待もふえていと聞きます。先ほど行つたソーシャルワーカーの配置だとか、多様な学びを指導できる民間の相談員の採用など検討していく必要があると思ひますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育相談室の充実についての御質問であります。

今年度から1名増員をいたしまして、4名体制で支援に当たっております。相談件数は、御指摘のとおり、倍ぐらいになっておるといふ状況であります。現在、村公民館の1室を使用しながら対応しておりますが、来年度建設予定のこども館には、この子育て教育相談機能も持たせたいといふことで考えております。相談体制につきましては、こども館の運営、役割、そういったことも検討しておりますので、そういった中で検討はさせていただきたいと思ひております。

子ども・子育て教育相談室、設置をして10年になります。それ以前は、こういっ

たことはなかったわけであります。それだけ、教育環境や社会環境や家庭環境、変わってきた、変化をしてきたのかなと、複雑、多様化をしてきております。その中には、親の指導性が薄れてきておるということもあろうかと思っております。そういった中で、さまざまな相談に対応していかなければならない、そうしていくことが責務でありますので、その辺は御指摘をいただいた面を含めて、十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 先ほど聞いたカウンセラーの相談件数だとか、いろいろ聞いていますと、本当に学校現場がすごい状態になっているとか、先生たちの多忙化が見える数字だと思っておりますので、これは先生たちの多忙とか、先生たちの本来の仕事に、教える、教育できるような環境づくりのために、やはりこういう外部の相談室だとか、あとはいろいろな面で地域が取り組まなければいけないことがあると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

先月、議会の行政視察で、子ども施策の先進的取り組みをしている兵庫県の尼崎市に行ってきました。お手元の資料で、参考資料2というやつがそうなんですが、これが、尼崎市は、平成21年12月に、子どもの育ち支援条例を制定して、単なる理念条例ではなく、子供たちの育ちを地域全体で支えるという条例の趣旨を実現するための仕組みにまで言及して取り組んでおります。

村の計画の現状と課題でも、子供を取り巻く課題は多様かつ複合的になっており、未来を担う子供を育成するために、学校、教育委員会だけではなく、社会全体で子供の成長を支えていく必要がありますと書かれております。子ども・子育て審議会が村では条例としてつくってあります。そこで、前向きに検討してはいかがでしょうか、村長、どうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 百瀬議員から、これまでも何回か、子供の権利や支援に関する条例制定につきましての御質問をいただいております。

私、以前から、子育てに優しい村、また子供が伸びやかに育つ村、こういった村を目指して取り組んできております。村づくりの基本を子育てに置いておる、そんな状況もあるところであります。今までもいろんな計画に沿って進めてきております。また、来年度には、何回も申し上げておりますけれども、こども館の建設を行って、さらに子育て支援の充実を図ってまいりたいということで、今、事業を進めておるところであります。

その中で、条例の必要性でありますけれども、確かに、子供を社会全体で育てるという部分、みんなで考えていく、そういう一つのきっかけになるのかなということも思っております。ただ、住民の皆様から、条例制定に対する機運、これが本当に高まっているのかなという思いもありますので、今、質問の中で審議会があるん

で検討してはどうかということでもあります。この辺につきましましては、また庁内で議論をしながら、若干考えてみたいなというふうに思っております。一番は、機運を高めていただければなというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 先ほどから言っている、子供たちの環境がかなり変化してきていますし、大人自体も変わっていかねばいけない時代になってきていますので、そこら辺をしっかりと捉えて、お願いしたいと思います。

次に、子育て応援アプリの推進をということで、子ども・子育て支援事業計画というのが村でつくられて、配られております。この中で、支援施策の推進の母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進の事業は11事業あります。また、本年度から、産褥期の母親を支援する新たな3種類のサービスを始めていただきました。大変評価できる取り組みです。

さらに一歩進めるための提案です。子育て世帯の家庭形態や就労形態が多様化する中、保育所だけでなく、さまざまな形の子育て支援が求められております。自治体における支援事業も、利用者ニーズに幅広く対応する必要性が増しております。その中で、東京都世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っております。注目を集めております。同区では、施設マップや子育て支援ナビ、保育施設検索ナビ、お知らせ配信機能、保育施設空き情報検索、イベント一覧、緊急情報検索などの機能で、利用者の立場に立った支援事業に取り組んでおります。村長、この取り組み、してみませんか、南箕輪も。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 応援アプリの推進をという御質問であります。

村も、情報発信というのは、さまざまな形態でやっております。広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、あるいはメール配信等々、あるいは健診だとか予防接種、子供に関するものにつきましましては直接文章でしております。そういった中で、スマートフォン多機能電話、これは本当に年々増加しておりますし、若い子育て中心の世代にはほとんどの皆さんが持っておるということだろうというふうに思っております。

郡内では、今年度、駒ヶ根市が子育て応援アプリの開発と提供事業を実施していくということで取り組んでおるところであります。この状況を少し調べてみたいなというふうに思っております。有効な手段だということは、そういう認識であります。

ただ、人的な部分、経費の部分、いろんなこともあわせて考えていかなければなりませんので、今すぐというわけにはいきませんが、必要性の認識はありますので、導入ができれば一番いいのかなという思いはしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思ひます。前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

村のウェブサイト、ちょっと時間の関係で、教育委員会のウェブサイト、お手元に資料3の1から3の3まで配ってあります。3の2が伊那市の教育委員会です。3の3が箕輪町の教育委員会です。3の1が、これ、南箕輪村のうちの教育委員会のサイトです。これ、教育委員会の議事録だとか、この間出していただいた事業評価、事務評価だとかいうのがほかの町村では載っているんですが、うちはウェブサイトで見られないです。これ、平成25年の3月にも同様の質問をしておりますが、訳をお尋ねします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 訳をと言われても、ちょっと困る部分がありますけれども、正直言って。私も、時々、教育委員会のホームページを見ますけれども、確かに近隣の市町村と比べて、内容がシンプルであるということは重々感じております。今後、限られた事務局のスタッフでありますけれども、他市町村のところを参考にしながら、どんな情報提供ができるのか、あるいはそういったことを検討しながら、より充実したホームページにしていきたいというふうに努めてまいりたいと思ひますので、御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員、時間が少なくなっていますので。

5番（百瀬 輝和） 本当に、教育委員会の資料をとろうとすると、ホームページからとれませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、小型家電リサイクルについて伺います。

この件も、平成24年12月の議会で一般質問しております。このときは、広域での取り組みを提案しました。でも進まず、最近、辰野町、箕輪町、伊那市で、近隣で取り組み始めました。同法は負担や義務を負う法律ではありませんが、年間65万トン捨てられ、金額にすると800億円になると言われております。回収方法は、ボックス回収やらステーション回収、イベント回収、ピックアップ回収などあります。村としてできる方法で取り組みませんか、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 以前にも質問をいただきました。循環型社会形成の推進の上からは必要だというふうに思っております。御指摘のように、箕輪町、辰野町、これ、役場にボックスを置いて回収をしておるということであります。また、伊那市でも、本庁や支所にボックスを置いて回収をしておるということであります。その状況を見ながら、前向きに検討はしたいというふうに思っております。

同時に、平成29年度からは、上伊那地域全体のごみがクリーンセンター八乙女に一本化となってまいります。その中で、分別ルールの上伊那統一化の検討も今行っておるところであります。そういったものを見合わせながらというふうには思っ

おりますけれども、有効な施策であるということはそう考えておりますので、役場へボックスを置いてということであれば、これは余り検討を要することもなくできるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 村としてできる方法で私はいいと考えております。平成29年から一括になるということだと、八乙女のほうでピックアップ回収が一番いいのかなという思いもありますが、それはしっかりと検討していただいて、できる方法でお願いしたいと思っております。

最後に、私が尊敬する、教育改革に取り組みされた、平和教育にも取り組みされた、85年前の教育者の牧口常三郎先生の言葉です。最高の価値を創造して、最大の幸福を獲得する。それが人生の目的である。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

25分まで小休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時25分

議長（原 悟郎） 引き続き、一般質問を続けます。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） 1番、加藤泰久です。

通告どおり、4件について質問をいたします。

まず、就学援助について質問をいたします。

文科省のまとめでは、13年度、就学援助を受けた小・中学生は、全国で151万5,000人で、援助率が15.4%と発表されております。就学援助とは余り知らないところでありましたが、長引く不況や非正規雇用の増加、離婚などにより、経済状況の厳しい家庭の小・中学生を対象に、学用品や給食費の一部を援助するものとあります。最近の新聞によると、伊那市の小・中学生の10.9%が対象者であることを読み、驚いたところでございます。

本村の就学援助対象者の数はどのぐらいか、また市町村の教育委員会の認定する準要保護の世帯の基準とはどうなっているか、質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 1番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

本村での就学援助対象者はという御質問であります。

本村では、議員もおっしゃられましたように、経済的理由によって就学が困難と認められる本村の小・中学生に対して、義務教育の円滑な実施を目的に就学援助費を支給しております。支給対象者は、病気だとか、災害などの特別な事情により生

活が困難な方、そのほかに、村長が援助を必要と認める世帯となっております。また、支給される援助費としては、全額ではありませんけれども、小学校1年生と中学校1年生は、これは進学、進級で、いろいろと学用品を買うものがたくさんありますので、そういった学用品、それから修学旅行費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、PTA会費、児童生徒会費、体育の実技用具、これは中学生ですけれども、などを対象に費用を援助しております。

平成27年度において、就学援助費を受けている児童生徒数は、南箕輪小学校で60名、南部小学校で13名、南箕輪中学校で49名、計122名となっております。援助費用は、南箕輪小学校で約505万円、南部小学校で約103万円、南箕輪中学校で約695万円の合計約1,303万円の支出となる予定であります。受給世帯の割合は8.3%、これはトータルです。それから、受給児童生徒数は全体の8.5%になっております。また、就学援助費につきましては、年度によって変動がありますけれども、年々増加傾向にあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 教育長。

教育長（征矢 鑑） ただいま委員長が申し上げたとおりですが、毎年4月、家庭宛てに通知を出しまして、必要な家庭をピックアップします。本人のほうから申し出、家庭の方から申し出ということでありますけれども、前年度の全収入が基礎になっておりまして、生活保護者の世帯が主なものであります。6月の下旬までに、民生委員の協力も得ながら、家庭の状況調査、それから前年度の今言ったような収入の中身、そんなところを基準にして、ほぼ生活保護世帯の1.3倍ぐらいのところを線引いて、受給者を確定しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 就学援助費については、この対象者は国からの交付で全額賄われるという形の中で、今説明のあったのは準要保護というふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） そんなように理解をさせていただいて結構であります。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） その準要保護世帯の基準というものは、数字であらわされるところは、そういうふうなもので基準ができていますか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 数字であらわされるものに限っておりますが。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 数字ということで、この場で発表できないというような

基準であれば聞くあれでもないですけど、生活保護世帯とかいうようなお話も出ておりますけれど、具体的には、数字は発表できない状況ですか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 申し上げればこういうことです。認定の基準ですが、収入額、それから需要額、ともに月額ですが、保護基準額表から算出し、収入額を需要額で除した数値が1.3以下というような準要保護の規定がございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 今言われたように、1.3以下という基準、数値があるということならば、それが公平な数値であると思いますので。私も、南箕輪の状況を聞いた中で、なかなか大変な状況にあるというようなことを理解したところであります。

続きまして、2番目の森林保全育成について質問をいたします。

村の面積の半分以上を占める森林は、戦後の貧しい大変な時期に、各戸より1人ずつ出て、人足で植林作業を行い、後世の財産となるべき目的で植林が行われたと聞いております。一時期は、森林資源は学校建設の資金にも使われたとも聞いております。しかしながら、外国からの輸入により、木材の価格が下がり、森林への価値や関心が薄れてまいりました。

最近になり、森林が見直されて、注目されてきております。森林には、治山治水はもとより、多面的な機能があり、今回行われたCOP21でも、CO₂削減などで大きく取り上げられております。化石燃料の代替としての木材を、バイオマスエネルギーとして利用することが期待されております。このことから、先人の思いのこもった奥地林整備や森林保全育成に、長期的に、計画的に、事業の推進に向けて、財政が大変なときではありますが、先行投資の意味もありまして、予算の増額が必要かと思われております。山や森林は黙して語らず、心を配っていかねばならんと思っております。必ずや後世の財産になるものと確信しております。この予算増額について、村長、いかがお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の質問にお答えいたします。

森林保全育成の予算の増額をという御質問であります。

議員御指摘のとおり、森林にはさまざまな機能があります。災害防止をはじめ、地球環境の保全、水源涵養、あるいは動植物の生態系にとっても重要な役割を果たしておるところであります。また最近は、特に豪雨による災害が頻発しており、減災、防災の面からも、森林の保護、整備の必要性が高まってきておる、そういった認識は持っておるところであります。

一時は、木材価格というのが、いいときには村の財政もかなり潤っておった、そ

んな時期もあったところでもありますけれども、今、木材の価格というのが非常に低迷しており、木材としての利用、経済的な利用という観点から、今言った多面的な機能の部分へ移ってきておるといふ状況もあるところでもあります。しかし、最近では、木材というのが非常にいろんな部分で、分野で使われるようになってまいりましたので、そういった面で期待をしておるところでもありますし、バイオマス等々、エネルギーにも活用が図られておるところでもあります。

こうした中で、どう森林を保全していくのかということでもあります。村の森林は、大きく分けまして、大芝村有林、それから飛び地の山林である奥地林に分かれるところでもあります。特に、奥地林につきましては、重要な水源地であり、水源涵養国土保全を目的とする森林地帯となっております。昭和50年代から平成の初めにかけて、一通りの間伐は行ったところでもあります。その後も、県の保安林整備等により、保全に努めておるところでもあります。また、昨年度は、信州大学農学部にお願いいたしまして、奥地林の基礎的な調査を実施したところでもあります。基本的な方針について御提案もいただいたところでもあります。

先ほども申し上げましたが、奥地林につきましては、一旦は手入れが済んでおり、既に植林され、40年から60年が経過し、伐期を迎えているものが多くなってきております。しかし、木材価格が低迷しておりますので、今後は長伐期化に力を入れていかなければならないというふうにお考えのところでもあります。そんな取り組みを進めているところでもあります。木材価格、状況を見ながら、長伐期化に向けての取り組みということで御理解をお願いいたします。

村の予算の増額ということでもありますけれども、大芝高原の間伐につきましては毎年実施しております。計画的に実施しておるところでもあります。奥地林につきましても、長伐期化に向けまして検討をしていかなければならないというところでもあります。国の補助事業も取り入れ、必要に応じて増額はしてまいりたいというふうにお考えのところでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいま村長の説明にもありましたように、大芝村有林については、村民が目につくところでございまして、それぞれのよく手入れのできたというように評価も受けているところではありますが、さきにも、委員会視察の形の中で、経ヶ岳のほうへ、議員それぞれ皆さんで視察に行ってきましたが、経ヶ岳においては、今、村長おっしゃられたように、伐期に入っているというふうなところでございまして、さらなる間伐等によって、飛び地、奥地林に磨きをかけて、宝の山となるように期待していきたいと思っております。

次に、3番目に、社会福祉協議会の委託事業について質問をいたします。

村からの委託事業は、各分野においてたくさんある中で、今回は社会福祉協議会への委託事業についてお伺いします。

社協の事業は、幅広く、大変深く、複雑なものがあります。その辺で、私も雑駁な通告をいたしましたのでまことに申しわけないと思うんですが、もっと具体的な項目を上げていかなければならないというふうなことを反省しております。そこで、気のついたところについて質問をさせていただきます。

高齢化が進み、制度改正等がある中で、事業運営が大変であり、職員の皆さんの奮闘ぶりが伺えるところでございます。

予防事業の中で、生きがい通所ゆうゆうトレーニング教室、お達者筋トレ教室は、参加者も定着している中で、健康で毎日が生活できる、また健康寿命が延びるように、積極的な施策を希望するところであります。そして、さらなる参加者がふえることを希望するところであります。

地域福祉事業においては、幅広く、大きな事業で、対象者が年々増加すると思われております。一つには、気のついたところは、高齢者、障害者の外出の際に、移動手段としての移動サービスに、2台体制で今ありますが、福祉バスであります。回数が月に4回というように規制されておるところであります。私がちょっと調べたところでは、26年では、利用者数が968人、延べ回数が2,837回というような数でありまして、目的としては、通院に64%、公共施設等へ行くのには22%の利用があり、また買い物には13.7%と、交通弱者にとっては大変必要な部分であるというように思っております。そのほかには、ひまわりの家の利用者のために、自立して仲間と生活できるようなグループホームの建設の計画を進めてほしいと、このように思う中で、この委託事業について、どのような評価をしているかというようなことをちょっと質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 社協の委託事業についての御質問であります。

社協の委託事業、本当に数多くあるところであります。大きく分けると、一般会計事業分と介護保険事業分に分かれるところであります。特に、今、議員御指摘をいただきました福祉移送サービス事業を含めましての一般会計事業分としては、延べ人数が3,123名ということで増加しております。ただ、一方、介護保険事業分、これはお達者筋トレ事業、地域介護予防元気アップクラブ事業、ゆうゆうトレーニング事業というのがあるわけでありまして、これは横ばい状態という、こんな状況となっております。

評価ということでありますけれども、こういったことを行政でやるということ不可能なことでありますので、社協に委託して行っておるということであります。そういった面では評価をしておるところでありますし、効果も上がっているんじゃないかというふうに思っておるところであります。

ただ、問題は、これからさらに高齢化が進んでまいります。したがって、いかに健康寿命を延ばしていくか、このことが重要であります。そのために、元気アップクラブという事業も起こしまして、社協に委託をしたところであります。しか

し、この分につきましては、利用者の固定化、横ばい化ということになっておりますので、どう参加していただけるのか、参加にどうつなげていくのか、ここが重要となっておりますので、働きかけの内容等、十分検討しながら、増加を図っていききたいなというふうに思っております。特に、この事業につきましては、健康寿命を延ばしていくためにぜひ参加していただきたいという思いがあるところであります。そんなことで、社協とまたこの辺は打ち合わせをしながら、人数が延びるようにしていきたいなというふうに思います。

一般会計事業分として福祉移送サービスにつきましては、これは本当にやってよかったなという事業であります。病院が大半を占めておるということでありますので、高齢者のために、足のない高齢者の皆さんには、大変役立っているのではないかとこのように考えておるところであります。

先ほども申し上げましたが、これからさらに高齢化社会、超高齢化社会になってくるわけでありますので、こういった事業がさらに必要となってまいります。状況を見ながら充実をさせていきたいというふうに思いますし、この辺は社協との連携というのが非常に重要となってまいりますので、その辺も重視をしながら、充実に努めてまいります。また、介護保険制度の改正という面もあるところであります。そういった事業についても今検討しておりますので、サービス低下を余り招かないようにやっていければいいなという思いがしておるところでございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 若い村と言いながらも、ますます高齢化が進む中で、この福祉事業は大変な部分でございますので、どうか社会福祉協議会とも綿密な連絡をとりながら、福祉の向上のために頑張ってもらいたいところであります。

それで、今ちょっと移動サービスの件につきまして、今現在は回数を月 4 回までというような規制をされているわけでございますけれども、利用者から見たら、もう少し規制を緩和していただいて、使われたら、この交通弱者も大分助かるんじゃないかというようなことも思いましたので、その辺をくんでいただければと思います。

次に、結婚相談事業の取り組みと成果というようなことで、これも委託事業でございますが、行っているわけでございますが、社会の状況の変化や三交代制勤務というような勤務体制の変化、また個人情報保護等により、若い人の出会いの機会や場所が少なくなっておるところであります。人生の伴侶と出会う、なかなか難しいところがある昨今でございます。

それで、調べましたら、ここに南箕輪の相談所の登録している方が、男性、ちょっとこの数字、私、書き落としてきましたのであれですけど、男性のほうが三十何人、女性のほうが少なく、お見合い回数が 7 回して、26 年度ですか、結婚された方が 1 件と、そんなような状況が報告されているわけであります。

そうした中で、これから、登録されている方が村内の方に限られているというようなことでありますので、なかなか村内だけというのは大変ですので、近隣の市町村、または上伊那郡下の広域を利用しまして、広い範囲の中で登録をし、出会いの場をつくっていただければと思います。その辺に関してはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 結婚相談事業の御質問であります。

結婚相談は月に2回、7名の結婚相談員が交代で相談に当たっておるところであります。今、議員御指摘のとおり、今年度上半期につきましては、相談件数が28件、見合い件数が3件、こんな状況であります。平成26年度には成婚件数1件ということで、成立をしたということでもあります。この辺、大変ありがたいなというふうに思っておるところであります。

御指摘のとおり、この事業というのは、より広域的に行っていくことに効果があるわけでありまして。長野県でも、県内の結婚相談所間のネットワークの強化のために、長野結婚マッチングシステムの運用支援等を行う、長野結婚支援ネットワークサポートデスクをことしの7月に開設し、データ登録者の拡大を図って、結婚相談所の情報交換だとか、あるいは研修会等の企画、運営に当たっているところでもあります。県も、この広域的な相談ということに力を入れてきたところでもあります。上伊那県域内におきましても、研修会をやったり、情報交換をしたりという、こういうことも活発になってきております。地方創生の総合戦略、少子化対策におきましても重要な取り組みになっておるところであります。したがって、これからさらに広域的な取り組みというのは進んでくるというふうに私自身は思っております。そうしていかなければならないということでもあります。

少子化対策というのは、さまざまな対策というのがあるわけでありましてけれども、まずは結婚から始まってまいります。その入り口が出会いづくり、こういうことだろうというふうに私自身は思っておるところでありますので、これは社協の事業でありますけれども、村としてもさまざまな婚活イベントにつきまして支援をしていく必要があるというふうに思っております。特に、この辺につきましては、また力を入れてやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。少子化を解消していくには、やはり出会いの場をどうつくっていくのか、このことが重要でありますので、その辺につきましては村も力を入れていくということをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 社協ともちょっとお話を聞いたわけでありましてけれども、社協の委託事業でありますけれども、なかなか難しいところがあるということで、民間のこういう婚活というところもあって、大変全県を網羅しているような

ところがあるわけですが、やはり紹介等に大変な費用がかかるということでもありますので、ぜひ行政の中でやっていただければいいと。また、ちょうど適齢期を迎えるような消防団においても、なかなか出会いの場でいい出会いがあったりとか、そんなようなことも聞いておりますので、そういう消防団、もしくはいろいろな団体があるならば、そこらを上手に使って、ぜひとも若い皆さんが結婚し、定住していただくことを希望するところであります。

次に、平成の大合併から10年となるわけでございますが、自立の村を選択した村民の意識はまだ継続しているかというようなことについてお尋ねいたします。

合併か否かで、住民投票が行われ、自立の村を選択したわけでございますが、その当時から、自助、公助、共助等を合い言葉に、皆で村をつくり上げていく意識が強かったように思います。現在の人口の増加の村になったのも、そこらの思いがあつてのことかと思われております。

10年が経過する中で、村民の意識はどんなふうに見えるか、村長にお伺いします。
議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 平成の大合併からの10年、村の、村民意識のというような話がありました。

その前に、若干、先ほど最後の質問で消防団の話が出ました、結婚の問題で。今、消防団が本当に出会いの場となっております。これ、本当にありがたいなと思っており、最近ではもう6件だか、7件ぐらいの結婚が成立しておりますので、これ、結婚相談所を上回るペースで、ありがたいなというふうに思っておるところであります。

それでは本題に入ります。

継続しているかどうかという問題でありますけれども、10年という年数がたちました。よく10年一昔と言います。これ、昔はそういう言い方、今はもっと早く一昔になってしまいますけれども、そういった中で、村民個々の意識というのは多少変化はあるのではないかなというふうに思っておるところであります。本当に、あの当時の熱意があるかどうかと言われれば、若干薄らいできているのかなという思いはあるところであります。

しかし、住民の村を思ういろんな団体の部分につきましては、かなり進んできておるなど、進んできたなという、この実態もあるところであります。特に、村内各地区におきまして、農地、農用地等の資源保全、これ、農地・水管理、これは南箕輪でも6地区に立ち上がったところであります。私は、この事業というのは大変難しいので、村では無理かなというふうに思っておりましたら、村内の半数の地区でそういったものが立ち上がってきております。それと同時に、景観や環境保全、あるいは地域の伝統、文化の保全活動など、自主的な地域づくりの活動を行っている団体もふえてきておるところであります。そんなことを見れば、まさに、この私自身の考え方では、地域力というのは向上しているのではないかなというふうに考えて

おるところであります。

また、秋の大芝高原を飾っていただいておりますイルミネーションフェスティバルにつきましても、このフェスティバルも、合併論議を機にして開催された、立ち上がったイベントであります。そういったことを考えれば、本当にそういう意味では、私自身は住民意識、個々はともかくといたしましても、団体としての意識というのは本当に上がってきているんじゃないかなというふうに考えておるところであります。

また、最近では、特にこの伝統文化という点、神子柴にはかま塾というのがありますけれども、最近ではまんの会とか、いろんな会ができてまいりました。これも、伝統文化という点では本当にありがたいなと、そういった会が焼酎づくりまで発展をしてきておるといことも注目しておるところでございます。

また同時に、定住といいますか、村の愛着といいますか、そういった調査というのを行っておるところであります。これは総合計画をつくるときに行っております。したがって、16年、21年、それから26年、3回今まで実施しております。それらを比較しますと、年々、村の愛着度、それから定住をしたいというパーセントが上がってきております。平成16年と平成26年の調査につきましては、18%も率が上っておるとい結果が出ておりますので、そういった数字を見ますと、村民の自立を選択した意識というのは、私自身は継続しているんじゃないかというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 次に、2月18日が村の、南箕輪の日と制定されました。その日にはそれぞれの式典、イベント等がありますが、村民全員が参加して、一人一人が自分たちの村であるという意識をするような事業を計画してはというように思っておりますが、例えば、伊那では行われておりますが、年何回かの全市一斉清掃ですか、村においては全村一斉清掃デーというようなものを計画してみたいかがか。組に未加入の人も含めて、住居の近くの清掃を行い、地域全員その行事に参加し、この地域の連携を深めること、それで住んでいる地域の環境美化を行い、村民意識の高揚につながればというように考えますが、そんな取り組みはいかかなものでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村の日に村民全員参加の事業をとということであります。

村の日、2月18日として定めさせていただきました。村民が、郷土について理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育み、村の発展、村民福祉の増進に資する、こんなことを目的としてつくらせていただいたところでもあります。

村の日には、いろんな事業が行われるところでもありますけれども、制定したその年につきましては、シンポジウム等は若干雪の関係で延びてしまいましたが、実施

いたしました。また、記念のプレミアム商品券の販売を行ったり、毎年では、村内の保育園、小・中学校、あるいは老人ホーム、南信病院あたりも参加していただいておりますけれども、特別メニュー給食を実施したりと、そんなことをしておるところであります。今年度は、この特別メニュー給食に加えまして、村の表彰式、健康講演会、こんなことを考えておるところであります。

村が誕生して、ことしが140年、それから今後150年という節目に向かっていくわけであります。こういったときには、大々的に行事を行っていく必要はあるというふうに思っております。こういった年には、2月18日のそういった部分を意識しながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、今、加藤議員が御提案をいただきました、村民全員が参加できるような事業、これは私も必要だと思っております。昔は、5月30日、ごみゼロ運動ということで、村一斉にやっておりました。最近は地区ごとでということで、そういうふうになってきておりますので、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

どういった事業がいいのか、できるのか、そんなことを検討してまいりたいというふうに考えております。また、いい事業があれば、御提言をいただければありがたいなど、これ、議員さん含めまして、いろんな皆さんから募ってみることもいいのかなというふうに思っておりますので、私自身も必要性は感じておりますので、できれば実施できる方向で、村民の御意見等も聞いてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そういうわけで、提案としては全村一斉清掃デー、各地区では今それぞれ行われておりますが、一斉にやることによって、組に入っていない方も、組の皆さんと近隣の地域の美化活動を行い、生活環境がよくなり、また、それによって地域の連帯感が強まるというようなことが考えられますので、ぜひとも、またそれぞれの皆さん、知恵を出し合って、何らかの形で、そういうような、村民が全員参加して村の意識を高めていくような計画をお願いしたいところでございます。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（原 悟郎） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから午後3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時25分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7 番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました5項目について、村長並びに教育委員長にお伺い

いたします。的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、1項目の平成28年度予算編成の1件目、28年度予算規模についてをお伺いいたします。

平成28年度の予算編成が始まります。

経済状況を見ると、内閣府が11月16日付発表した7月より9月期の国内総生産、GDPの速報値は、物価変動を除く実績で、前期比0.2%減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は0.8%減で、2四半期連続のマイナスとなり、中国経済の減速懸念などを背景に、設備投資が低迷、個人消費の回復も鈍く、景気は足踏み状態が続いている。2四半期連続のマイナス成長は、消費税を8%に引き上げた直後の2014年4月より6月期と7月より9月期に減少が続いて以来である。個人消費は、前期比0.5%増と、2四半期ぶりのプラス、パソコン、衣服に加え、秋の大型連休の効果で、外食などが堅調であった。ただ、ことし4月より6月期の落ち込みを取り戻すほどの力はなかった。

県内の状況も、製造業は新興国経済の原則などの影響などから悪化している一方、非製造業は既に横ばいとなっており、先行きは、製造業で改善、非製造業では小幅な悪化を見込んでおり、アルプス中央信用金庫の伊那谷経済動向の中小企業景気レポートのまとめでは、上伊那地域の7月より9月期の景況観は、前期比より3.4ポイント改善した。前期比で上昇したのは昨年7月より9月期以来であり、来期の予想も今期より高くなり、明るさが見える調査結果となっている。また、この反面、稲作農家には、昨年につき、米価の低迷が続いており、収入減収による地域経済に与える影響が懸念されております。このようなさまざまな影響の中、財政運営には厳しい状況が続いていると思われまます。

平成28年度の予算編成であります。歳入の関係では、企業の景気も緩やかな回復傾向にあり、個人村民税の増を見込み、法人村民税は、企業が製造業を中心に改善傾向にあるものの、財政改革により税率が引き下げられた影響もあり、昨年と同期の比較では、幾分の増税となる見込みである。歳出については、仮称こども館の建設、生涯学習施設の建設、北部保育園の増改築を検討、また、今後は社会保障や公債費も増加が見込まれ、ハード、ソフト面に多くの事業の遂行が見込まれており、厳しい財政運営が求められております。不透明な経済状況の中、村民に優しく、安心・安全で、住民の生活を守る予算編成を期待し、1件目の28年度の予算規模についての質問といたします。

予算の規模は、本年度に比べてどうであるかをお伺いし、予算規模の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えいたします。

来年度の予算編成、28年度の予算規模はという質問であります。

国民総生産の話がありました。7月から9月期、発表はマイナスということでありましたが、つい最近、プラスに転じたという改定がなされたところでもあります。そんなことで、若干景気は上向いているのかなということを感じたところでもあります。

そういった中で、歳入の見込みではありますが、主要歳入、住民税では、法人住民税が制度改正による税率変更の影響があります。しかし、緩やかな景気回復の効果による増収を期待しているところでもあります。また、個人村民税におきましても、賃上げということが言われておりますので、その所得の伸びを見込んでいます。また同時に、納税義務者数、本村の場合ふえておりますので、そういった伸びも期待しているところでもあります。固定資産税につきましても、新築家屋や企業の設備投資、償却資産の伸びも期待できます。税全般としては、上向きであると考えておるところでもあります。

地方交付税であります。これは、二つが歳入の主要になっておりますので、総務省の概算要求では、地方交付税の総額、前年度比2%減が示されているところでもあります。いろんな新聞報道を見ますと、さまざまな補填といいますか、違った部分のものが上乗せになってくるような報道もありますので、この辺を期待しておるところでもあります。そんな状況でありますので、さまざまな情報等々を注視しながら、編成をしていきたいというふうに思っておるところでもあります。

歳出につきましては、議員御指摘のとおり、前々から申し上げておりますが、人口増加対策として、27年度、28年度において一定のめどをつけたいということできているところでもあります。本年度、中部・西部保育園の給食室、園児室の大規模増改築、順調に進んでおるところでもあります。来年度以降でありますけれども、議論となっておりますこども館、生涯学習施設、それに北部保育園の増改築、これに取り組んでいかなければならないということで、準備をしておるところでもあります。こういった事業に加えまして、要望がかなり高い道路インフラの整備、あるいは福祉関係経費や社会保障関係経費の増加、こういうことを考えますと、本当に平成28年度の予算は正念場になるなというふうに私自身も捉えておるところでもあります。投資的事業だけで、3カ年実施計画、先般取りまとめをいたしました。13億円余になるということが生まれてきたところでもあります。この辺は、予算編成、予算要求で、どの程度絞り込めるかというところがかぎとなってくるというふうに思っております。

額がどのぐらいかというところでもありますけれども、なかなかこれは難しいところでもあります。今年度当初予算を大幅に上回る規模になるということで御理解をいただきたいと思っております。28年度が済みますと、ほぼ通年ペースに戻るんじゃないかなということも考えておるところでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 財源は、村税、地方交付税の主要財源での大きな伸びが期待できない中、ハード面の3事業で、予算規模は8億円を超え、大変厳しい財政状況になると思われます。より一層の経費の節減を図り、村政基本の村民の生活を守り、地域の安心・安全な村づくりのための予算となることを期待するところであります。より一層の緊縮財政の予算編成をお願いして、続いて、2件目の予算編成の重点施策についてをお伺いいたします。

村では、12月1日、平成28年度予算編成方針会議を開催し、村5次総合計画と村総合戦略にのっとりた予算編成を基本とし、各課の予算執行担当者に対して、来年度を人口増加の対応に一定のめどをつける年とし、仮称こども館と生涯学習施設の新設、北部保育園の増改築を検討、人口増加による施設不足の対応に集中させ、この事業3件での予算規模は8億円を超え、財政状況は大変厳しくなると説明し、さらに村民生活を守り、地域の安全確保、産業振興を進め、移住・定住促進にも積極的に取り組むとしている。投資的経費では、一般財源ベースで1億5,000万円余りが不足する状況であり、基金取り崩しや起債額の増加を見込んでおり、ゼロベースからの選択と集中を求め、来年度は村にとっての正念場、乗り切らなければ、村の展望は開けてこない。共有の認識を持って考えることを指示しております。多くのハード面の事業が見込まれる中、村政運営にも一層厳しさを増し、限られた財源での予算編成で大変なことと思われます。

それでは、2件目の来年度予算編成に当たっての重点施策は何であるかをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 重点施策につきましては、たびたび御説明申し上げておるところであります。一番大きなのがこども館の建設、続きまして生涯学習施設、これは中学校の生徒増加に伴います教室不足対応を含めましての施設であります。それと、北部保育園の改築、この三つが非常に大きな事業となっております。北部保育園の増改築ができれば、保育園につきましては一定の整備が終わるといふ、こういうことで今考えておるところでございます。この三つの事業で8億から9億、こういった事業費になるんじゃないかということで今見込んでおるところであります。本当に正念場の予算編成になるというふうに考えておるところであります。しかし、これも前々から申し上げておりますが、この事業に一定のめどをつけてしまわないと、いろんな部分が進んでまいりません。したがって、その辺は議員の皆さんの御理解もお願いしたいともいいますし、同時に、村民の皆様方にも御理解をお願いしてまいります。同時に、また加えまして、村政の基本方針であります住民生活を守る、地域の安全を守る、あるいは産業振興を図っていく、こういったこともやっていかなければならない、やっていく予定であります。したがって、かなりの予算規模になるんじゃないかなというふうに考えておるところであります。

また、今議会におきまして、最終日に議決をいただく予定になっております、定

住自立圏構想の議決をお願いしております。この連携によりまして、空き家対策だとか、人材育成だとか、公共交通対策など、広域的な事業の促進も図っていかねばならないということになっております。また、同時に、地方創生、村版の総合戦略をつくりましたので、その具現化をどう図っていくのか、あるいは第5次総合計画とどう整合性を持たせていくのかという、こういった予算編成にしなければいけないところでありますので、その辺も十分指示をしたところがございます。したがって、いろいろなもろもろのことを考えながら、予算をつくってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

緊縮財政、来年度に限ってはそういうわけにはまいりませんので、その点につきましての御理解をお願いしたいというふうに思います。また、財源対策といたしまして、使えるものは全て使っていく、有利なものから使っていくということも指示をして、今調整もしておりますし、国・県の動向、県へも行ってこいということも指示をしたところであります。そんなことは御理解をいただきたいとします。また、基金の取り崩し、これは当然あります。そんなことも御理解もいただかなければ、平成28年度を乗り切っていけないということでもありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 人口の増加による施設不足の対応に應えるために、多額の予算も必要であり、基金の取り崩しや起債額も増加するものと思われまます。本年度は、第4次総合計画後期基本計画の最終年度でもあり、各事務事業の検証を行っていただき、効率的な事務事業の運営をお願いし、3件目の健全財政維持の施策についてをお伺いいたします。

村長就任以来、徹底した歳出削減と同時に、限られた財源で、必要としている事業の実施、最大効果の出る予算編成を支持し、上伊那の市町村の中でも上位の健全財政を維持し、南箕輪村第5次総合計画前期基本計画案の行政運営の推進の中、4項目めに、健全財政確立があり、1件目、計画的な財政運営、2件目、財源の確保、3件目、歳出の削減がうたわれております。

平成28年度以降にもハード事業が控えております。大変厳しい財政状況になると思われます。今後の健全財政維持についての施策は何であるかをお伺いし、3件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健全財政を維持していくということは当然のことです。しかし、来年度、28年度におきましては、先ほども申し上げましたように、人口増加対応、施設不足に一定のめどをつけるために、やむを得ない措置であるというふうに私は捉えておるところであります。そんな理解はまた求めてまいりたいなというふうに考えておるところであります。

したがいまして、先ほども申し上げましたが、起債の発行、大幅にふえていくことも予想しておるところでありますし、基金の取り崩しも行ってまいります。そういった場合に、しばらくは財政指標の低下も予想されます。実質公債比率、将来負担比率、この上昇というのもやむを得ないというふうに思っておるところであります。現在、将来負担比率は数値はなしであります。この辺が数値が出てくるのかなという予想もしておるところであります。しかし、これは実際に弾いてみないとわからないという状況であります。また、実質公債比率につきましてもかなり下がってきております。この辺の上昇も一時は避けられないのかなというふうに考えておるところであります。

しかし、こういった数値が上がったとしても、健全財政の維持というのは、私はできていくというふうに思っておりますし、来年の施設につきましては、本当に将来に向けての投資でありますので、その辺は御理解もいただかなければならないというふうに思っておるところであります。そういったことが終われば、また通年ペースになってまいりますので、そういった指標も下がってくるのではないかと考えておるところでございます。したがいまして、健全財政は維持できるという、こういうことで今考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 年を追うごとに、厳しさを増す財政が続くと思われま。南箕輪村第5次総合計画前期基本計画案が執行できることをお願いし、2項目めの道路整備の進捗状況についてをお伺いいたします。

1件目の県道伊那北殿線、下川原橋クランク部分改修工事についてをお伺いいたします。

今議会の冒頭、村長の挨拶の中でも、現在までの進捗状況の報告があり、建設省との交渉も済み、当初のSカーブより緩やかなS字に変更され、交渉が完了しているようであります。地形測量にも着手し、ポイントの釘も見受けられます。153号伊那バイパスの開通により、交通量も増し、より一層必要性を増してきている道路と思われま。また、狭い地域に、JR飯田線の軌道、西部土地改良区の取水口と送水管、伊那土地改良区の右岸幹線の隧道があり、工事も大変になると思われま。西部土地改良区との交渉は来週中に行う予定であり、伊那土地改良区には、昨日、変更後の図面が届いたところあります。細部の打ち合わせがまだこれからと思われま。工事主体は伊那建設事務所であり、村には直接関係ないと思われまが、進捗状況に応じては、地域住民に対しての説明会も必要かと思われま。以上、1件目の県道伊那北殿線のクランク部分改修工事の進捗状況はどうであるかをお伺いいたします。答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 県道伊那北殿線の下川原橋クランク部分の改修工事であ

ります。

冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、より緩やかなカーブにしていく、このことを基本に、若干従来の計画を変更したところであります。そういった協議が関係機関と整いましたので、これから用地測量を行ってまいります。事業実施に当たりましては、関係地権者には協力をいただけるということになっております。県の予定では、今年度、用地測量、28年度、用地買収、こんな計画となっております。工事はそれからということで、若干といいますか、おくれておる、このことは県財政のこともあります。しかし、早期に完了をしていただくよう、再度、また要望をまいります。そんなことは御理解をいただきたいというふうに思います。説明会というような話がありましたけれども、区長会等で十分説明はさせていただきます。工事はおくれがみでありますので、この辺はまた県とも詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 住民の念願の工事であります。より一層早い完成を県に要望していただき、工事が完了することをお願いいたします。

続いて、2件目の通称中込線と箕輪町道との接続についての質問といたします。

ことし4月より、上伊那消防広域化により、消防署の出動区域の見直しが行われ、南箕輪の一部地域が箕輪消防署の管理区域となり、南箕輪村への緊急車両の出動回数が、11月29日までに、上段、下段合わせてでありますけれども、49件であります。

平成26年度第1回の定例会の答弁では、この道路は、国の補助を受け、整備したい。箕輪町と連携をとりながら、平成28年度に道路計画の調査と測量に着手し、28年度からの事業化に向けて調査をしていくとの答弁でありました。27年度もあと3カ月を残すところであります。箕輪町との協議も必要と思われれます。進捗状況などをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 中込線と箕輪を結ぶ接続工事、道路関係の御質問であります。

昨年、都志議員さんの質問にお答えしたその時点では、平成27年度、道路計画調査、測量に着手し、28年度から用地取得、その工事に着手したいという計画を持っておったところであります。しかし、これも常々申し上げておるところでございますけれども、国の交付金、社会資本整備総合交付金、道路関係が本当につきが悪くなってきてしまっておるところであります。そういったことで、補助が思うように受けられないことと、また村でも人口増加対策の大型事業を優先して実施していかなければならないことなどから、先送りをせざるを得ない状況となっております。この辺は、箕輪町とも調整しておるところでありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。先延ばしということで御理解をお願いいたします。

たします。財源手当ができないということでもあります。

しかしながら、この路線というのは、箕輪町への移動経路がふえ、国道153号及び春日街道の交通車両が分散され、渋滞緩和といったことが期待できます。また、消防広域化に伴い、救急車の出動区域が見直され、久保、塩ノ井、北原は箕輪消防署からの救急車の走行経路になったところでもありますので、そういった経路がふえる、移動時間短縮といったことも期待できます。そんなことを考えれば、先延ばしはいたしますけれども、必要な道路ということは認識しておるところでありますので、村の財政状況、あるいは国の交付金の動向を見きわめながら、着手できればというふうに考えております。時期等につきましては、また箕輪町と協議をしてまいりたいと考えておるところであります。

したがいまして、昨年の議会で申し上げた時点と状況が変化してきておりますので、先延ばしということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 消防も広域化になり、この道路の整備の必要性を感じているところであります。早い時期の工事着工をお願いし、3項目めの森林整備計画の官行造林の今後の管理についてをお伺いいたします。

村と中部森林管理局との間で、北沢山の村有林の一部、149.21ヘクタール分、分収の割合を5歩5歩の契約を交わしてあり、平成27年度末には契約が満了となり、以後、官行造林法が廃止になり、再契約ができない。平成27年度一般会計予算の中に、公有財産購入費の区分があり、官行造林地権利購入費の900万が盛られております。奥地林のほとんどが水源涵養林及び保安林に指定されており、適正な森林管理が必要と思われまます。官行造林の権利購入の進捗と今後の管理をお伺いし、3項目めの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 官行造林の質問でございます。

官行造林につきましては、昭和2年に契約を締結し、満了したところであります。したがいまして、権利を買い取る契約をいたしました。160ヘクタールの面積、権利を買い取ったところであります。重要な水源機能を果たしているというふうに思っております。

森林整備というのは、さきの議員の質問にお答えいたしましたけれども、木材の利用価値、そのことももちろん重要でありますけれども、森林の持つ多面的な利用、このことに注目が集まっておりますので、森林整備をやっていかなければならないというふうに思っております。その際にも、お答え、お話を申し上げましたけれども、信州大学農学部をお願いいたしました。基礎的な調査を行ったところであります。その結果、官行造林地のほとんどを占めるカラマツ林というのは、手入れがよくされており、美林である。ただし、一部無間伐のヒノキがあるとの指

摘もなされたところであります。奥地林の森林整備につきましては、また信州大学に技術的な指導をいただきながら、長伐期化といったことを図る森林施業を考えているところであります。

したがいまして、伐期は迎えておりますけれども、さらにその期間を延ばしていく長伐期化ということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 官行造林を含め、奥地林の飛び地は、村の面積の約半分を占めております。保安林、水源林など、大きな財産です。適切な管理をお願いし、4項目めの公共建物の維持管理についてをお伺いいたします。

村では、数多くの箱物を所有し、維持管理を行っております。建築年数も違いがあり、維持管理には多くの予算が必要であると思われまます。特に、建物の外壁及び屋根部分については、雨水の浸入も考えられる場所でもあり、特に、外壁に使用されている材料には、耐用年数があるものが多く、下地材も水分に弱い材料が多く使用されております。また、伊那地方は寒冷地のために、冬の時期に雨水などの浸入により、凍害による剝離などの現象なども見受けられます。また、とい、ドレンなどの管理不足と思える場所もあります。

村も、財産の長寿命化を進めております。予算の範囲での維持で大変とも思われまます。今後、どのような維持管理を行うかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 7番、都志議員の御質問にお答えいたします。

南箕輪小学校につきましては、耐震改修工事を、平成16、17年度に南校舎、中校舎を、それから平成19年度に北校舎の工事を実施しております。今年度は、北校舎の外壁、屋根改修工事を行いました。

中学校につきましても、平成19年度に耐震化工事を行っております。

南部小学校に関しましては、体育館の屋根、外壁工事を平成23年度に実施しております。

また、村の公民館については、平成6、7年の2年間で大規模改修を行いました。が、改修から20年が経過しております。村の3カ年実施計画では、耐震改修工事を平成31年度に予定しております。

校舎、公民館いずれも、施設の長寿命化を図るための中長期的な計画が必要だと感じております。施設の状況を確認しながら、計画的に、維持、修繕を行うよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 適切な管理をお願いします。

5項目めの移住・定住促進についての企業誘致の考えについての質問といたします。

村の総合戦略の施策の中に、商工業、サービス業の振興による雇用の創出の項目に、企業誘致の推進とともに、安定した雇用に創出する。若者が移住・定住するには、雇用があり、所得の向上が不可欠となると思います。村5次総合計画前期基本計画案の中に、基本目標4、産業と観光の振興で、活気を生む村、政策の4番目にも、企業誘致体制の充実を図り、また、北原工業団地の拡大予定地に積極的な誘致を図るとも上げられております。安定した雇用が人口の増加にもつながると思われまます。どのような形で企業誘致を行うかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 移住・定住促進の中の企業誘致の質問であります。移住・定住対策の部分につきましては、ありがたいことに当村の人口は増加しております。したがって、現在は人口増加への対応の事業を重点的に実施しております。しかし、いつかは、いずれは人口は減少してまいりますので、今後、移住・定住対策事業にも手をつけてまいります。そんなことで御理解もお願いしたいと思います。

平成27年の10月に国勢調査が行われました。調査結果速報も発表されておられませんけれども、1万5,000人を超えるんじゃないかということで期待もしておるところであります。

企業誘致でありますけれども、移住・定住対策の事業の一つにもなりますし、地方創生の中では、雇用の確保というのは本当に大切になってまいります。こうしたことを考えますと、上伊那広域圏単位での企業誘致も重要でありますので、広域的な視点で考えていく必要があろうかというふうに思っておるところであります。

現在、村内の工業団地、北殿、南殿、田畑、北原、4地区の工業団地があり、位置づけをしておるところであります。ただ、北原地区以外の3カ所につきましては、工業団地拡大に必要な用地は、これはもう確保できないところあります。いっぱいあります。このために、大規模な企業誘致ということになれば、北原工業団地周辺が適地であるというふうには考えておるところであります。しかしながら、この地域は農業振興地域になっておりまして、直ちには工場等を誘致するということが困難な状況であります。国土利用計画等を見直す中で、将来的に北原工業団地への誘致が図れる可能性について検討していきたいというふうに考えておるところであります。農振との関係で大変難しくなってきたおことは御理解をいただきたいというふうに思っておりますし、本村には既に大規模に開発できる用地というのはなくなってきたおことという状況もあるところあります。20ヘクタール、20平方キロ、これが居住地面積でありますので、その中で1万5,000人余の住居もあり、工場用地もあり、そういうことありますので、だんだん用地がなくなってきた

ておるといふことは、そんな御理解もお願いしたいというふうに思います。

対策といたしましては、空き工場等活用事業補助金を創設いたしましたので、これを使つての空き工場への誘致、これ、今もかなり利用されておるところであります。また、既存企業の拡大も重要なことでもありますので、そういった支援もさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

近々、企業から依頼を受けました用地造成が完了してまいります。1月には臨時議会をお願いして、議決をいただかなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、もう一つにつきましても、今、工場建設が進んでおりますので、そういった既存企業の支援にも力を入れていく必要があるんじゃないかというふうに思っておるところであります。

また、これも今議会でお話をいたしましたけれども、村の方針として、地方創生、村の総合戦略で、職住近接という、これが第一の柱となっております。そういった考え方で取り組んでまいりたいというふうに思っておるところであります。

いずれにいたしましても、雇用の場の確保ということは重要でありますので、企業誘致を含めまして、さまざまな方策で検討していく必要があるというふうに思いますし、最近の事例でいきますと、南原へも企業進出していただきましたし、今、南原の本当に荒廃地であったところに、今、一つの企業が造成をして、建物も建て始めておりますので、そういった事例もありますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） ますます厳しくなる行政運営に力を発揮していただき、以上で、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っておりますが、あす10日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願ひます。礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 4時06分

議 事 日 程 (第3号)

平成27年12月10日 (木曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問 (受付順位第7番から)

8番 三 澤 澄 子

4番 丸 山 豊

3番 山 崎 文 直

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久夫
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成27年12月10日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順に発言を許可いたします。時間内に、的確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

あらかじめ通告いたしました二つの項目について質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

ちょっと風邪を引いて、声がちょっと聞きにくいかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

最初に、1として、介護保険・地域包括ケアシステム構築、村の対応について質問をいたします。

介護保険における2025年問題というのが言われて久しいわけですがけれども、もう皆さん、十分御承知おきだというふうには思います。

昨年6月に成立した医療介護総合法では、団塊世代が全て75歳以上になる2025年に向けて、住みなれた地域で、医療、介護などを利用できる地域包括ケア体制を推進するとされています。ちょうど私が、2025年には75歳となるそのとき、介護が必要になる高齢者は最大数になるということでもあります。その一方で、そこを支える現役世代は、少子化で減少を続け、このままいけば制度そのものが成り立たなくなるということで、国が約束してきた、共助、公助、これは介護保険や生活保護等の社会保障の部分を抑えて、自助、互助と言いまして、自分のことは自分で何とかするという、互助というのは隣近所で助け合いをとということが前面に押し出されたものであります。

資料をお配りしてありますので、それをごらんいただきながら聞いていただきたいと思います。これは、せんだって、村の地域ケア会議で配られた資料であります。とてもわかりやすい資料でありますので、ぜひまたこれをよくごらんいただければなというふうに思うんですけれども。

この地域ケアシステムは、推進主体となるのは市町村です。地域の自主性や主体的に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくというふうになっております。

おおよそ中学校区に一つということで、南箕輪は行政的にもちょうどいい規模となっているところであります。その第一歩として、2015年から、ことしからでありますけれど、介護保険の大改悪、切り捨てが始まっています。介護報酬はマイナスで2.27%で、介護施設では、ヘルパーの削減などで運営に困難を来し、閉鎖する施設が急速にふえつつあります。

村では、各地区を回って、地区別地域ケア会議を行い、地区の現状や課題をつかみ、ことしからの介護保険制度改正と生活支援サービスを具体化するとして、説明会を行ってきました。1として、現在までの状況とこれからの取り組みについてお聞きいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の質問にお答え申し上げます。

介護保険・地域包括ケアシステム構築対応についてということで、地域ケア会議の現在までの状況と今後の取り組みという御質問でございます。

2025年問題が言われて久しいところであります。2025年には、本当に高齢化部分がかかなり多くなってまいります。御指摘のように、共助、公助、自助、補助という、こんな考え方も出てきておるところであります。

地区別ケア会議につきましては、9月から、久保、中込、塩ノ井、北殿、南殿、田畑の6カ所で行いました。区役員や地区社協、老人クラブ役員の皆様、一般住民の皆様との意見交換を行い、介護保険制度改正についての質問や、地区の高齢者にまつわる現状と課題について、さまざまなお話をお伺いすることができたところであります。しかし、これは1回だけの会議でありますので、住民全体の活動の立ち上げといった具体的な提案は、なかなかそうならなかったという実態はあるわけがあります。北殿区につきましては、2回、3回と会議が重ねられておりますので、具体的な取り組みにつながることを期待しておるところであります。

こういった地域のケア会議、回を重ねることによりまして、その中から具体的な取り組みが出てきていただければありがたいなと思っておるところであります。まだ、半数の地区しか終わっておりませんので、今後、残りの地区について実施する中で、新たな取り組みが期待できそうな地区につきましては、重ねて支援をしていく予定であります。地区別の懇談会につきましてはまだ道半ばということでありますので、これからも勢力的にやってまいりますので、よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 現在までのところ、6地区ということで今説明がありました。

9月18日には、北殿の会議がありまして、私も出させていただいたんですけれども、まず感想として、区の皆さんの戸惑いの声が多かったと思います。介護保険の要支援1、2の人の訪問介護、これ、ホームヘルプと通所介護、デイサービスを介

介護保険給付の対象から外して村事業に移行することに関して、それは困るということで、介護認定の引き上げをしてもらう人がふえるのではないかなという意見が出ました。要介護にしてもらいたいということです。そして、今までと同じことを継続してほしいという要望もありました。地区での支え合い、助け合い、地区社協の集い等も、積極的な受けとめがありました。例えば、その中での送迎や認知症の人への対応などへの不安の声も多く聞かれました。

2として、当面する要支援サービス見直し、新総合事業移行の取り組みについてお聞きします。

近隣では、来年からスタートの準備を進めているところもありますが、村では、17年4月からの取り組みというふうになっております。介護保険から外れた予防給付は、村事業として責任を持って行うことを地域ケア会議で説明されていないので、その点を確認いたします。

また、現在サービスを受けている人は、今受けている事業所で同じようにみなし指定されて続けられるというふうに言われております。その点も確認いたします。

うちの前で宅老所をやっております、あったか伊那さんがあるわけでありましてけれども、その方にお聞きしたところ、事業所としてはまだ正式に説明は受けていないということで、また、4月からの介護報酬の切り下げがあって大変な状況だが、頑張ってよい介護を続けたいと思っているという話もされておりました。

また、総合事業に移るについての新しい施設も今準備しているというふうに言われました。実際には、ホームヘルプの時間短縮、報酬減が行われている部分は、村で独自施策として保証していくのか、その点をお聞きしたいというふうに思います。お願いします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 総合事業につきましては、介護保険の地域支援事業の枠組みの中で行われる事業であります。事業費の上限が決められているために、全ての方に現行相当のサービスを利用いただくということは困難であるというふうに捉えておるところであります。

例えばでありますけれども、デイサービスと入浴であれば、自宅での入浴は困難な方に限ると、必ずしも給食が必要でない方には半日コースを提供するとか、詳細なアセスメントに基づいた利用者一人一人に合ったサービス内容を利用させていただくこととなりますので、現行のように一律にというわけにはいかないという、このことはそうになってまいります。必要なサービスを必要な方が確実に利用できるように精査をいたしまして、生活実態に即したサービスが提供できるよう、支援体制を整えていかなければならないと思っておるところでございます。

基本的には、必要な方が確実にサービスが受けられるということが基本となるところであります。現行の制度の中の新たな制度の枠組みの中で比較して、どう変化するのか、このことはきちんと捉えていく必要はあるのかなというふうに思

っております。そんな中で、いろいろな問題を精査しながら、対応していかざるを得ないというふうに思っておるところであります。また、そうしたことをやる中で、極度のサービス低下は避けられるような、そういったことも考えていく必要はあるのかなど、今のところはそんな状況であります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 常々村長さんは、介護サービスについては低下させることはないということを言われております。今も言うように、実際にはもう上限が決められている中で、もう既に、例えば、週2回デイサービスに行っていた人が1回に減らされるとか、半日に減らされるとか、時間が切られてきております。

そういう状況の中で、要支援の人たちには、ほんのちょっとした支えで自立が継続できるということで、介護にまで進まないような状況をつくることができるわけでありまして、実際にそれに当たる人たちは専門職でありますので、小さな変化も見逃さずにそういう介護ができるという点でいうと、今度の総合事業に移る場合には大きな違いがあるわけです。言え、地域で、要するに、ボランティアでその部分を支えるというのが大きな目玉になっている状況ですので、その部分について、今までも総合事業、17年までに始まるわけですけれども、その前には、現行を維持するということが村長のお約束だったように思いますので、その点だけはもう一度確認をしながら、3の地域への生活支援サービスとまっくん支え愛事業についてもお聞きしていきます。

資料でも、生活支援サービスの充実と高齢者の社会、ちょっとこれを見ていただくといいと思いますけれども、ちょっとページがないのであれなんですけれど、この部分なんです。

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加というところがあります。これは、国で出しているものを福祉課のほうで全部打ち出したものを資料にしてくださっているわけですけれども、生活費、単身世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要だというふうに書かれております。

村でも、今まで要支援のホームヘルプが保険外とされる前に、自立を支える助け合いの仕組みをつくることが必要とされ、まっくん支え愛を今つくってあります。その仕組みでありますけれども、高齢で家事が困難になった人に、ごみ出しや買い物等をお手伝いする。手伝っていく。利用者さんを、民生委員さんを通じて村の福祉課に申請する。村では、それぞれの作業できる人を有償ボランティアとして募集し、利用者は、30分50円、1時間100円を支払うとなっています。作業をした人は、残りの賃金、30分300円、1時間では600円の利用者負担を除いた分を村から支給されるという形で行っているというふうに思います。今年度で、どのぐらいの人がボ

ランティア登録し、利用されている人は何人かをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番目の質問の中で確認をされたところでもありますけれども、本村では、平成29年度から新たな介護保険制度に移行していくということで、今取り組みをしておるところであります。事業所との協議もしていかなければなりません。そういった中で、事業費の上限が決められているということになっておりますので、できる限りサービス水準を落とさないというのが基本でありますけれども、枠組みの中に必ずそうなるという話ではございませんので、その辺はそういうお受けとめをしていただきたいと思います。できる限りサービス水準を落とさないでやってはいきたいと思っておりますけれども、現行制度というのがありますので、そういったことも勘案しながらということでもありますので、その辺はよろしく願いいたします。

まっくん支え愛事業のボランティア登録等につきましては、担当課長のほうからお答えを申し上げます。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） まっくん生活支え愛事業の関係の利用の状況ということでございます。

利用の申し込みをされている方が37世帯ございます。それに対しまして、ボランティアとして登録を申し込まれた方が45名、そのうち利用が開始されている世帯が25世帯でございます。利用申込者の方全てが利用できていないという状況でございますが、これは主に除雪に係る部分で、近隣の方で対応していただける方が少ないというような中で、まだ利用されていない、利用に至っていない方がおられます。除雪の関係で、まだ利用されていない世帯につきましては14世帯というような状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、まっくん支え愛のほうの37世帯というお話がありました。およその認定者、村の認定者500人のうち、およそですけど、支援1、2の方、100人ぐらいだというふうに思います。その中で申し込みされている方は、現在はこの37ということでもありますけれども、この辺の差というものが、これからの介護の中でどういうふうに埋まってくるのかなというところでお聞きしたいというふうに思うんですけども。

上伊那医療生協でも、無差別、平等の医療介護という理念のもとで、地域まるごと包括ケアを構築しようと、安心して住み続けられるまちづくりということで取り組んでまいりました。生活支援サービスの中で、協同組合がその一つとして今も上げられているところであります。

この間、私は、福島県の郡山生協とか、新潟県の新潟市や長岡市の生協の地域包

括ケアの取り組みを今研修してきたところであります。その中で、前に学んだところでありますけれども、富山県のたすけっとクラブというのがありまして、これは生協でやっているものでありますけれども、仕組みについてちょっとお話をしたいと思います。やはり、こういうことの取り組みはとても大事だということで、地域まるごとと包括ケアというのは、ある意味、生協の存在意義をかけた取り組みでもあるというふうに思っているのでありますけれども、少しの手助けがあれば自立して生活ができるということで、これは組合員同士の有償助け合いの会としてスタートしております。

7年目になるんですけれども、仕組みは、利用者であるてつだってさん、これは支部運営委員であります。協力者であるたすけっとさん、そして地域コーディネーター、これは村で言えば民生委員さんだと思いますけれども、これが支部運営委員になります。たすけっとクラブ事務局は生協の組合員センターみたいなところで、これは役場では役場の福祉課が担当するというふうに思いますけれども、仕組みとしては同じ形になっています。これが相互に連携した取り組みをするわけですが、協力者たすけっとさんは、自分ができる作業や資格等を登録するわけです。

ここのたすけっとクラブでは、今280人の方が登録して、多くは60代、70代の方だということです。利用者は360人の登録。利用方法は、地域コーディネーターが訪問して、作業内容や人数、チケットを買ってもらおうということになります。このチケットですけれども、15分間で200円です。これは10枚つづりになっておりまして、2,000円のチケットということになるわけです。協力者は、作業をした全額をチケットで支払いをしてもらいます。事務局で、1時間は800円ということですが、支払うというのです。作業内容は通院サポートや家事などさまざまで、地域包括ケアセンターのケアマネからも依頼を受けることがあるということで、生活全般の支援要請も高く、ときには専門家や公的機関との連携も行っているということです。上伊那医療生協でも、辰野や飯島などで、少しこういうことを取り組もうということでされております。

高齢者の生きがいにもなるということで、こういう取り組みはもちろんいいことだというふうに思うんですけれども、先ほど話ししました地区のケア会議の中でも、そういう話し合いが活発に行われて、その芽はたくさんあります。北殿ではいろんな意見が出されました。本当に、あの地域で、一つの声かけでもいいんじゃないか、隣近所でお茶飲みでもいいんじゃないかと、いろんな意見が出されて、そういうことは本当に大事なことだというふうに思うんですけれども。

村では、このまっくん支え愛を始めています。このことについては、近隣市町村から言われれば、とても進んだ取り組みだというふうに評価を受けています。しかしながら、今言いますように、まっくん支え愛は、利用者は1時間100円だけ払えばいいわけでありまして、その差額は村が今補填しています。この制度をずっとこのように続けるということになると、民間は入りづらいというふうに思います。こ

のことだけで村が支え合いの仕組みをつくっていくとなると、今後のそういう支え合い部分の、地区社協なんかはそのまま続けられればいいというふうに思うんですけども、どのようにお考えか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 生活支援事業に移行することは、そうしていかなければならないということになっていますので、やっていかなければなりません。そのための地区別ケア会議等を開催しながら、いろんな機運も高めたり、ニーズを探ったりという、今この段階であります。平成29年度からはやっていかなければなりませんので、この辺の取り組みは精力的にやってまいりたいなというふうに思っております。この支え合い、生活支援サービスを支えるためには、ボランティアは当然必要でありますし、NPO、あるいは今お話がありました民間企業等々、さまざまな皆さんが主体となって支えていただかなければならないというふうには思っております。

今、村が行っているまっくん支え愛事業というのは、そういった一端も担っているわけでありまして、本格的にこの生活支援サービスが始まった場合には、整合性をとっていかなければならないというふうには思っております。全てのそういった地域におきまして、そういうシステムができれば、まっくん支え愛事業というのはそういったものに移行していくということも可能であるというふうには考えておるところであります。その前段としての手助けができれば一番有意義かなというふうに考えておりますし、将来的にそういうこともできない部分も出てまいりますので、そういったところを担っていかざるを得ないというふうには考えておるところであります。

したがって、基本的には、地区別にそういうシステムができれば一番いいわけでありまして、それはなかなか難しい面がありますので、そういったところをこのまっくん支え愛事業が捉えながら支えていくという、こういう仕組みを、今、現段階では考えるところであります。

また、いずれにいたしましても、先進地を参考にさせていただきながら、また視察を行い、研究もしながら、どういった組織ができるのか、どういった体制がいいのかという、このことはやってまいります。長野県でも、既に始めているところがあるわけでありまして、御代田町が一番先進的かなというふうに私は思っておりますので、そういったところの視察も必要かなということを感じておるところでありますので、いろんなところを見させていただきながら、南箕輪に合った、そういったサービス提供という、そういった組織づくり、そういうことをやっていきたいというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をいただかないと、なかなか難しい問題でありますので、そんな点は御理解もお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今、整合性をとるといってお話はされたところであります。しかし、今話しましたように、まっくん支え愛は1時間100円でいいわけです。ほかのところがこの状況で参入できるかという、これはもう当然できないことでもあります。100円をお願いするということではできないわけでもありますし。そのことで、29年から始まるわけでもありますけれど、あと準備期間は実質もう1年ちょっとしかないという状況の中で、例えば、辰野なんかも、ボランティアの育成のために、たくさんの講座というか、研修会を何回も設けて、これ、本当に、例え資格がない方でも、研修だけ受ければできるということで、たくさんのボランティアを養成するということをしているわけでもありますけれども、実際には、あくまでもボランティアという一つの形だけでありまして、それを組織として動けるようにするという事は、とても困難を来しているということの現状のようでもあります。これを形として、この支え合いの仕組みをつくるというのは、かなり難しいということがわかってきております。

そういう中で、実際の生活支援の部分で整合性をとるといっても、これから参入していく場合には、ほとんどもう、ほかの民間ではあり得ないというふうに思うので、もう一度きちんとした精査をしてもらって、これを私は見直す必要があるというふうに思っております。村だけでやっていくなら、もちろん、それはとてもその部分はかなり助かることでもありますので、本来成り立たない支援の部分でありますけれども、村だけでやるならやる、そうじゃないなら、どうするかということももっと早くに結論を出していったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

次に、医療と介護の連携について、ちょっとお聞きしたいと思います。

地域包括ケアシステムの構築では、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるというふうになっています。

村には、入院できる病院は現在ありません。中央病院が急性期として拠点病院になっております。そのため、入院日数は制限され、自分でリハビリ回復期病院、施設を探すことを強いられております。在宅、24時間切れ目ない医療介護をうたっていますが、定期的な訪問医療、看護も村内にはなく、不安を感じている方も多いのが現状だと思います。開業医の先生方との懇談はできているのでしょうか。上伊那広域としても具体的な対応策をとっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護と医療の連携は、大変必要になってくるというふうに思っております。ただ、上伊那全体の状況を考えますと、上伊那というのは、県内でも、医師数も10圏域の中で下から2番目というような状況、相対的に医療機関の数が少なく、開業医の先生方も当村も多くなってきておりますけれども、本当に多忙であります。日常の勤務といいますか、開業という部分で手いっぱいということがあるわけでありまして、在宅医療の体制の整備が進んでいないというのが今お話のあったとおりであります。

しかし、そういった連携をとっていかなければなりませんけれども、このことは村だけの取り組みでは不可能でありますので、広域的な取り組みとして、伊那中央病院と伊那市、箕輪町、南箕輪村の担当者、ケアマネジャーの担当で、伊那中央病院の退院ルール策定に向けた連絡会議が重ねられております。連携が始まっているところであります。また、この取り組みと並行いたしまして、広域連合で主体をしておりますけれども、医師会、上伊那全町村、公立病院の関係者が参加する会議も開始したところであります。非常に難しい調整となりますが、村独自の取り組みと広域的な取り組みを組み合わせて、連携できることから段階的に始めていかなければならないというふうに思っております。

また、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用して、現行の福祉サービスが低下しないように取り組んでいければ、一番いいわけであります。ただ、これは本当に難しい問題となってまいりますので、もうしばらく時間を要しますので、そんな点はぜひそんな御認識でお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） それでは、5番として、介護報酬切り下げと、保険料、利用料引き上げの中で、今何が起きているかということで、村内の介護事業所の皆さんも悲鳴を上げています。総合事業移行当初は、サービス提供の大部分は既存の事業者による現行相当サービスの提供となります。問題はその単価でありますけれども、先ほど村長が言われましたように、国が定める額を上限として、市町村が定めるとしております。既に、2015年度の報酬改定で、要支援のデイサービスは20%以上の引き下げとなっております。先ほど言いましたように、使用日数を減らすとか、半日で帰るとか、そういうような状況が生まれておまして、介護ヘルパーの不足なども発生し、総合事業移行前に、もう要支援受け入れを控える事業所もあると聞いております。

村でも、繰り返しになりますが、現行の予防給付の報酬単位を事業者に保障し、安心して村での介護事業を行ってほしいというふうに思います。これは、言えば、制度の枠を超えたところになるわけでありましてけれども、要支援の部分で、本当にしっかりと予防していくということが、これからの介護を大きな目で見れば、介護保険や医療の体制の中でも、予防という観点で元気でいていただける、そのことをできるだけ長くするという点では、そういう持ち出しも必要ではないかと思えますし、これからはそういう点では、市町村によってすごい差が出てくるというふうに思います。子育て日本一の村ということでありますけれども、ぜひとも介護日本一の村という点で、村長には御努力をお願いしたいというふうに思います。

住民による支援等の多様なサービスは、現行サービスと土台に、ボランティアの特性である柔軟性、創造性を生かした社会資源として、地区社協のような活動を支

援することは必要ではないかと思えます。これは、あくまでも社会資源として、いろんなやり方は、北殿の地区社協でも本当に素晴らしい活動をしております。そういう点は、下を支える柔軟な組織としてやっていただいて、総合事業として行う実際のそういう介護の部分については、ぜひとも村が責任を持ってやっていただけたらなというふうに思います。その点をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護報酬の問題であります。今県では調査を行っているところであります。おってその影響についても公表されると思われま。この状況を見据えながら、総合事業移行における報酬単価等の設定につきまして、慎重に検討させていただくということと考えておるところであります。

介護保険制度自体、これを維持していくためには、介護サービスの利用者負担や介護保険料基準額の引き上げといったことは、私はやむを得ないというふうに思っております。それをしなくて、介護保険制度が維持できれば一番いいわけでありますけれども、社会保障費というのは年々膨らんできておりますので、制度を維持するためには、そういったこともやむを得ないというふうに思っておるところであります。前々からも申し上げておりますが、社会保障費が増加する中で、収入や貯蓄のある人、こういった方にはそれなりの御負担をいただく、そして低所得者には負担軽減、そういった制度を利用していただくということで考えておるところでございますけれども、報酬単価等の設定につきましては慎重に検討をさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） これから県としても調査し、設定していくということがあります。たとえば、これは制度全体の問題でありますけれども、当初から、やっぱり介護保険というものはこういう状況になるのはわかっておりましたから、国の負担をできるだけ、財政全体の問題でありますけれども、下げていくという中で、介護保険の制度が始まりました。保険あって介護なしということは最初に言われておりましたけれども、今まさにその状況が進みつつあるのじゃないかなと、介護保険はもう上がる一方でありますし、もちろん負担は相応にするという、払える人にはしてもらおうというのは当然のことではありますけれども、2割負担の部分でも、その基準については本当に低いもので、これで2割負担というような、低水準のもとに設定されたものであります。村でも、何人かは影響を受けている方もありますけれども、その部分についても、またぜひ調査をしていただきたいと思います。

全体から言えば、やっぱり国では、財政のあり方ということで問われるわけですが、オスプレイやP3Cなどの戦闘機など、何千億円というものを買っていくというような、一方では状況があるわけです。そういう状況の中で、福祉はこう

やって、もちろん状況はふえて、続けていくのは当然でありますけれども、そういう財政のあり方というか、本当に福祉、国民の命をどこで守るのかという点で、あり方についてもやっぱり、村長さんは常々言われますけれども、国としても、広域や市町村会のほうでもしっかりと、やはりこの介護保険や福祉の部分は、きちんとした保障はしていただきたいということも、私自身申し上げていくつもりではありますけれども、そういう姿勢を持ってほしいなというふうに思っておりますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

二つ目の防災マップから見る安全・安心に暮らせる村づくりのほうに移らせていただきます。

お手元に防災マップを配っていただきました。9月に配付された防災マップでありますけれども、村内の土砂災害警報区域や急傾斜地崩壊危険箇所、斜面土石流地すべり危険地帯、活断層など、詳しく示されております。

南箕輪に住宅を求める人が、この地図を参考にして、住宅を探しているという話も聞きました。村の特徴の一つに、村の住宅地の密集地に、南北に大きな活断層が存在しております。この活断層のあるところが、水脈があることから、居住地としても選ばれています。この役場のあるところもそうですけれども、私の住んでいる団地も、水が湧いてくる場所でありまして、50年以上前に、村で初めての県の分譲地として住宅団地が造成されたところでもあります。行政がやった事業だから安心だということは、この間の予測できない大災害を見れば、信じられない事態が起こっているわけでありまして。一度動いた活断層は動かないという説も、全くの予断だというふうに私は思っております。県北部の神城断層は、被害に遭った方を知っておりまして、お聞きしたところ、そういう認識はなかったそうです、やっぱり。でも、地盤は不安定なところだという過去のデータがあるというふうには言われました。

先日、神戸の防災センターを議会としても研修してまいりました。改めて大地震の怖さを感じてまいりました。

このところ、耐震診断も余り言われなくなっております。昭和56年以前の耐震診断は全部終わっているのか、対策はされているのかをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 耐震診断の御質問であります。

56年以前の建物は1,300戸、そのうちの実施実績は、簡易診断が408軒、精密診断が85軒ということになっております。なかなか進んでいないというのが実態であります。その中で、耐震補強を実施した戸数というのは5軒、本当に少ない数という実態であります。国、県、村からの最大60万の補助制度の説明等々もしているわけでありましてけれども、この辺はなかなか進んでいかないという悩みもあるわけでありまして。これ、いろんな団体、特に建築士会と合同でそんな相談会も開催しておりますし、村報でもPRをしておりますけれども、進んでいないというのが実態であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 先日も相談会があったというふうにお聞きしております。今も言いましたように、国、県で制度があるということでもありますけれども、この住宅リフォームの助成制度、村にはありました。村内業者の振興策として、私も前から議会で要求して、実現してきた制度でありますけれども、第5次総合計画でも、この間の続く大きな震災から、耐震化への特別な対策を求めています。住宅リフォーム制度をさらに発展させて、村独自の耐震化の対策として充実させたらどうかと思います。その点をお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 耐震住宅リフォームにつきましては、30万円以上の方に10万円を補助するという制度であります。特に、下水道のつなぎ込みをしていただきたいという思いもありまして、そういったことも条件に入れながらやっていたところでもあります。内容を見ますと、この下水道の接続というのは、圧倒的に多くなっておるといのが実態であります。こういった点では大きな効果があったなというふうに思います。リフォームの中で、耐震ということもできるわけではありますが、30万で10万でありますので、それは国、県の補助制度、補助金として60万という部分がありますので、そちらを進めていくということで考えておりますので、そんな点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 60万という国、県の制度があるということでもあります。住民の皆さんにもよく周知していただいて、このところ、やはり大きな地震の中で、心配は大きいわけでもあります。先ほど言われたように、補強された方は5軒ということでもありますけれど、防災センターでも、その実態というか、模型で実験しているところも見てきましたけれども、耐震をしていなければ、あつという間に崩れてしまう実態でありますので、ぜひもう一度、村でも周知していただいて、耐震補強をしっかりといただくのが大事かなというふうに思ひます。

3としまして、マンションのくい打ち不正が発覚して、大きな問題になっております。購入者には高い品質管理をうたいながら、経済性の追求、安全性がおろそかにされてきたことや、建築許可を出す国の検査も機能していませんでした。

村には、横浜のような大きな建物はありますが、傾斜地への埋め立て等、地盤の安定しないと思われる住宅が見受けられます。そういう建築について把握はされているか、できる対策はあるか、お聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村内にも、土砂災害のおそれのある区域というのはあるわけでもあります。土砂災害警戒区域、特別警戒区域、イエローゾーン、レッドゾー

ンと言われております。そういう区域があります。その区域内の土地につきましては、地番をデータベース化して、住民の住所、番地、そういったことが作成できるよう、コンピューター管理をしておりますので、それはできます。災害のときには、そういったものが使えるというふうに思っておりますし、また年に1回以上、県と自主防災会と一緒に点検する警戒避難体制の整備、そういったことに努めているところであります。まずは自分の住んでいるところがどういう地域であるかということは、皆さんに認識をしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

全国的には、こういった制度、今かなり進んできております。長野県は特に進んでいるほうでありますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員、時間が限られてますので。

8 番（三澤 澄子） それでは、まとめて質問いたします。

情報発信、情報伝達であります。北関東の水害のときも、情報が的確に出せなくて、被害が拡大したというのがありました。防災無線も、改善はしておりますが、聞き取りにくいところもまだあるようでありまして、障害のある方や高齢世帯の情報伝達はしっかりと行われているか、お聞きしたいと思えます。

5番といたしまして、大芝公園は、村の防災拠点として位置づけられております。緊急時には、避難場所としても使われています。あわせて、身近な場所に、各地区1カ所ぐらいはミニ公園を整備、緊急時も使うということが必要ではないかというふうに思えます。これは、村民要望としては聞く中では、子育て支援の村という、若い世代の人から、近くに遊び場が欲しいという要求も多く出ております。遊休農地などの利用もできると思えますので、御検討をお願いします。

6番として、北関東の水害では、水害が想定されているところに対策を立てずに、市役所を建設して、それが機能できずに被害が広がっております。各地区公民館等、避難所となる拠点整備を計画的に進めて、防災マップに基づいた住民説明や点検等、必要な対策をぜひ進めてもらいたいと思えます。村においては、このしっかりした防災マップができて、住民にも安心の村づくりというのは進んでいると思えますけれども、ぜひその点で、これからも必要な説明会や対策についての村の対応をお願いしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長、時間内におさまるように答弁してください。

村 長（唐木 一直） 情報伝達のあり方であります。

一番問題は、災害時要支援者の伝達方法であります。これは、現在は手上げ方式の登録を行っていただいております。そんなことで、自主防災組織、地区社協による、そういった御努力、さらにお願いをしていかなければならないというふうに思っております。災害が発生すれば、個人情報保護法の中で、そういった資料が出せるわけであります。その前段といたしまして、手上げ方式による要支援者の登録がさらに進むように努力はしてまいります。

大芝高原は、確かに防災拠点ということになっておるわけでありまして、近くにミニ公園だとか、そういうものがあればという、これは子育ての部分との関連の質問でありますけれども、制度としてはありますけれども、今なかなか使いにくい制度であります。地区でそういうものを整備するということは、これは地元負担がかなり大きいなということを思っておりますので、この見直しについては検討しておるところでありますけれども、なかなか進んでいないというのが実態であります。今の本村の財政状況、もう少しやるべきことがありますので、それらが終わった段階では、さらに深く検討していく必要があるなというふうに思っております。

村内には26カ所、避難所指定をしてあります。村で災害が起きる、起きやすいということは、やはり地震と天竜川であります。したがって、その状況、状況によりまして、避難所というのはいかに使うかということは、すぐに指示できるような体制づくりというのにはできておりますので、その辺は御安心をいただきたいと思っておりますし、また、今年度、臨時用電話の設置は行う予定であります。NTTが差し込みまでを無料でやっていただけるということでありますので、それは進めるようにしております。そこに電話を持っていけばつながるといふ、こういうことで整備をしております。徐々にやっておりますので、お願いいたします。

本村の災害、先ほど申し上げましたように地震と天竜川、天竜川は激特事業でかなり整備されましたので、安心ということは言い切れませんが、かなり安心になってきた。あとは地震であります。地震の場合も、直下型地震が一番恐ろしいわけでありまして、これは防ぎようがありませんので、常に備えをしていくということで考えておるところであります。

以上です。

8 番（三澤 澄子） 終わります。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

10時まで休憩いたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時00分

議長（原 悟郎） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番、丸山豊議員。

4 番（丸山 豊） こんにちは。議席番号4番、丸山でございます。

さきに通告いたしました、学校・社会教育の諸問題についてということでお願いいたします。

社会教育のところについては、最後に公民館活動を入れようと思ったんですけれども、ちょっと時間的なこともありまして割愛しましたが、このタイトルには入っ

てしまいまして、申しわけありませんでした。それから、昨日の同僚議員の質問と大分重なってしまったところもあるものですから、そこら辺も、また教育委員会の皆さんには少し御迷惑をかけるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは始めます。

1点目なんですけれども、我が村の不登校、いじめの現状についてということをお願いいたします。

平成23年に、大津市の中学2年生がみずから命を絶つといういじめの問題が発生してから、既に4年が経過しております。この事件は、学校と教育委員会の隠蔽体質が発覚、問題視され、大きく報道されたもので、全国の議会でも、またこの議会でも多くの意見が交わされ、二度と起こしてはならない議論が全国各地で起きたわけですが、なかなか減少もせず、ことしも7月に岩手県、最近では愛知県と発生してしまいました。実に悲しい出来事であります。

4年前の事件を契機に、法律も大きく整備され、国、県、市町村、学校において、未然防止、早期発見、いじめへの対応について、それぞれ取り組まれてきたところでもあります。国では、平成25年に、児童等はいじめを行ってはならないと、いじめの禁止を定めた、いじめ対策防止推進法が施行されました。これにより、いじめ防止基本方針が、地方公共団体では努力義務として、学校に対しては、文部科学省や地方公共団体が定めた地域いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。県では、ことし4月から、長野県いじめ防止対策推進条例が施行されておりますが、さきに国のいじめ対策防止推進法に基づき、昨年3月に長野県いじめ防止等のための基本的な方針を策定し、県内小中学校では、学校いじめ防止基本方針が100%の学校で策定済みとなっております。

それでは、我が村の現状について質問いたします。

最初に、ここ数年の不登校、いじめについてをお伺いいたします。

先日の南部小学校の20周年記念式典で、校長先生は、現在不登校ゼロというお話をされました。まことに喜ばしく、この状況が長く続いていくことを願うわけですが、我が村の小中別で、ここ数年、24、25、26年度の不登校、いじめの認知件数、なぜこんなに多いのかについての御所見をお伺いいたします。

このことについては、昨日、実数を同僚議員が話しておりますので、私のほうからは、相対的に多いか、少ないか、相対的に見た数字のところだけ少し御披露させていただきます。教育委員会から資料に基づいたものでありますので、参考に見ていただければと思いますが。

小学校については、ほとんど、県、国のレベルと変わっておりません。ただ、南箕輪中学校においては、きのうも実数の中で、同僚議員が多いんではないかというお話がありましたが、実は、相対的に見ても、26年度については県が2.6%、国が2.76%に対しまして、南箕輪中学は5.3%、約倍の不登校という数字になっており

ます。25年度についても、若干下がってきますが、4.5%、それから24年度につきましては3.7%と、言ってみれば、右肩上がりになってきているのが現状であります。これは不登校についてであります。

県、国とも、ほぼ二、五、六%ところで推移していますが、南箕輪中学はそういうわけで、24年度が3.7%から26年度は5.3%に、右肩上がりになっているという現状について、なぜこんなに多いのかについての御所見をお願いいたします。

また、不登校の中で、2番目の質問になりますが、長期の休養明け、学期末、ゴールデンウィーク明け、夏休み明けなどが多いと聞きます。我が村はいかがでしょうか。

3点目については、不登校の直接の原因はということで、昨日、友人関係、学力低下、家庭の事情などということでお話がありましたので、これは割愛させていただき、次の質問のいじめの発見のきっかけ、どのようなことで発見されたか、また冷やかし、からかいなどのいじめの対応についても、主なところをあわせてお聞かせください。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 4番、丸山議員の御質問にお答えする前に、少し所感を述べさせていただきます。

今朝、私、7時ごろ、7時過ぎに、田畑地区を散歩に出かけましたが、三、四名の低学年の子供たちが、元気な話し声をしながら、元気に登校しておりました。また、ちょっとして、田んぼ道に行きますと、高学年の女の子が1人歩いてきました。私の近くまで来たとき、その女の子が、私の挨拶より先におはようございますと、明るい笑顔で声をかけてくれました。きっと、この子供たちは、きょう1日、学校へ行くのを楽しみにしていたんだなと強く感じました。

11月の下旬に、南箕輪小学校4年生が長野見学に出かけました。行った後、その後、校長先生にお行き会いする機会がありましたけれども、校長先生がうれしそうに、4年生、4クラス全員が長野見学に行ったと、そののところ、うんと喜んで話してくれました。学校の先生方は、どの子供も元気に登校してくれることをうんと願っております。

私も、かつて、大きな学校で担任をしたクラスに、1名、不登校の子供がおりました。その子供の家は、学校からかなり、一番遠いところでありましたけれども、私も時々始業前に迎えに行き、場合によっては、それこそ無理やり車に乗せて、学校へ連れてくることもありました。その子供は、夕方になると、お母さんに、あしたはきっと学校に行くからねという約束をして休むんですけれども、朝になると、どうしても行けなくなってしまうというような繰り返しが続きました。担任の先生方は、自分のクラスにそういう子が1名でもいると、自分の指導がうまくいかないために、学校を渋っているのではないかなと、心を痛めてしまいがちです。担任の

先生も、1名、不登校の子供がいると、うんと心を痛めているということは配慮していただきたいと思います。

子供の心にどう飛び込んでいくかということは、大変難しい問題であります。工場の何かものを生産する、そういうものと違って、単に、こういう先生をふやせば、すぐ解決に結びつく、そういうものではないということが多分にあるということを御理解願いたいと思います。

学校では、子供個々について、ケース会議を開いて、それぞれの先生方の経験だとか、あるいは研修で学んできたことをもとに、どういう手だてをとったら、この子供が何とか学校に足を向けてくれるかなということを話し合っております。しかし、なかなかすぐには、それが成果となってあらわれないということが現状であります。今までのやり方を見直してみることも大事な面もあるかなと思いますけれども、あんまり先生方に、成果が上がらない、去年よりふえているのではないかなというようなことでプレッシャーをかけることは、私はどういうものかなと。先生の心が潰れてしまう、そういうことになりかねないということも心していただきたいなというふうに思っております。

南中も、今御指摘のように、ここ数年、右肩上がりになってきておりますけれども、私が在籍していたころに比べると、その数は、そのころに比べると減ってきているように感じております。これも、スクールカウンセラーだとか、そういった専門家の先生方を多く配置していただいたおかげであるのではないかなというふうに感じております。そんなところで、中学が多いのはなぜかと言われても、なかなか明快な回答ができなくて申しわけありませんが。

さて、御質問の不登校の子供たちが長期休業明けに多く起こるのではないかなという御質問ですけれども、小学校はそういった顕著な例は見られませんが、中学校においては、2学期から多くなるという傾向が若干見られるということでありま

す。発見のきっかけですけれども、クラス担任だとか、教職員が主であります。あとは、本人の生活記録だとか、あるいは保護者からの訴えが大分多いのではないかなというふうに思っております。今のはいじめの件であります。

そのほかに、いじめのほうですけれども、その様態ですけれども、冷やかしたとか、からかいといったものが主になっているようです。それから、いわゆるLINEでの嫌がらせによるものも含まれておることです。いじめについては、解決した事案もありますが、現在でも継続的に先生方が一生懸命支援しているものもあります。

こうした状況の中で、学校に全く気持ちが向かなかった子供たちが、特別支援学級の利用をきっかけに、最近学校に通い始めている子供だとか、昨年度は、学校に来たり来なかつたりを繰り返していた子供たちが、校内の中間教室を中心に登校することができ、ほとんど欠席がなくなってきたといった改善が見られる児童生徒も

ふえてきております。引き続き、温かい目で見守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

教育委員長さんのお気持ちをなるべくくみながら質問したいと思いますけれども、今のお話の中で、なかなか難しいようなお話をお聞きしているわけなんですけど、こういうような状況になっているかということ、やっぱり私どももこういう状況を知ったり、見たりすれば、それなりの解決方法というのはどうしても探りたくなるわけであって、そのまま放っておくわけにはいかないわけで、教育委員会の皆様方にはどうしてもこのことを聞かざるを得ないんです。

学校のことは、教育委員会の皆さんがもっとしつこく、私が今こういうところでお話をしているように、教育委員会と学校との連携をもっととっておられると思うんですけども、実はそういうところまでも、結果的にはこういう数字を示しているということは事実でありますので、今のお話を聞きながら、私は、個人的には、もう全村的な対策が必要じゃないかという、こういう今認識を持ったところなんですけれども。

きのうも同僚議員のお答えに対して、教育委員長さん、いじめに対しての対策と、それから不登校に対しての対応みたいなのも話ししていただきました。子供たちの心に寄り添いながらということでお話もいただいたんですけども、これ、後でちょっと聞こうと思ったんですけど、今そういうようなお話を聞いたものですから、少しお話ししていただきたいと思うんですけども。きのうのお話でいきますと、不登校については委員会を中心にして、細やかな対応に配慮しながら、子供の状況や今後の方向性について情報共有し、スクールカウンセラーの助言を受けながら、担任で家庭訪問するとか、それから全職員一丸となって支援するというようなお話でありました。また、学校に来られない生徒です、校内に中間教室を設けて、相談室を設置して、誰もが相談できる体制、支援員さんが中心となってということもきのうおっしゃられておったんですけども、今までやってきて、さらに右肩上がりになっているという現実を、じゃあ、どうやって今の委員長さんのお言葉を聞けば、あんまり、優しく見守れというような、そういうような言い方に聞こえたんですけども、対応ができないのか、あるいはもうちょっと違った取り組みがあるんじゃないかとか、そんなふうなことを今のお話を聞きながら私は思ったんですけども、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 何というか、本当にケース・バイ・ケースで、不登校の子供たち、何が原因で不登校を起こしているかということは、学校の先生方も十分つかみ切れないところがあるんです、複合的に。だから、この手を打てば有効だ

というところは、お医者さんのように処方せんを書けばいいという面がないもので、困っているんです。ですから、この子供たちの、不登校の子供たちも見て、本当に家庭の状況もあるだろうし、友達関係もあるし、自分自身の問題もあるしというところで、先生方もそこが一番困っているんじゃないかなと思うんです。だから、大勢の目で見て、何とかいろんな手だてを打っていかないと、うまくいかないという状況であります。本当に、またいい方策があれば、それこそ、学校の先生たちがお聞きしたいというふうに思います。

そんな答弁しかできませんけれども、以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 先生の立場とすれば、そういうことになろうかと思えますけれども、中学校の学校要覧、これは26年度の教職員一覧表というのをちょっと見させていただきましたら、心の教室相談室、それから支援員、それからスクールカウンセラー、生徒指導の先生から、皆さん名前を連ねております。だから、これが右肩上がりに、これだけの不登校の皆さんがふえていくというところを、なるべく減らしていただきたいたいというようなことをお願いしておきます。

次は、いじめの現状についてちょっとお話しさせていただきます。

いじめのほうの認知件数は、きのうの実数のほかに、24年度で2.1%、これ、1,000人に対して2人ということです。25年度が2.8%で、26年度が2.9%で、これも上昇傾向なんですけど、数字上では、25年度、これ、長野県の数字、本県で5.9%というのと、それから全国では13.4という数字になっていますので、非常に少ないものですから、非常にいじめということについては、実際、学校がどうやって報告しているかという内容にもよると思えますけれども、非常に少なく、いい数字じゃないかなというふうなことを感じました。また、後のほうで取り組みとか、対策だとかいうお話をさせていただきますので、現状についてはそういうことであるということでお話ししておきたいと思えます。

続いて、2番目のいじめ未然防止、早期発見についてお願いいたします。

いじめの禁止が明記されたといっても、なくなるものではありません。いつでも、どこでも、誰でも、する側、受ける側となってしまいます。文科省の統計上では、横ばいから増加傾向を示していますが、保護者、先生をはじめとする多くの子供にかかわる関係者は、重大事態への未然防止に日ごろから取り組まれていることと思えますし、この法律では、未然防止、いじめの予防ですね、の部分が大きな特徴となっています。法整備された施策において、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとしていますが、さまざまな取り組み、児童等の自主的な活動支援、理解を深める啓発活動などがあると思えます。

本村では、いじめの未然防止に、一つとして、主として特徴的なこととしてどのような取り組みをされているか、お伺いいたします。

また、早期発見では、本人からの訴えのほか、アンケート調査なども有効な手段

となる数字をあらわしているが、日常的、定期的な把握調査頻度はどのくらいであるか。

3番目として、相談体制の整備状況と実態はどうか。

また、4番目として、教員の資質向上のための効果的な研修の充実度、これ、きのうもお話がありましたので、ここについては私のほうでまたコメントさせていただきます。

5番目として、県では、チェックシートのひな形を作成していますが、利用活用しているか。

また、6番目として、不登校が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援は整っているかをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 南箕輪小学校、南部小学校とも、1学期に、QU検査というものを実施しております。このQU検査というものは、子供たちに幾つかの質問を、質問項目に従って回答していくと、クラスの中を四つの大きなグループに分けられる、その一番心配なのが、このクラスの中で疎外しがちな子であると、このグループへ入ると、こちらの隅っこに当たる、そういう子供たちがここに浮かび上がってきます。誰が、そういうグループに属しているかというようなことがわかりますので、これ、非常にクラスの中の間人間関係というか、そういう疎外されがちな子供たちを判断するには大変有効であるというようなことがもう10年近く言われておりますので、本村では数年前に、県の総合教育センターのそれに関する専門主事を招きまして、参考研修会の折に、QU検査について研修を受けました。現在も、その検査、村の予算でもって実施しております。

そういったことで、その結果に基づいて、学年会などで、その子について情報交換をしたり、あるいは、日ごろ、ほかの先生方も見ている、気づいたことがあれば、小まめに連絡だとか、そういったことをして、職員間の連携を深めるように努めております。それから、もっと心配な子については、やはり面談をして、個々に子供の悩みだとか、もしそういうことがあれば、聞き取りを行うなどして対応しております。

それから、どうしても学級の中に打ち解けない場合は、校内の中間教室だとか、村の中間教室において対応するように努めております。

中学校においては、このアンケートは、人権集会というのを春、秋、年2回実施しておりますので、このQU検査を行うと同時に、中学校では、いじめについてのアンケートも実施しておるようであります。

相談体制というようなことですけれども、どの教職員にも相談できる体制をとっているということで、例えば、保健室のところに相談窓口というような掲示をして、子供たちがいつでも相談できるように、支援員を配置しながら対応に当たっております。

それから、県のチェックシートについても、職員会議だとか、研修会等で活用しておるということで、指導だとか、対応などの意識向上に努めております。

それから、ついでに、中間教室の利用状況ですけれども、南箕輪小学校で7名、南箕輪中学校で4名が中間教室で授業を受けておるようであります。この中間教室というのは、例えば、授業によってはもとのクラスに戻ってやったりとか、そして算数だとか、国語がそっちに行つてうけるだとか、そういった体制になっております。

社会的自立に向けた支援については、学校支援員、子育て教育支援相談室などの連携を密にしながら、児童生徒の個々の状況に応じた、できるだけ丁寧な対応に心がけているという状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 1点だけ、ちょっと聞かせてください。

私、先ほど本人からの訴えということで、今、委員長さんは、保健室のところで相談窓口というようなお話でありました。実は、このいじめられている子供がもしいたとしたら、誰が一番自分の辛い胸の内を話しやすいかという、その窓口になるところが一番大事なことはないかなと思います。担任であるのか、それから保健の先生であるのか、いろんなところがあると思いますけれども、こういう窓口というのは、今、保健室と言われちゃったんですが、保健室でしか、もっと子供が一番、担任の先生だとか、それこそ別の先生だとか、何か、こうおられると思うんですけれども、そういうところへ本当に気軽に行けるという、そういうような窓口みたいなものというのは、常に開放してあげているようなことというのはできているんですか。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 一部、私が答えて、細かいことは教育長のほうで答えていただきます。

私も、かつての経験から言いますと、このケース会議というのがあります。そこで、やっぱり子供の中にも、この先生には話しやすいんだけど、この先生にはと、やはり何というか、波長が合うとか、そういった先生がおりますので、私の経験からすると、やっぱりそういうケース会議の先生が、できるだけ、それじゃあ、あなたのほうがどうも相性がよさそうだから、声をかけてくれというようなことを、やっぱりチームでやって、その子の行き会ったときは、できるだけ声がけをしてというようなことをやっておりました。

それじゃあ、現在の様子について、教育長。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 重なる部分もあろうかと思いますが、こんなふうに説明させていただきます。

学校を休みます、子供が。その日のうちに、担任は電話を入れます。そういう状況が3日続くと、これは担任が訪問、家庭訪問を行います。なお、長期にわたりそうだという感触があれば、支援会議を開きまして、今、委員長言いましたが、ケース会議というのを開きまして、具体的に、どんな手だてで子供たちに接触していくかという、そういう基本的なところの認識を持ちます。それから、月に1回、保護者と話をしたり、あるいは子供を呼んで話をしたりというようなことが行われています。

なお、学校の中の間教室は、結構、ここ二、三年、村長さんの援護もありまして、人員をふやしていただいております、ここで相談、具体的に行うと。それから、あと、若竹教室というのがございまして、自分の教室に入れられない子供たち、いわゆる中間教室ですが、そこも今現在4名が利用しているということになります。

なお、生徒会、生徒自身の手で、こういういじめをケアしたり、あるいは解決するような方法の模索も行われておりまして、生徒会としては、2012年、南中いじめ撲滅宣言を出すというような、そういう画期的なこともやっております、また後で説明する機会もございましょうが、そんなことで、生徒自身にも考えさせると、そんなことをっております。

なお、不適応支援の係も置いておりまして、週1回、会議を開いて、生徒の動向や学校の様子をお互いに情報交換します。コーディネーターには教頭が当たっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） はい、ありがとうございます。

研修のところは、きのう、ちょっとお聞きしたものですけれど、きのうは研修のところで、奥の何人の方が質問もされておりましたので、確かに、研修をするだけではなくて、それをせっかく受けたら、生かすようなそういう制度、先生たちは、きのうの委員長さんの答弁の中でも、いろんな機会の、職員の、教員の意識改革ですか、そこの欄でも申されておりましたが、必ず、それはほかの皆さんにそれぞれ内容を報告して、復命、きちんと伝えているというようなお話がありましたので、ぜひ徹底してほしいと思います。

充実度のことについては、ちょっとまたいつかの機会にいたします。

3番目のほうに移らせていただきます。

いじめへの対応についてということでございます。

いじめが起こらないことにこしたことはないが、大小問わず起きてしまうことが考えられます。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保した上で、教職員は1人で抱え込むことなく、速やかに組織的な対応を図る必要があります。ささいなことでも、受けた側がいじめだと思えば、いじめであることから、発覚した場合について、最初は、実はこれ、ちょっとダブっちゃったと

ころなんですけれども、校長先生の強いリーダーシップと教職員全員が共通理解のもとで役割分担、解決に向け、どのように取り組むかなどの手順が明確にマニュアル化できているか、お伺いいたしますということであったんですけど、昨日のお話を聞く中では、きちんとできているというお話を確認できましたので、これを飛ばしまして、2番といたしまして、今、努力義務とされている村いじめ防止基本方針を作成する考えはどうか、お伺いいたします。

また、3番目として、報道のことについてなんですけれども、つい二、三日前に、南中で人権教育講演会があったという報道を知りました。また、12月6日には、塩尻市でいじめ防止サミットが開催されたということの記事で知ったところでございますけれども、せっかく、これも講演を受けて、秦健二さんという、自分がいじめを受けたことを経験された方のお話でありましたけれども、子供たちに、この講演を、行動をどうやって取り組みにつなげていくかという、せっかくの講演を聞いただけでなく、これをどういう取り組みにつなげていくかという、子供たちだけでどんなふうな感想を持ったかという、こういうことをやっているかどうかということと、もう一つのほうの報道については、子供たちだけの取り組みをした、子供たちがいじめを主体的に解決する力を育む狙いでやったということであるんですが、こういうことを学校の中で取り入れているのかどうなのかということ、これだけちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 村のいじめ防止基本方針につきましては、現在のところ策定されておられません。県教委発表の4月段階の全県の状況を見ますと、ちょっと今細かな数字は把握していませんけれども、まだ3分の1ぐらいが策定を検討中であるというような回答であったかなというふうに思っております。本村もその中に入ると思います。今後、総合教育会議において、村長とも協議しながら、策定を検討していきたいなというふうに考えておりますけれども、これは単に、やはり教育委員会部局だけの問題ではないので、やはり全庁的に考えていったらどうかというふうに考えております。

後半の部分については、教育長のほうから答弁します。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 今、お話がございました秦健二さんを招いての講演でございます。これは、11月30日に行われまして、早速、全生徒から感想をとりました。その感想の中で、こんな意見が出ております。今回のお話を聞き、秦さんの言葉は、一つ一つ心に刺さってきました。私自身、小学校5年のころ、いじめの加害者でもあり、被害者でもありました。そのとき、トップになっていた人に歯向かえば、次は自分に来ってしまうという恐怖から、人をいじめてしまいました。でも、すぐにターゲットは私になり、仲のよかった友達に裏切られ、友達ってこんなんだなと信用できる人もいませんでした。それなのに、私は、中学に入ってから、周りに促され

て、友達が悪口を言ってしまったり、いじめを行ってしまいました。私が、自分が、あんなにつらい思いをしたことを繰り返してしまったんだろう、どうしてと自分を責めてしまいますと、こんな自分の体験も交えながら、真情を吐露する感想が非常に多いわけでございます。この感想は、中学校の玄関のところに張るところがございまして、一人一人のコメントが、感想文がずっと張られております。ぜひ、これは、行って見ていただきたいというふうに思います。

それから、生徒会としての人権集会在春、秋、2回ございまして、こちらは11月19日に行われました。生徒会長が、こんなふうに言っております。南中人権宣言ができてから、つくった学年も、それを知っている1年生も、当時の、みんな卒業してしまつたと、改めて、この南中人権宣言をどういう角度からできてきたのか、ぜひ現行の生徒に知らしめたいと、そんな思いで集会が開かれ、これが意向されたようでございます。その中にも、寸劇を二つ交えたり、わかりやすいような形で生徒会主導の人権教育をやつたと、これについても感想文をとって、各教室に張り出したり、玄関に張り出したりしているというわけで、かなり進んだ形の人権教育は行っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

ちょっと時間もあれですので、次へ行かせてください。

4番目の首長のいじめ調査への介入についてということでございます。

地方教育行政法が改正されて、選挙で選ばれた首長は、教育行政に民意を反映するための会議である総合教育会議を主催し、教育方針を話し合い、いじめや学力向上などを議論することとなりました。いじめ防止対策推進法では、いじめ調査は、まず教育委員会、必要があれば次に首長が専門家を使うなどして実施すると定めております。最近の事例において、いじめから自殺に至った事件の中で、首長が調査に乗り出したことが大きく報道されていまして。必要があればということであるが、学校などの教育現場に首長が直接出向き、教職員に事情を聴取するということについて、村長はどのように考えるか、お聞きしたいと思います。簡単で結構です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 地方教育行政法が改正され、本村では、来年の10月から、新たな教育委員会制度で移行となってまいります。この間、総合教育会議も開催し、現状等について、また将来に向けての教育等々について意見交換もいたしました。また、南箕輪村教育大綱策定にも着手をしておるところであります。

質問の、いじめについて必要があれば、学校現場に出向きという質問でありますけれども、必要であれば出向いてまいりたいというふうに思っております。原因は何か、そういったことを根本的に解決していかなければなりませんので、私自身も

そういうことで、必要があればそういうふうにしたいというふうには思っておるところであります。

その中で、特に、教育委員会、学校現場と意思の疎通を図っていくことが、私の立場からも必要であります。村では、首長と校長、教頭との意見交換の機会もあるわけであります。三役、それから校長、教頭、懇親も含めますと会いますけれども、年に2回は必ずやっております。そんなことで意思の疎通も図られておるといふ、また現状を共有ができておるといふふうには思っておるところであります。

また、南箕輪村のようなぐらゐの規模の村になりますと、保護者から私に直接訴えもあります。これは何件か、ことしになってもあったところでもあります。そういったことにつきましては、教育委員会と一緒に、保護者の意見を聞きながら対応しておるところであります。また、ことしのケースにつきましては、子育て教育相談員さんにもお話を申し上げ、中に入っていたところでもあります。そういったことで、連携をとりながらやっておりますのでお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

この場合は、被害者の家族のことを考えたら、真意をつかみたいと思ったのか、また教育委員会が信用できなかったのか、それはちょっとわかりませんが、あくまでも慎重に対応していただきたいというふうに考えます。

少し、ちょっと飛ばさせていただきますので、5番目のネットいじめ対応の取り組みについては割愛させていただきます、6番の信州型コミュニティスクールへの参加導入についてということをお願いいたします。

私たち議会では、10月2日に、長野県教育と信州型コミュニティスクール事業についてというテーマで、伊北の4市町村議員の研修会を開催いたしました。長野県教育委員会は、学校と地域住民が連携して子供を育てる信州型コミュニティスクールを推進しており、この推進委員会のメンバーには、学識経験者として、我が議会の同僚議員でもあり、先輩議員でもある方が名前を連ねており、活躍されております。

上伊那郡内でも、幾つかの学校が取り組んでおり、本村では、南部小が今年度より取り組み、私の地区からも、しめ縄づくり、読み聞かせなど、多くのボランティアが参加しています。子供たちのとの触れ合いに楽しみと生きがいを感じるのとことで、うれしそうに、また照れくさそうに話してくれたボランティアの方の笑顔は、まさに南部小の児童からのすばらしい贈り物のようでありました。

4点伺います。

まだ始まったばかりですが、もともと土台となる活動があったと聞いております。

1点目の質問として、南部小学校の取り組みに、きずなづくりなど、よい結果、成果としては変化があらわれたか。

2点目として、教育事務所の講師の方のお話では、ことし、27年度は、取り組み校を県下で50%、28年度75%、29年度で100%にしたいとのことであります。南小、南中も、この2年の間に、信州型コミュニティスクールの導入とのこととなります。村長は、6月の議会で、取り組みたい旨の発言がありました。地域との調整や人材確保など、さまざまな問題が考えられますが、いつ導入予定とされているか、村のお考えをお願いいたします。

3点目は、子供たちと地域連携は、次の質問はちょっと間に合うかどうかわかりませんが、かま塾のような活動で理解をしておりますが、学校と地域連携とは、先生あるいは教育委員会が、地域連携ということで、ただでさえ多忙な先生方がより負担がふえるのではないかと思う次第でございます。御所見をお願いいたします。

4点目は、関連として、先生の負担が増しているというのに、財務省は、少子化を見据え、教員の削減を検討している報道がありました。このことについて、教育委員会のお考えをお願いいたします。

お願いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 信州型コミュニティスクールへの参加についての御質問です。

文部科学省は、第2期教育振興基本計画の中で、四つの基本的方向性を示して、その4番目に、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成を掲げて、全学校区に、学校と地域の連携、協働体制の構築、コミュニティスクールを全公立小中学校の1割に拡大するといったことをうたっております。これを受けて、長野県でも、信州型コミュニティスクールを導入し、推進していると私は理解しております。

小規模校は、比較的こうした取り組みがスムーズに行く面が多いと思いますが、南箕輪小学校、中学校のように、各学年、4ないし5クラスになると、講師やボランティアを確保するのも大変なことが予想されます。地域のことをよく知っていて、積極的に動いてくれるコーディネーターの確保がより大事になってくると思います。そうでなければ、先生方の負担感の解消は難しいのではないかなというふうに考えております。

当村では、南部小学校が、今年度から信州型コミュニティスクールを始めました。運営委員会の南部小ふくろうの会と命名し、ボランティア70名が登録して、クラブ活動、読み聞かせ、陶芸、書道、絵手紙、しめ縄づくりなど、多くの活動に取り組んでおります。ボランティアの御支援により、児童が、今まで以上に、興味、関心を持って活動できたことや、ボランティアによる専門性の高い教えから、児童たちはもとより、先生方もたくさん学んでいるということを聞いております。これが成果ではないかなというふうに考えております。また、参加のボランティアの方々も、活動の日を楽しみにしており、来年度も引き続き実施していきたいと、意欲的な意見もいただいているということでもあります。参加者一同が相互に活動を楽しむ、そ

れから教職員もボランティアも、支援してくださるそういうために、より充実した活動が実施できているというふうに感じております。

南箕輪小学校では、来年度の発足に向けて、まずは学習支援ボランティアを充実していき、さらには運営委員会を組織していく予定と聞いております。

それから、中学校では、本年度から学校運営委員会を設置しまして、7月に第1回の会議を開催したそうであります。それから、中学の場合は、部活動だとか、クラブ活動についても、わくわくのクラブのコーチをはじめ、休日返上で熱心に取り組んでいただいて、教員の負担も軽減されるというようなことも聞いております。

いずれにしましても、学校と地域住民の協働による、地域に開かれた、信頼される学校づくりを進めるために、さまざまな面から御提言をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

4番目の質問の財務省の教員削減検討についてですけれども、12月1日の信濃毎日新聞の社説でも、子供の数が減ったから、先生の数を9年間で約3万7,000人減らすようにと、文科省に求めているということについて、批判的な記事が載っておりました。

現在、学級担任になかなか打ち解けない子供、あるいは生徒がいたり、保護者の関係がうまくいかなかったりという状況も生まれてきております。私は、今後は、子供たちを学級担任の一つの目で見るとはじゃなくて、複数の先生方の目を見て、その子のよさ、あるいはよさを見つれたり、そういったことが学力向上だとか、学級崩壊防止、生徒指導面でより大事になってくるのではないかなというふうに考えております。教職員の数を減らすということは、やがては、これ、村の予算で負担せざるを得ないということになりかねませんので、私としては大変危惧しているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

確かに、いろんなところに弊害が出てくるとは思います。ただ、子供さんもどんどん減ってくるということもあるものですから、非常に難しいことになろうかと思っております。

7番目のかま塾について、少し話を聞かせてください。

かま塾については、いろんな能書きをちょっと書かせていただきましたけれども、ここ数年は、年間、子供さんたちが300人余り、それからサポーターの方が400人弱、700人前後が年間の延べの参加者になっています。当初は、50事業ぐらいを毎週土曜日ということでやっておったんですけれども、今、1カ月に3回の土曜日を使ってということで、三十四、五回ぐらいになっております。

この活動が、いろんな面で素晴らしい活動ということで、村からも評価され、表彰もされたりしておりますけれども、なかなか他地区へも広がらなかったというこ

ともありますし、それから、これから、今の話のコミュニティスクールのこともあります。これ、非常に関連が出てくると思いますけれども、このことについて、地域連携ということで、どうやって村としては捉えているかというのを少しお話しいただければと思います。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長、時間が少ないのでお願いします。

教育委員長（三澤 久夫） かま塾も大変すばらしい活動をしておりますけれども、担当者のお話を聞くと、必ずしもうまくいっているばかりで、悩みもあるということでもあります。こうした活動を支えているのには、まず何よりも、先頭に立ってやってくださる先導者がいて、それからPTAの協力がうんと必要になるというふうに感じております。そのほかに、周りのさまざまな団体が援助していくことが大事かなというふうに思います。かま塾を見ても、現在、民生児童委員の方が中心になってやってくださっておりますけれども、そのほかに、区だとか、地区社協、楽しくやろう会、歴史の会、環境保全会、そういった多くの方が、必要に応じて参加してくださるから、今日まで続いているというふうに考えております。

こうした活動が、各地区に広がるのが望ましいわけですがけれども、教育委員会、正式に各地区へ要望したわけではないというふうに聞いておりますけれども、なかなか広がっていかない。今言ったような体制が各地区に生まれればいいかなというふうに考えております。学校のコミュニティスクールが軌道に乗ってくると、その延長として、各地区にこういった活動が広がる、そういったことを期待しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

きのうも、最後にですけれど、フリースクールの話が出てきました。結局、フリースクール法案が今回先送りになってしまったんですけれども、実は、私も、8月、9月のときに、テレビの報道で、子供たち、フリースクールに通っている子供たち、実名で、保護者の了解を得てテレビに出てくれた子供たちの、たまたまテレビ番組を見させていただきました。もう行き場所がないんだということでフリースクールを選んでいたという実態のお話を聞かせていただきました。あんなのを見たときには、ぜひ、フリースクールのことこれから考えていかなければいけないかなと。フリースクール法案の代表の座長さんをやっているのが、今の文科大臣の馳浩でありますので、積極的に進めていただいているようではございますけれども、大勢の議員さんの後押しがないと、この法案も通りませんので、ぜひ法案になることを私は祈っております。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（原 悟郎） これで、4番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。一般質問を続けます。

最後の質問者になります。3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

第4回目の定例会の最後の質問になりました。ぜひ答弁のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

今回の一般質問で、4点の質問をしたいと思います。

1番目の平和への取り組みということであります。

12月8日で、真珠湾攻撃から74年になりました。私どもも、この12月8日、上伊那の仲間の皆さんとともに、32回目の永久に不戦を誓う集いというものに参加しながら、戦争の廃止、戦争を防止する、そういう意味の運動に参加をしてきたところであります。

12月8日の真珠湾攻撃、昨日の同僚議員の話にもありました山本五十六長官は、戦争には本当は反対だったと、私もそう思います。あの当時でさえ、日本とアメリカ等の軍事力の差を見れば、とても無理な戦争だったというふうに思いますけれども、時代の流れ、そのときの情勢の流れで、ずるずると結局戦争になってしまう。その結果、3年8カ月後に終戦を迎えたわけであります。

その後は、日本は、70年間、今日まで戦争をせずに来ることができた、戦争の中で戦死をするという人が1人もなくて来られたという、すばらしい歴史を持っています。片や、勝利をしたアメリカは、以来今日まで、きょうまで、ずっとどこかで戦争をしてきているという事実があります。日本が戦争をしなかったというのは、いろいろな要因はあるかと思えます。日米安全保障条約のもとに守ってもらったという意見もありますし、アメリカの核の抑止力等によって戦争がなかったというのも一理あるかと思えますが、私は、それ以上に、憲法9条というものを掲げて今日まで来た日本が戦争をしなかったと、こういうのも一つの事実だというふうに思えます。

しかしながら、今、世界じゅうのあちらこちらで紛争が行われています。非常に、毎日の新聞報道を見ても心苦しいところでもありますけれども、その中で、日本も攻撃の対象になるというふうにも言われてきております。非常に心配な部分があります。そういう意味で、毎日、何とかしなければならないというふうなことも思いつつあります。

こういった状況、一番目の質問でありますけれども、憲法の三大原則は、平和主義、基本的人権、主権在民というふうに言われておりますけれども、あと地方自治ということが強くうたわれている、三権分立とかありますけれども、地域の主権とい

うことが憲法でも強くうたわれています。そういう立場に立ち、地方自治のリーダーとして、今、世界じゅうにある紛争、それから、もしかして日本にも被害等が及ぶのではないかというような今の状況を見詰めながら、地域のリーダーとしての村長の今の時点での思いを少しお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えいたします。

平和の取り組みについての御質問であります。

御指摘のように、ことしは第2次世界大戦の終戦から70年となり、戦争体験者も少なくなり、戦争の悲惨さが風化されつつあります。こういった点は、戦争の悲惨さ、語り継いでいくことが大切であると思っておるところであります。以降、国民の努力により、経済を中心としながら、日本は飛躍的な発展を遂げてきたところがあります。本当に、日本人の底力が示されてきたんじゃないかというふうに思っておるところであります。

世界の情勢につきましては、今、議員御指摘のとおり、イスラム国の問題をはじめ、宗教、民族の違いによる地域紛争が絶えることなく、また領土の拡張の風潮も顕著になってきております。フランスでは、大規模なテロが発生し、多くの人が犠牲になり、恒久平和とはほど遠い状況になっております。世界じゅうにそんなことが起こっており、残念なことでありますし、本当に憂慮すべき事態であると思っております。戦争や争いのない平和な世界の実現に向けて努力をしていくことが、私たちの責務であると思っておるところであります。

しかし、一首長としてはどうなのかという、どうすることもできない問題でありますので、そんなことは御理解をお願いしたいというふうに思います。住民として、平和な社会の実現のために努力をしていく、また首長としても、そういった点では努力をさせていただくということをお願いいたします。

国としても努力をしておるといふふうに思っております。さらに、外交力や国際交流や経済力等々、あらゆる努力で、平和な世界の実現のために努力をしていただくことを願っておるところであります。

また、行政議会でも、非核平和宣言や平和首長会議への加盟、あるいは広島・長崎の原爆展の開催など、平和の大切さを訴えてきたところでもあります。また、一方では、各種団体が行う反核平和の日リレー、網の目平和行進、上伊那非核平和行進など、激励を申し上げております。これからも、平和な社会の実現のために、でき得る努力はしてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 毎年行われている平和のリレーや行進等にも賛同をいただきながら、これは、村も、議会も、いただいているところについては感謝をしな

がら、ぜひこれからも続けて理解を深めていっていただきたいなというふうに思います。

2番目の質問です。

そんな中で、今この村の中で、平和のためにどういうことができるのかと。

本村には、信州大学の農学部がございます。私も、留学生の交流会等にも毎年出させていただいて、今、紛争が起きているアフガニスタンのすぐ近くのバングラデシュとか、韓国や中国やベトナム、スリランカ、そんなようなところからも多くの留学生が来ております。そういう意味では、この地方の地域としては、外国籍の在住者が割合に多い村だというふうにも思います。その留学生の中には、仏教の方も、儒教の方も、イスラム教の方もおります。そういった宗教観の違いも多種であります。そういう意味では、世界とのつながりの中で、悪い面でいくと、今行われているテロの危険性とか、そういうことも現実味を帯びてくる可能性があるのではないかなというふうに思うわけでありますので、そういうことでは、受け入れる日本の中でも、外国籍の人たちとの正しい交流、宗教の日本とは違う部分は、その国はということが行われているとか、平和に進める教育、こういうことが、日本の中でも、日本の人たちが外国の人たちとの交流する分野でも非常に大事になってくるのかなというふうに思います。

そういう点では、教育分野、私は細かくは書きませんでしたけれども、いわゆる学校教育の中での教育や、あと公民館活動だとか、そういう部分も含めての社会教育段階での活動等もいろいろ重要になってくるかなというふうに思いますので、この点について、教育委員長からの考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 3番、山崎議員の教育分野での今後の取り組みの計画はあるかという御質問についてお答えいたします。

つい最近、多くの方が犠牲になったパリでのテロ事件等の報道を聞くにつけ、胸の痛い思いをしている人が多いと思います。何とか、国だとか、宗教等の立場を超えて、仲よく生活ができたらというふうに思います。

さて、信州大学農学部には、多くの外国籍の方が勉学や研究に来られているとお聞きしております。こうした状況の中で、南箕輪村教育委員会では、信州大学と、1、小中学校の教育活動に対する支援に関する事、2、本村小中学校に勤務する教職員の研修等に関する事、3、信大の学生の教員養成の教育課程に係る事業の実施に関する事、いわゆる教育実習です、そういうことに関して、平成25年3月に、連携に関する協定を締結しております。それに従って、南部小学校では、外国籍の留学生との交流を進めております。留学生が南部小学校に来て、出身地の国の歌を歌ったり、あるいは様子をお聞きしたり、あるいは最近では、南部小学校の子供たちが信州大学に出向いて、交流を進めておるというふうに聞いております。今後、

3校での信州型コミュニティスクールが盛んになると、一層の交流が生まれるものと期待しております。今後も、学習指導要領にのっとった交流を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 南部小は、特に農学部とも近いものですから、ぜひ機会を生かしてということであります。

信州大学農学部というのは最初にうたったものですから、農学部の特化というふうな捉え方もされたわけですが、いわゆる外国の人が多いということで、村全体として、今後どのような計画があるのか、社会教育の活動の分野も含めて、考え、計画等があれば聞かせていただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 議員の今お尋ねのことについては、特にはありませんが、体育館の使用であるとか、それからグラウンドの使用であるとか、中に留学生も交じっているケースもあると、そんな程度のものでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今の答弁で、特にないということですので、これから先の計画として、具体的な計画等、ぜひ実現に向けて取り組んでいただければというふうに思います。

2番目の質問に入ります。

子宮頸がんワクチンの件であります。

子宮頸がんワクチンの接種につきましては、平成22年からですか、接種の緊急促進事業により、公費助成が行われて、全国的に実施をされてきました。私どもも、この議会の中でも、村としても補助をしていくという話がありました。その後、テレビとか新聞でも、女優の親子を使って、大々的に宣伝したということ覚えていますが、間もなく、これが全面的にやるということではなくて、市町村の判断によるということでありました。

このワクチンの接種については、ワクチンの接種ですから、健康の問題ですから、なぜ大々的に始まり、突然これが消極的になったかという部分、そのころはあんまり考えもしなかったわけですが、こういったものについては、国としても、もっともっと臨床というか、実験等を含めて、検証してやるべきであったんじゃないかなというふうに、今思えば思いますけれども、現実に現在まで予防接種は村としても中止に至っておるということでもあります。

ことしの夏のころの新聞に記事が出てまして、子宮頸がんワクチン再開を求める声明ということで、日本産科婦人科学会は、中止されている子宮頸がんワクチンの接種再開を求める声明を公表したということで、医師会などが診療の手引を発行し

たことで、再開を求めるといのが小さな記事として載っていました。中止になった経緯としては、このワクチンの接種により、非常に体に重い副反応が出て、女子中高生なりで、体が思うように動かない。特に、スポーツ系のクラブに属していた生徒などは、特に重い反応がある人もいたと、最終的には立ち上がれなくなったり、車いす生活をされている人もいるという話が伝わってきました。

こういこと、1番目の質問ですけれども、この前、別のところから聞きましたけれども、県内では約28人の人が副作用の報告があったということのようですが、本村では、このような報告は、プライバシーの問題もあるかと思いますが、報告はあるのかどうか、この点についてまずお聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 子宮頸がんワクチンの予防接種の御質問であります。

村では、平成22年度からの任意の予防接種として、県補助を受けて実施し、平成25年度からは定期接種となりました。約470の方が接種しておりますが、現在までは副反応の報告というのはありません。この辺はありがたかったかなというふうに思っております。全国的には、御指摘のように、重篤な副反応があった報告を受け、平成25年6月から積極的な接種勧奨は中止しており、最近ではワクチンを接種する方もいないというのが実態であります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 本村には副作用の報告がないということで、非常にありがたかったなというふうに思います。

きょうの新聞にも、南箕輪新聞等にも報道されていて、子宮がん検診を村でも実施されています。検診によって、ワクチンでなくても治療等が可能ということ言われているようですので、この辺はぜひ続けていってほしいなというふうに思います。

この頸がんの問題については、特に信州大学の池田さんという教授のもとで、いい治療を研究されているということが聞かれます。そういう意味では、今後も検診等に力を入れて、ワクチンのほうについてはこれから推奨しないという考えでよろしいのかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 子宮頸がんワクチンの予防接種の推奨という御質問でありますけれども、これにつきましては、国の動向、また今後のワクチン接種における副反応への対応といった部分、要は、副反応が出ないようにしてくるような処置ですとか、そういったことが具体的になされてきて、本当に安心・安全が確認された段階で推奨というような形になってこようかと思ひます。今現在のところは、その部分でまだ積極的な接種勧奨はしていかないということ考えているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） ワクチンでなくても、検診によって発見をして、治療が可能ということも言われていますので、ぜひそちらのほうを推進していただくというようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

3番目の質問であります。

平成28年度の予算編成が現在進められているわけであります。（1）の重点事項につきましては、昨日の同僚議員の質問にもありまして、インフラの整備等、非常に大きな予算がかかる部分の発言をされております。

そのほかに、村長として、ソフト事業も含めて、いわゆる、きのう、少し言わなりましたかかなとか、これをつけたいというのがありましたら、それを少し発言をしていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予算編成につきましては、きのうもお答えをしたとおりであります。基本的には、人口増加への対応、一定のめどをつける、こういった予算編成にしていきたいということでありまして、

加えまして、第5次総合計画の初年度、また地方創生村総合戦略の具現化、こういうことを図っていかなければならないところでありますので、そういったことを中心としながらということも考えておるところであります。

また、伊那市との定住自立圏の協定、そのビジョンがいつできるかというのが、これが一番重要になってまいります。できることであれば、平成28年の途中から、一般的に考えれば、平成29年度初めから、こんなことになろうかなと思ひますけれども、その辺もビジョンの策定ぐあいを見ながらということになっておるところでございます。

それから、地域おこし協力隊も募集をいたしまして、1人ありましたけれども、ちょっとその点につきましては採用に至らなかったと、採用しなかったということでありまして。しかし、その後、やはり時期が参りましたので、その問題にも取り組んでまいります。今のところ、2人の応募があります。見ますと、なかなか、これから面接ということになっておりますので、どうなってくるのか、見る限りでは大丈夫かなというふうに思っております。そういったことが決まれば、そういった予算もやっつけなければならぬと、これは国の措置の範囲内ということで御理解いただければというふうに思ひます。

また、国の財政措置の範囲内で、地域支援員という制度もあるわけでありまして、この辺も活用できたらということで今考えておるところであります。空き家対策だとか、いろんな部分もあります。また同時に、各区長さんから、いろんなお手伝いをしていただける、そんな人がいればありがたいというような、そんなことも言われておるところであります。そういったことを含めまして、この地域支援員の

活用というのも考えていかなければならないなというふうに思っておるところであります。

あとは、いわゆる住民生活をどう守っていくかというふうには、介護保険の教室もありましたけれども、この介護保険の改正実施に向けて、29年度から取り組んでいかなければなりませんので、その分野につきましても精力的な検討ということもしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

ハード、ソフト、両面からやっていきたいというふうに思います。今申し上げましたように、ハード的な部分につきましては、地域おこし協力隊、地域支援員、そんなことを考えておるところでございます。具現化するかどうかというのは、これから予算をつくる、上程するまでの間に決定をするということになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） いろんなソフト事業も含めて、これから山盛りというような感触であります。

その中で、今、最後に答弁をされました住民生活を守るということで、とりわけ、（2）の質問に移りますが、介護保険の要支援1、2のサービス事業が市町村事業に、具体的には平成29年から移行してくるわけで、現在も地域包括ケアシステムの説明会等が各地で行われてきております。その中では、地域における自主的な活動をする組織、各地区の社会福祉協議会も含めて、新しい、寄り合えるような場所づくり、組織づくり等を、村としては期待をしているというような話がありましたが、その辺について、28年度でありますけれど、既に幾つかのところ、場所を借りて、みんなが寄り合って話をしたり、お茶を飲んだりするという活動が始まってきています。そういう点では、来年、28年度から、具体的にその辺のところに対する支援というような形で考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護保険の関係で、要支援1、2に対する具体的なサービスはあるのかということでもあります。

先ほども質問に出てきておりましたけれども、総合事業につきましては平成29年度からスターということでもあります。これからは、要支援1、2の方が利用しているデイサービスとヘルパーのサービスが、新たに創設される介護予防・日常生活総合支援事業に移行されてくるところであります。まずは、現在の事業所を継続して利用できるようにするために、各事業所には、村の行う総合事業の事業所の指定をとっていただくことが必要となってまいります。サービス形態につきましては、他市町村の動向も踏まえ、現在検討中ではありますが、今後、事業所連絡会議の場で原案をお示しし、協議をしていただく予定であります。まずは、村の事業所指定をとっていただくということが大前提になってまいりますので、そんな準備を進めてい

かなければなりません。

また、29年度からスタートということですが、介護予防事業の一部につきまして、これは社会福祉協議会に委託してある事業でありますけれども、総合事業に合わせた形で改変して、28年度から実施できるよう調整している事業もあるところでもあります。先行してできればと思っております。

また、国は、住民主体で取り組む事業を立ち上げることを指導しておりますが、村内は、総合事業を担うことができるボランティア団体はまだ立ち上がっておりません。一方では、この4月に、一般住民の方が、誰でも参加できるサロンを立ち上げていただきました。これが、今、そういったお話があったとおりであります。大変ありがたいことでもあります。このような自由な形の取り組みが各地で行われていくことも、行く行くはデイサービスのかわりの受け皿にもなってくるのではないかなと思っております。今後は、各地区で地域ケア会議を重ね、ボランティアの育成が一番大切なことですので、このボランティアの育成を行いながら、住民主体の取り組みが開始されるよう支援をしていきたいというふうに思っております。

今後の予定としましては、平成29年度から、移行できる事業者は順次移行し、平成30年度から完全実施となってまいりますので、総合事業に関する主な予算というのは29年度からの反映となってくるということでもあります。

御質問のそういった地域支援に、今後、支援をしていくのかどうかということがあります。どういう支援がいいのかどうかということをもまず検討していかなければなりませんので、そういったところから入ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） ボランティア育成ということで、大事なことはありませんけれども、地域の事業所は、その事業を営業の活動として、スタッフの皆さんを雇用しながら、それに賃金も払いながら運営をしているということでもあります。これが、これからますます厳しくなってくるということですから、ボランティア育成と同時に、地域の高齢者を介護する組織、会社、そういうところにも何らかの村としても支援が行えるような、そういう検討をぜひこれからも引き続きお願いして、この質問は終えたいと思います。

4番目のTPP対策についてです。

今回の議会にも、幾つもの請願、陳情が出されております。大筋合意がされたということでもありますけれども、余りにも情報開示という部分がおくれている、中身がよくわからない。いろんなところで試算は出てきています。そういう意味では、これから少しずつ情報が開示されながら、それに対する対策というのがとられていくだろうと、していかなければならないというふうに思いますけれども。

私がこのところで質問する部分については、そこに出てきますI S D S条項という問題が、いろんなところでもあんまり表立って出てこない、マスコミの報道の中にも論議が隠れているような状態で、非常に心配なところでもあります。この条項は、自由貿易において、投資家を保護するために、それに障害となる問題については、投資家はその国を訴えることができるという、恐ろしいという条項であります。投資家を守るために、該当の国そのものが訴えられて、紛争を解決するために賠償金等も要求されるというのだそうです。これが、国内の法律よりも協定のほうが優先されるということで、実際にこれが始まってくると、非常に大変な事態が起きるんじゃないかなと。

例えば、メキシコでは、サトウキビの農家を守ろうということで、アメリカのほかのものからつくった甘味料が炭酸飲料に使われていますけれども、その炭酸飲料に砂糖以外のものを入れてはいけない。入れると税金をかけるというようなことをしましたら、それがいけないということで訴えられたとか。カナダでは、有害な神経物質を石油の中にまぜるといけないということで決めたことが、アメリカの石油会社から、それは貿易の障害になるということで訴えられたと。あと、よく有名なタバコのがんの警告の文章等がありますけれども、これを余り大きく言っていくと、それも訴えられる可能性が出てくる。

地方へ行けば、今どこでも地産地消ということで、遺伝子組み換えのものを使わなくて、安全なものを食べようというようなことを、例えば、どこかに表示するか、そういうことが出てくると、遺伝子組み換えをして輸出している企業からは、これがまた障壁になるということで訴えられる可能性が出てくる。それや、一番身近な国民健康保険、加入の義務ということをする、これも訴えられる可能性が出てくる。エコカーの補助金等も対象になり得るというようなことが言われています。

でも、よくわからないのが実情ですけれども、そういった段階で、地方自治にも大いに関係してくるのがこれから出てくるんじゃないかなという心配があります。そういう点で、例えば、一村でどうにもならない部分があるかともいいますが、広域連合だとか、県だとか、そういうようなところで、この問題に対して勉強会なり、取り組みなり、そういうことがされているのか、今後される可能性があるのかどうか、この辺についてお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） TPP対策についての御質問であります。

TPP全体につきましては、10月5日のアメリカのアトランタの閣僚会合において、大筋合意に至ったところでもあります。農産物のうち、重要5品目の中の米につきましては、現在、食用米と加工用米を合わせて77万トンが輸入されておりますが、さらに別枠の主食用米として、アメリカとオーストラリアから最終的には7.84万トンが入ってくることになりました。また、現在、高い関税がつけられている牛肉、豚肉は、輸入量が一定以上になった場合には、セーフガードがあるものの、関税の

引き下げの影響が畜産農家に出ることが心配されております。また、一方では、消費者といたしましては、安い輸入品を買うことができるといったメリットもあるところでもあります。

農業分野につきましては、政府も対策に乗り出しておるということであり、今補正予算の中でも、かなり多額な額がTPP対策に向けられておるところであります。

また、工業関係におきましては、多くの工業製品の関税は即撤廃となり、自動車につきましても年数をかけて撤廃することとなり、輸出する業者にとりましては追い風になってくるんじゃないかなというふうに思っておるところであります。

御質問のTPP加盟国とその国に通した外国と投資家との間に紛争が起きた場合に解決するためのISDS条項については、議員御指摘のとおり、TPP本体の陰に隠れて、余り議論がなされていない印象があるところでもあります。

各自治体では、現在、地方創生として工夫を凝らしながら、さまざまな事業を展開しておりますが、いずれも地元を発展するために行っているものです。特に、地産地消の推進や地元の産業の育成のための優遇措置、こういうことも行う施策もあります。現状でのWTOの協定の中で、国や地方公共団体が公共工事を発注する場合は、一定金額を超えると、国際入札が義務づけられていますが、TPPでは金額の基準がさらに下げられる可能性もあるところでもあります。ISDS条項は、海外の企業や投資家から見て、正当な競争を妨げるという理由もあれば、議員、国ということを行いましたけれども、国や地方公共団体に対して、訴訟を起こすことができるという条項であります。実際は、このようなケースが起こるかというのはわかりませんが、地方創生のほか、多くの事業に影響がないとは言い切れませんので、状況は注視していく必要はあるんじゃないかと思っております。

そういったことについての研修会だとかという話がありましたけれども、今のところ、そういう予定はありません。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） まず、隠れているということで、状況がよくわからない部分があるからありますので、だからこそ、行政当局、市町村、広域連合、そういうところでも、いろんなところで話題を出していただきながら研究していくということをぜひ進めてもらいたいなど。状況によっては、県や国にも、行政側としても、議会の側としても、いろいろ意見書だとか、そういうのを上げていく機会もあるかと思えます。行政側としても、ぜひそういうのに取り組んでいただいて、将来の日本の国そのものを揺るがすようなことになるかもしれませんので、そんな研究をこれからもぜひ進めていただきたいなどということを要請しながら、これで私の質問を終わりたいと思えます。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

通告のありました9議員の一般質問を終わります。

あす11日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立ください。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

散会 午前 11時48分

議 事 日 程 (第4号)

平成27年12月11日 (金曜日) 午後3時00分 開議

第1 諸般の報告

第2 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

第3 発議第1号～発議第3号 提
案～採決

第4 議案第1号～議案第18号 討
論～採決

第5 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久夫
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成27年12月11日

午後3時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案及び監査委員より定期監査報告書が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） こんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

本日、意見書案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。次のとおり決定しましたので報告いたします。

意見書案3件の審議と監査委員により定期監査報告が提出されておりますので、諸般の報告を本日の会議日程に追加いたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、諸般の報告及び意見書案3件の審議を本日の会議日程といたします。

諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

これから請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託された請願・陳情の審査結果を報告いたします。

請願第5号「TPP参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める請願」について、審査結果は不採択です。

請願第6号「戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める請願」、審査結果は不採択です。

請願第7号「労働基準法改定案の撤回を求める請願」、審査結果は継続審査です。

陳情第4号「沖縄の米軍辺野古新基地の即刻中止と県民に寄り添う計画見直しを求める陳情」、審査結果は不採択です。

陳情第5号「T P P交渉大筋合意に関する陳情書」、審査結果は採択です。

陳情第7号「T P P交渉に関する陳情」、審査結果は不採択です。

以上、総務経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する請願第5号「T P P参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

ちょっと私、次に福祉教育常任委員会の委員長として委員会報告をする立場で、ちょっと自分が準備していた報告の仕方と、総務経済委員長さんが報告された仕方が、ちょっと何か、私の理解の範疇にないのでお聞きするんですけど、第5号以降も、ここで一々手を挙げるのに恐縮いたしますので、できましたら、審査結果はわかるんですけど、委員会内の人数の報告はここでしていただかなくてよかったのでしょうか。できればお願いいたします。

議長（原 悟郎） 百瀬総務経済常任委員長、審査結果の内容について報告できれば報告をしてください。

本来は、今、委員長が報告するときに、内容的にこうだとか、人数はこうだったとか、賛成がいたとか、反対がいたとか、そういう報告をしていただくことになっていましたので、今までは。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） わかりました。済みません。そこまでちょっと聞いていなかったものですから、申しわけありません。

請願第5号については、4人が反対で、1人が賛成です。

請願第6号については、4人が反対で、1人が賛成です。

請願第7号は継続審査ですから、これはよろしいですか。

陳情第4号については、3人が反対で、2人が賛成です。

陳情第5号については、これ、採択ですから、いいですね。全員がこれは賛成です。

陳情第7号については、4人が反対で、1人が賛成です。

以上ですが、よろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 小坂です。

委員長として、私の理解が間違っていたら恐縮なんですけど、4人が反対、賛成がお一人ということの報告は、私が理解する限りでは、委員会内、委員長を抜いた4人で、まず討論がなされ、2人、2人と同数になったときに委員長の判断がつくものという理解をしていましたので、ちょっと経過があれなんですけれども、要は、最終的に委員長が加わった5人ならわかるんですけど、加わらなくても採択、不採択、結果が出ている場合には、4人の判断による審査結果だと思うのですが、いか

がでしょうか。

議長（原 悟郎） 百瀬委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 申しわけありません。

じゃあ、請願第5号については、3人が反対、1人が賛成です。

請願第6号については、3人が反対で、1人が賛成です。

済みません。

陳情第4号については、これは2対2になったものですから、委員長の判断で3対2という結果になりました。

陳情第7号については、3人が反対で、1人が賛成です。

以上です。済みません。

議長（原 悟郎） よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 賛成、反対のそれぞれの出された意見についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 百瀬委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 全てですか。

議長（原 悟郎） 今は請願5号の質疑ですから。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） わかりました。

請願5号については、TPP参加を反対しているという内容でしたものですから、それについて、多くの意見が取りやめではない。済みません。ちょっとTPPの関係、今回3本出てきてまして、請願5号の質問なんですが、陳情5号、陳情7号にもかかわりますので、少々お話をさせていただきたいと思います。

請願5号と陳情7号については、強硬に反対の意見書だったものですから、それはちょっと、委員会内の話の中では強硬過ぎるという意見です。陳情の5号については、採択して、意見書を出すという流れになりました。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。反対ですか。

8番（三澤 澄子） 賛成です。

もうこの間、ずっとニュースで言われておりますので、環太平洋が大筋合意したということの中で、今まで、この交渉の過程もほとんどというか、明かされないというのが前提で進んできて、この10月に発表されたわけでありましてけれども、さき

に国会決議で、主要5品目、5項目を守るという国会決議があるにもかかわらず、ほとんどその点が守られないまま、これからの交渉の中では、さらにこの状態が続くということで、このままこのことを進めれば、本当に日本の食料だけでなく、医療や介護、労働、その他、保険、全てのことにかかわる内容について、日本が重大なアメリカの言いなりの今、交渉の中で進められてきているものがこのまま進むということになると思いますので、この陳情は採択すべきだというふうに私は思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 丸山です。

請願5号については、反対ということで討論させていただきます。

太平洋を取り囲む12カ国が、一つのネットワークで関税撤廃という経済面でも、大筋合意された意義が大きいものと考えます。とりわけ、日米関係は、政治面においたり、安全保障面においたり、強固なものになると考えます。仮に、我が国が参加しないとすれば、そのリスクのほうが大きいのではないかというふうに思っています。中国、韓国、インドが、いずれTPPに加盟となるときは、その優位性というのは非常に高くなっていくものと考えます。それぞれ関係国には、正式合意までに、まだこれから紆余曲折というのがあるかと思いますが、批准に向けて進むのではないかと考えます。大筋合意ができたということはよかったと考えます。

内容については、全体像の中で考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。消費者には、安い輸入品が手に入ることで喜ばれますでしょうし、輸出産業は、関税撤廃が有利に働くというふうに言われております。農産物になるわけなんですけど、関税を保持すれば、輸入枠を設けなければいけないというルールのことから、米の輸入枠拡大になったり、また品目によっては、請願書に記されているとおり、不利益をこうむるものもあると思います。国では、直接支払いなど、手当を検討しているようなTPP体制が打たれようとしていることでありますので、今後は他国と同様に、そこを積極的に要求などをすべきではないかとそんなふうに思います。また、経済圏が拡大していますから、この機会に世界に打って出る、そういう姿勢が求められているのではないかと考えます。

よって、請願5号には反対するという立場でございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） この請願5号「TPP参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める請願」については、反対の立場から御意見を申し上げます。

今、4番議員が申し上げたように、今、グローバルな観点から判断してまいりますと、現在12カ国でこのルールが進んでおりますが、さらにこのルールにのっ

て、自国の発展を期すために、中国にいたしましても、韓国にいたしましても、これから入ってくるだろうと言われていたところでもあります。日本国においても、安倍総理の日本国国家100年の大計の中で大事な決断であると、こういったことで、ただ農業問題だけが突出して反対という、いろんなそういう国民的な動きがあるわけですが、これには工業もあり、医療もあり、福祉もあり、そういう幅広い観点から、全体を見失ってはいけないという判断のもとに、この請願5号について反対をするものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第5号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、請願第5号「TPP参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める請願」は、不採択とすることに決定いたしました。

委員長報告に対する請願第6号「戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

丸山議員は不採択に賛成ということだね。

不採択に反対の方、三澤議員。どっちかといったら賛成だね。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） さきの議会で私たちは、この戦争法というか、安保法案に対して、強行するなという意見書を上げた過程があります。これは、ここに書いてありますように、憲法違反ということが、もうどの分野でも明らかになっておりますし、内閣法制局をはじめ、今までの内閣にかかわってきた方たちでさえも、この法案は違法であるというふうに断罪されておまして、この間、45万人に、延べでは47万人と言われておりますけれども、それこそ一人一人の声を上げていくという国会前での抗議行動が続く中で、9月19日に強行採決されたわけでありまして、やはり内容そのものは、その後もこの法案をなくせという運動は引き続き大きく広がっております。

今もテロがあちこちで起こって、その際に、やっぱりどうなのかということで、日本でもそのテロに屈しないという安倍総理の言葉がありましたけれども、そのことによって、自衛隊がどのようにこの中に参加していくのかということが、今はとても危惧されております。戦後70年、やはり1人の戦死者も出さなかった日本の平和憲法のもとにあるわけで、そのもとで、やはりこの法案に対しては、反対していくべきだというふうに思います。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 丸山です。

タイトルからして、反対せざるを得ないと思います。私の考えとも違いますので、説明させていただきます。

政府が、昨年度時点で、解釈の変更を一内閣が行うということを閣議決定したことにつきましては、私は許せるものではなかったということで、その当時は賛成をしてたわけなんです。国会中継でも、過去の内閣法制局長官の考え方と違うために、すっかりしたものでなかったことから厳しい対応でなかったかというふうに考えます。また、その直前には、憲法の96条を改正し、国会議員3分の2以上の賛成を2分の1にしようとした考えもありました。余りにも稚拙なやり方で、非常に情けなく思った次第でございます。

しかし、北東アジアの緊張などが高まるばかりであることを考えれば、立憲主義を逸脱するような不備はあったものの、我が国における抑止力、防衛力については、日米安全保障のもとに守られているが、とても満足できる状態ではないので、その法整備は限定的であるが重要であると考えます。

ただ、毎回言わせていただいておりますが、本来は、きちんとした憲法のもとの法整備が王道であると考えますので、憲法改正論議が急がれることが、私としては希望するものであります。

以上をもって反対の討論といたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 請願第6号、紹介議員でもありますように、この請願に賛成をしたいと思いますが、昨日の発言もありますし、この間もあります。要するに、軍事力で戦争を防止するとか、平和をとという部分については、もう明らかに無理があるということで、やはりこういう部分については、より、もっともっと外交等に力を入れながら、日本の平和を守っていくという姿勢でいくべきだということを訴えながら、賛成ということにしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 私は、この請願に反対する意見を述べさせていただきます。

す。

まず、1番最近といたしますか、今しがた発言された賛成意見の中にあつた御意見に、軍事力で国をとるか、日本をなんでしようかね、守る時代ではないというようなお言葉がありました。国際的に見てみますとというか、アジア周辺地域を見てみますと、どう考えても、日本国は、近隣のアジアのどことは言いませんけれど、二つの国からは明らかに軍事的に、三つと言つてもよいんでしょうか、軍事的に日本は、国土、領海においても、非常に危険な状態をこうむっている現実があります。そこを軍事力なしにという言葉は、自衛隊の存在を軍事力と見るのかどうかはさておきとしまして、現実問題、軍事力を全くもつて憲法9条だけで守ろうという理念は、日本国の憲法においては、日本人において理屈は通ると思ひますけれど、私が思うには、憲法9条の内容は、国連によつて国際法にでもならない限り、戦争放棄は1国だけが掲げて何の意味もないというふうに、残念ながら思つております。それがまず一点と。

今回のこの請願に関して、戦争法という、どんなふうによゆしようとするのは自由だとは思ひますけれど、少なくとも一議員が紹介議員として法律、私どもは村議会ですから、条例とかの段階だとは思ひますけれど、あくまでも法的なものを検討するに当たつて、全く言葉の違ふ戦争法というものをタイトルに上げた請願のまま、紹介議員になるのもいささか私としては理解を超えたことだということにおいて、戦争法と名のつく請願を賛成するわけにはいきません。

以上が反対討論です。

議長（原 悟郎） やじを出さないようにしてください、大熊議員。

ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第6号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがつて、請願第6号「戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める請願」は、不採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第4号「沖縄の米軍辺野古新基地の即刻中止と県民に寄り添う計画見直しを求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 賛成の立場ですけれど、陳情に対する。

これ、沖縄の今、辺野古の新基地の問題であります。この間、沖縄県知事選はじめ、この経過は皆さん御存じだと思いますけれども、仲井真知事が、昨年の段階で、東京の何か病院に拉致されて、その後、急に、それまで反対だった仲井真知事が受け入れという表明をしたことによって、この問題は発生してきたわけでありましてけれども、その後の沖縄県知事では、明確に辺野古に対して反対という、今、翁長知事が当選しております。その後、沖縄では、たびたびその集会が開かれ、この基地を強行することは許されないという運動が大きく広がっており、さきの衆議院選挙でも、オール沖縄という形で、推進派が全部当選しなかったという中で、沖縄の世論として、民意として、今、辺野古の基地はやめてほしいという民意が圧倒しているというふうに思います。その中で、日本の政府は、あくまでもこれを強行するという姿勢をとっております。

このことに対して、本当に私たち離れておりますけれども、とても見ていられないという思いがします。あのおじい、おばあが座り込んでいる中を、機動隊の精鋭部隊がゴボウ抜きするような姿が映し出されておりますけれども、そういうやり方で進めて、本当に日本の安全保障は守られるのかという思いがいたします。そういう点で、この陳情は採択すべきだというふうに思います。

議長（原 悟郎） 採択に賛成、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 反対です。

議長（原 悟郎） 陳情案に対する反対ね。加藤議員は賛成。

1 番（加藤 泰久） 賛成です。

議長（原 悟郎） それじゃあ先、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 陳情4号については、このつらい気持ちを、私もあらわしながら反対させていただきます。

歴史の中で沖縄を考えれば、陳情書の内容というのは理解できると思います。委員会審議の場でも申しましたが、沖縄の民意については、沖縄県の南北の経済格差の解消のこともありまして、一時は辺野古への移設が賛成多数であったということも記憶しています。その後、政権交代があって、最低でも県外という言葉が迷走状態になりまして、名護市長選、それから名護の市議選、それから沖縄知事選と、民意は確かに、今説明があったように移設反対をあらわしております。現在は、国と県が争うという、とても褒められた状態ではないんですが、法廷闘争になっております。心情的にも、憲法92条で、後ほど意見書が出すようなんですけれども、92条で定める地方自治権の尊重を訴えれば、イデオロギーでなく、アイデンティティが優先されてもという、この県知事の言葉には理解を示すことができます。

しかし、冷静に考えたときに、法廷闘争で結果がどう出るかわかりませんが、長

い間議論してきた普天間基地はどうなるのでしょうか。また、普天間基地のある宜野湾市でも、辺野古取り消しは知事の権限を乱用と、別の訴訟が起きております。世界一危険な飛行場として、固定化が心配されております。辺野古が白紙に戻ったときに、どうなるのでしょうか。最低でも県外からグアムまで含めて、対案を示されることが大事かと思えます。安全保障の立場で、我が国を守っている米国という相手もあることでもあります。

また、北東アジアの中で、南シナ海、東シナ海と接する沖縄が重要な位置にあることは、国益を考えたときに、辺野古の基地建設というのは必要不可欠なものであると考えます。

よって、私のつらい気持ち、何度も言いますが、この陳情には反対させていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 私は、この陳情に対して、賛成という立場から意見を述べさせていただきます。

この陳情に賛成というそれぞれの議員の皆さんの所属する政党や支持する政党の意見に同意するわけではございませんが、私の持論であります、戦後70年、日本が平和であったということは、何に基づくかということ、日米安保条約があったことが大きいと考えております。日米安保条約があるがゆえに、米軍基地が存在するわけでございます。しかしながら、沖縄に74%の米軍基地があるということは、日本の国民としても、一部にそれをしわ寄せしているということに関しては、心を痛めるところでございます。

近隣諸国や日本海等に不安が増している現在、辺野古基地は、地理的にも戦略的にも最適な場所であると言えることは確かでございます。

しかしながら、沖縄の米軍基地に苦しめられている沖縄県民のことを考えた中では、移設は反対で立候補した翁長知事が当選したということは、沖縄県民の民意であり、沖縄県民は移設に反対しているということのあらわれと考えるところであります。民主主義の国家であるがゆえに、民意は尊重しなければならないというふうに考えるものであります。沖縄の基地の負担の軽減と、沖縄県民の民意と民主主義を守るために、この陳情に賛成するものであります。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

2 番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 小坂です。

この陳情には反対の立場で、意見をなるべく簡潔に申し上げたいと思います。

まず、今のこの日本国、特に日本人が、各地域に生きている日本人が、どこの県に、米軍の基地というのは私自身は反対があるんですけど、日本を守るための軍備といたしますか、要は、守るための所作をどの地域に当たってはやるべきではない

と、今は沖縄に集まり過ぎてはおりますけれど、では、沖縄を反対した場合にはどこならよいのかとか、そういう論議を日本人が各地で論議し合うことは、余りに不適切だと。

ちょっと歴史をひもときますと、防人、皆さん御存じだと思います。私は、今、歴史が、何年ごろのことだったか記憶がありませんけれども、防人の時代に、北九州に日本全国各地から、恐らく朝鮮半島ですか、当時の、朝鮮半島からの軍備のために、今の軍備状態、世界各地の軍備状況とは全く違いますけれど、日本人が日本各地から北九州に集められてたという経緯もあります。

地域性を言うならば、日本が、日本人が日本国を守るために、どのところに、日本人がですけど、日本人がどこに日本を守るための所作をしなければならないかという論議は、本来すべきだと思うんですけど、日米安保、よしあしはともかく、米軍という基地であるからこそ、今、沖縄に集中しているということが、どうしても日本人の感覚として理解されない状態になっているんだと思います。であるがゆえに、米軍の基地についての陳情なり、意見を、基本的に日本国民が全国各地でやり合うのは、私としてはどんなものなんだろうというふうに思いまして、この陳情を安易に賛成するわけもいかないしということで、今の立場としては反対するしかないという意見であります。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第4号「沖縄の米軍辺野古新基地の即刻中止と県民に寄り添う計画見直しを求める陳情」は、採択とすることに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第5号「TPP交渉大筋合意に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第5号「T P P交渉大筋合意に関する陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第7号「T P P交渉に関する陳情」の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第7号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、陳情第7号「T P P交渉に関する陳情」は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、福祉教育常任委員会付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 福祉教育常任委員長から、本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

受付番号、陳情第6号、件名、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情につきまして、当委員会の審査結果は、全員の採択です。

それでは、その内容について報告させていただきます。

11月30日、この12月議会の初日でございますけれども、当委員会を委員の5人全員と議会事務局の出席により審査がなされました。

そこで主に出された意見は、陳情の内容にあるように、厚労省発表、団塊世代が75歳以上を迎える、いわゆる2025年問題の一つとして、言い方は失礼かもしれませんが、後期高齢者が急増する見込みとされる2025年には、介護の人材が37.7万人不足すると予想されております。介護職員の処遇改善加算がこれまでにされたものの、基本報酬が引き下げられ、サービス事業者は厳しい事業運営を強いられている事実

が、全国的にももちろん、そしてこの上伊那地域でもそういった問題が起こっている、起こりつつあるという事実があるようです。また、皆さん御承知のとおり、国、政府は、1億総活躍社会、また介護離職ゼロという言葉掲げている中で、介護労働者の処遇改善や人員配置基準の改善を求めたり、また介護保険制度の性質上、国費で費用を賄うこと、これらは当然進めていくべき施策だという意見、理由から、当委員会全員による採択の結果となりました。

また、申し添えておきますけれど、当委員会と直接関係はありませんが、昨年の平成26年12月議会、この議会の本会議におきまして、介護従事者の処遇改善を求める陳情が提出された際、本会議において、全員による採択、意見書の提出がこの1年前されておりますことを経緯として申し添えておきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する陳情第6号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

済みません、その審議の中で、少しお聞きしたいんですが、この陳情の内容で審議されたんだと思いますが、2015年度も厚労省のほうで、処遇改善についての委員会の意見だとか、また処遇改善1万2,000円アップだとかいうような取り組みもしてまして、人材の関係でも、介護業界の構造転換ということで、ビジョンも出されております。そういう内容については審議されたんでしょうか。

議長（原 悟郎） 福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 百瀬議員からの質問でございますけれど、私が報告で申し上げたとおりなんですけど、基本的には、この陳情にある内容で、当委員会委員が議論はしましたが、処遇改善がなされている部分について、実際に介護の現場において、そういった改善がなされて、よくなっているというような状況については、各委員が理解しているかどうかはともかくとしまして、委員会内の審議では特にございませんでした。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

今、委員長報告に対する質疑でありますので、お尋ねをしたいんですが、ほとんど、ここにある内容を見て、1年前にも採択した経緯があるというようなお話もありまして、ほとんどめくら判を5人で押したという状況のようではありますが、今、5番議員が言いますように、本年の4月から月額1万2,000円、例えば、この陳情の中身の中で、2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算が強化されましたという言葉にはなっておりますが、具体的には本年4月から月額1万2,000円アップ

されているという中身であります。なお、また前段に、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より平均9万円も低くなっているというくだりがありますが、これらについてももう少し委員会の中での審議が欲しかったなと思うところではありますが、そういう話は出なかったのかどうか、もう一度お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 端的に申しまして、出なかったということになるかと思えます。この資料にもありますように、2014年に平均で9万円も低くなっているという事実がここに書いてありますけれど、じゃあ、2015年どのようになっているかという情報も委員会の中では発言されませんでしたし、それについて審議としてはされませんでした。各委員がどう理解しているかは私は申せませんが、審議としては出ませんでした。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） この陳情は、平たく言えば、要するに給料をもっと上げてくれと、それから仕事をもっと楽にさせてくれと、こういう内容の陳情でありますね。

議長（原 悟郎） 福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 委員会の審議についてのお答えだと思いますので、私、先ほどの質疑のときにも申し上げさせてもらったつもりですが、委員長として自分の意見をこの審議会の中で一切申し上げておりませんので、今、大熊議員さんが質問されたことに私が思うことはございますが、ここで答弁すべき立場や場ではないと思っておりますので、申し上げるのをやめておきます。申しわけございません。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員、最後です。

9番（大熊 恵二） ほとんど委員会の中が、本村の議会の中では強力な福祉に精通しているメンバーがずらっとそろっているなと思うところがあります。それがゆえに、中身も非常に浅かったのかなと、もう少しきちんとした議論をしてほしかったなと思うところがあります。

いわゆる平均賃金が全産業労働の中で9万円も低いというのは、この介護保険制度というのがスタートいたしまして、2000年ですから、15年の経験しかまだありません。したがって、そこで働く社員といいますか、職員といいますか、そういう人たちも非常に若い方が多い、年齢的にも。それと経験も非常に浅いと、仕事に対する経験も。したがって、全産業労働の賃金が低いというのは、そういうこの制度が始まって、この事業そのものが年も若く、それからまだ15年しか経過していない、3年の1度の介護保険の見直しはあるわけですが、したがってそういう若いメンバーで構成された施設が多いがために、賃金がほかの産業よりも低いというのは当然であると、こういう議論も国会の中ではされている事実がございます。

それから、新聞をよくにぎわします介護の質の低下、経験不足の施設長がおったり、資格はあっても経験不足の介護士がいたり、そういう中で、この陳情は質のことについては一切ふれておりません。要するに、賃金が低い、それからもう少し仕事を楽にさせてほしい、こういう陳情に対してはどうかなど。

議長（原 悟郎） 大熊議員、質問をしてください。大熊議員の持論を言うんじゃないで、委員長に対する質問をしてください。

9 番（大熊 恵二） 今、質問をしている。

ですから、そういったことが、当然、委員長としてまとめる中で、福祉に精通している方ですから、メンバーも福祉に精通している方が多いわけですから、そういう議論が、再度お尋ねいたしますが、出なかったのかどうか、しつこいようですがお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 先ほど来の答え方に関しまして、部分的に指摘をされましたので、その部分に関して適する質疑や討論やなかったという委員長の理解のもと、ありませんでしたと答えさせていただきました。

ただし、質について、ごめんなさい、2点だけ申し上げさせてください。質についての云々がこの陳情の内容にないじゃないかとおっしゃられるとおりでとは思いますが、大変申しわけありませんけれど、この介護に限らず、どんな業界の陳情・請願においても、私が今まで短い13年間という経験の中でですけど、そういった現場の働いておられる方々の質について、具体的に言及した上での条件向上を訴えたものというのは余りなかったのではないかと、これは理解をいたしております。

そして、当委員会なり、委員の、何て言いましょうか、責任といいますか、果たしておられることも、委員長としてはきちりフォローといいますか、報告するのが当然の義務ですので、聞かれたことにお答えになるかわかりませんが、例えば、賃金体系において、この介護の福祉現場をよく精通されておられる議員からは、ヘルパーや介護福祉士など、資格を職員は限りなく向上のためにとると、ところが資格をとって、正職員になると、仕組み上、賃金ベースが下がってしまうと、ちょっと、これ、私、済みません、私は委員長としての理解は乏しいんですけど、そういった現状をるる質問はされなかった部分におきましては、当委員会の詳しい委員が話をしたりする中での各委員の審議でありましたので、その点を申し上げておきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、陳情第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

それじゃあ、5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

この陳情については、確かに介護現場、大変なことは私も理解しております。処遇改善は進めるべきだと思っております。ただ、この陳情書の中の内容については、介護施設について集計したところ、全てが、収支差率が一般の企業よりかなり高いんです。それも議論の中にやはり入れていただきたかったし、またそういう施設の内部留保している金額について、かなり多いという報告も受けてきて、国が今取り組んでおられます。国の制度について、介護保険法というもののにのっとって、こういう施設、社会福祉法人として経営をされているわけなんです、私も南箕輪村に施設があるものですから、ちょっと訪ねて、お伺いしてきたところは、きちんと、やはり昇給されていると言っています。上伊那についてはきちんとされていると。

ただ、一般の小さいところとか、民間企業も参入している中で、やはり処遇が改善されない、国が進めている、4年間で4万2,000円というものがアップしなければいけない部分になってきていたわけなんです、それがされていない、手当も払われていない。先ほど言った資格についても、やはりとって、なかなか昇給されてこないというという部分で、サービスの低下が起こっているという現状なんです。ですから、そこら辺の抜本的なものところを見落としのまま、こういう陳情書が出てきて、表面的なものだけを審議しても、やはりその奥にあるものが何なのか、やはり南箕輪議会の議員として、出てきたものをきちんと精査しながら取り組むべきなんだろうなと思います。

また、厚労省で言われているのは、財務規律についてきちんとできていない部分があって、来年度からですか、県のほうにきちんとそういう施設は報告する義務をつけております。そういう中で、やはりその職員の方たちが、きちんと仕事に対してのお給料がとれるような体制づくりが必要なんだろうなと思います。

また、ここで言われている団塊の世代が後期高齢者になった場合、ただピークはまだ先なんです。そういうときに、今、10兆円かかっているものが20兆円かかると言われております。そういうものに対してもどうしていくんだという、やはり議論をする中で、表面的なものだけじゃなくて、そういう部分を見落とさなくて、南箕輪議会として恥ずかしくない意見書を出していただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

介護労働者というのは、やはり大変きつい仕事を本当に丁寧にやっているんです

が、やはり有料から始まって、公的な分野から始まって、いろいろ段階があります。各いろいろな段階の介護の現場、どれを見ても、本当に低賃金で、きつい労働であるということは間違いありませんので。

また、介護離職ゼロということは絶対あり得ないわけでありまして、各施設、この間入ったなと思ったら、またすぐやめている。また、いい条件へ移るといようなことが本当に慢性的になっております。ですので、ヘルパーから介護福祉士をとり、いいところへどんどん移って、給料の高いところへ移ってしまっている、それが現実です。

ですから、やはり介護職員の処遇の改善、それから人員配置基準の改善というのをしないと、いろいろな有料老人ホームで、いろいろな事件が起きて、本当に悲惨な状況がある報道を見ていると、やはり介護労働者というものをやはり手厚くしてあげないと、いろいろな問題が起きるのではないかなというふうに思います。

ですので、こういった意見書を何回も上げながら、ことしはそういった条件もあったり、それから施設にお金をあげたりといようなことをしているんですけども、どうしても各経営者の内部留保とかそういうものがあるので、これをさらに意見書を上げていって、職員それぞれ労働者の処遇を守ってほしいというのが、私たちの委員会で決めたことであります。

議長（原 悟郎） ほかに。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 議長、反対とか、討論、反対とか、賛成とか言わなかったけれど、わかっているんですか。

議長（原 悟郎） 賛成で、今度は反対ですね、大熊議員は。

9 番（大熊 恵二） 私は反対であります。

議長（原 悟郎） はい、どうぞ。

9 番（大熊 恵二） よろしいですか。

9 番、大熊であります。

今の唐澤議員の発言の中に、介護離職というお言葉が出てまいりましたが、介護施設にお勤めになって、その方がいつの間にかいなくなっていると、これが介護離職だというお考えだとすれば、これはとんでもない間違いであります。介護離職というものの、この介護に精通している議員とはとても思えないです。介護離職というのは、いわゆる50代から50代の御主人が、または奥さんが、いわゆるきちんとした職場へ勤めておったけれど、親が介護が必要になったと。したがって、そこを退職して、介護の仕事につくというのが、家庭介護につくというのが介護離職ということなんです。これは、もう全然意味が違う。恥ずかしい話、大変申しわけないが、もう少し勉強していただきたい。そういうふうに思います。安倍総理の言っている介護離職というのは、いわゆるきちんとした会社で働いておったけれど、家族が介護が必要になったと、そのためにその職場をどうしても退職して、親の面倒を見な

ければならない、妻の面倒を見なければならぬ、夫の面倒を見なければならぬ
ということで、会社をやめて、介護の仕事につくのが介護離職なんです。介護の施設にいて、そこをやめたのが介護離職じゃないんです。その辺をよく、私レベルの福祉に疎い人間でも、そういうふうに思いますので、もう一回勉強し直してください、しっかり。

それで、反対討論を行います。

先ほども申し上げましたが、この制度がスタートして15年、3年に一度見直しをされてきて、いろいろその間に改定をされ、本年は特に4月から、1万2,000円、給料をアップしたり、それから、先ほども言ったように、まだ15年の経験しかありませんので、非常に働く人たちが若い、年齢も低い。そういう中で、ほかの産業と比べると賃金の見劣りがあるというのが事実だと思います。

ないにこしたことはないんですが、これも介護保険という制度の中でやっておることでもありますので、ぴんぴんころりと言って、いってくれば、介護がなくていってしまうわけですが、今はぴんぴんころりで亡くなる前に、介護という期間があるわけです、平均4年から5年と言われております。そういう中で、こういう施設が求められ、また、これが十分充足していない。まだまだ、いろんな改善がこれから多くしていかなければならぬという事実は、私はあると思います。

そのために、にわか介護施設で、または無許可の介護施設でやるために、介護の質の低下ということも数多く言われております。日本でも、政府の審議会の委員とか、いろいろやっているワタミという会社があって、その会社も介護施設に、業界に参入いたしました。今、その介護の会社自体はとてやっではないということ、廃業するかどうかというのが先日の新聞のニュース等でも取り上げられている事実であります。

しかも、この介護の施設で働く中で、介護男子という言葉があります。もちろん、精通している方はいらっしゃると思いますが、いわゆる男性が2割なんです、職場で。8割が女性なんです、働いている人たちが。そのうち20%が男子ですから、それで介護男子という言葉が今マスコミでも使われておるといふふうに承知いたしております。

そんな中で、ただ単に、給料が安いから、そしてもっと楽に仕事をしたい。先ほどの唐澤議員も非常にきつい労働だと言いますが、働くということは、どこも、何の職業でも厳しいんです。大変なんです。気楽な気持ちで働けるなんていう職場はないんです。きついのは当たり前なんです。そういう中で、自分の能力を最大限発揮して、その介護をされるお年寄りだけじゃなくて、今、若い人もいるわけですから、そういう体調が不良になって。ですから、そういう方々に、せいぜいいいサービスを提供していただいて、ぜひ、この業界が健全に育っていただきたい思いは一緒であります。

しかし、単に、今回のこの陳情書を見ますと、平たく言えば、先ほど委員長にも

申し上げましたが、いわゆる賃金が低い、それからもう少し仕事を楽にしてほしい、平たく言えばそういう中身でありますので、私はそういう中身について、同調できないという立場から反対といたします。

議長（原 悟郎） 賛成討論ですか。

三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤であります。

さきの一般質問でもいたしましたけれど、この介護の問題は、本当に今深刻な状況になっていることは事実であります。先ほど、何か、介護のほうに手当がされるというようなお話がありましたけれども、今年度からは介護報酬は2.7%削減であります。要支援の部分については20%、もう報酬カットされておまして、その部分でいきますと、カットされても、そのまま、今、現場では頑張っている状況があります。今も言うように、介護保険は、保険と国との中で成り立っていますので、どういう状況かと言え、今、超高齢化社会とあって、介護を受ける人はふえ続けている中で、今、介護保険料も今年度大幅にまた引き上げられましたけれども、5,000円を超えて、そういう中で、成り立たない、もう払い切れないという人もふえてきておりますし、利用料そのものも引き上げられている部分もありますので、その部分についても大変負担な中で、今の介護が成り立っているというふうには思っております。

そういう中で、今言いましたように、例えば、介護の1という方でも、その介護報酬の中でできるかという、例えば、認知症の方について言えば、介護度1、介護度2と診断されても、たくさんの人の手がかかるわけであり、実際、今度の要求では、2人に対して1人というふうにしてもらいたいという要求が出ているわけですが、今の国の基準では3人に1人というふうになっておりますので、その金額しか来ていないわけです。その中で、現場では、1とか2とかというような対応を実際にはしながら、だから3の手当の中で、もっと手厚くやりながら、本当によい介護をしたいという気持ちで介護職の皆さんは頑張っておられます。

そういう中で、相対としては、賃金が本当に、この報酬の中での支払われるものとすれば、低く抑えられるのは現実であります。

そういう中で、今、介護の学校ですけれども、養成する、学校にも入る人もいない。今言うように、これからふえ続ける要求があるわけであり、その部分を支える人材がもう育たない状況になっているのが現実であります。

そういう中で、ぜひともこの厳しい状況を何としても理解していただいて、もっと手厚い介護ができるように、これは国においてぜひお願いしたいという要求でありますので、賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第6号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

意見書案が出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「T P P交渉大筋合意に関する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 発議第1号「T P P交渉大筋合意に関する意見書」の内容説明をいたします。

T P P交渉については、去る10月5日に、閣僚会合において大筋合意に至ったということであります。

その中では、食料の安定生産、安定供給や食料自給率の向上も求められているにもかかわらず、農林水産物の重要5品目をはじめ、多くの農林水産物への特別輸入枠の設定や段階的な関税削減・撤廃に合意したことは、衆参農林水産委員会での国会決議と整合性が厳しく問われているところである。

大筋合意以降、発表される協定内容については不信感が広がっていると、多くの農業者や国民の不安払拭に向けて、一刻も早く、公開、十分に説明をするとともに、国会決議を協定内容の整合性について、明確な説明を要請するというところでございます。

それから、食料自給率の向上を図り、美しい田園風景、農業、農村の持つ多面的機能を、将来にわたり受け継ぐことができるよう、万全な対策を講ずることを要請するという内容になっております。

以上、地方自治法の99条の規定により意見書を提出するということですので、御賛同をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 発議第1号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 先ほど、このJ Aさんから出されたものについては、ちょっと疑問があったので反対をしているわけでありませけれども、このJ Aからついてきておりますこの陳情の意見書案については、二つの項に分かれております。

1のところに、前段でも申しておりますけれども、1の協定内容の公開と十分な説

明、国会決議の整合性の検証の実施というところがあって、大筋合意以降、小出しに発表される協定内容について不信感が広がっており、農業者、国民の不安払拭に向けて、協定内容の全てを一刻も早く公開するとともに、十分に説明すること、また客観的に見て、明らかに国会決議を逸脱した内容でありというふうに強く書かれております。その整合性について徹底的に検証することというふうになっておりますけれども、こっちの文章の中では、そのところがちょっと抜け落ちているように思うんですけども、その点についてはなぜか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 国会決議の逸脱という部分と意見書の案の中にあります国会決議の整合性が厳しく問われているという部分について、言葉そのものは違いますがけれども、その辺については趣旨は理解できるということで、全員の委員の中の意見だったというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 私は、直ちに撤退すべきというTPPの陳情に賛成をしたわけでありましてけれども、先ほども言いましたように、この間、ほとんど情報が出されずに、10月5日に大筋合意に至ったということが突然発表されました。それ以後も、小出しにいろいろ出てくるわけでありましてけれども、農業だけでも、このまま行ったら1兆円の損失と、これはJAから出ておりますので、農業にかかわることが多くだというふうに思いますけれども、そのほかにも、保険や食料の安全、それから労働、環境、いろんな分野で大きな影響が出てくるTPP交渉でありまして、それが、アメリカとの2国間交渉の中で、全て条件をアメリカのほうに飲まされてるというような形で最後に出て、将来的には、もう農産物の関税は撤廃されていくということが明確になってまいりました。なので、このように農協でも、国会決議とはもう本当に明らかに逸脱した内容で、許しがたいということで、農家の皆さんは本当にこれでいいのかという思いはたくさんしていると思います。

そういう中で、整合性について検証するということは当然でありますけれども、その後の守るための万全な対策の実施と、来年の参議院選を控えて、安倍総理大臣は、もう直ちに対策を打つということを発表したわけでありましてけれども、そのことは、いかのこの合意が不合意なものであったかというか、内容が国民のためになっていないという証明でもあるというふうに思います。その対策を、じゃあ、そ

の来年の参議院選をし、また合意を得るためにこれを行っているというふうにするんですけども、その後、じゃあ、ずっとその対策をどうやって打ち続けていくのかと、それはそんな膨大な金額になるわけでありまして。そのことが本当にできるのかどうかということも含めて、こういう対策でやるのではなくて、今は一旦、このTPPの交渉に参加することをもうやめていただきたいという、批准はしないようにということのほうが正当な主張だというふうに思いますので、この陳情については反対をいたします。

議長（原 悟郎） 賛成の意見ございますか。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 丸山です。

やっぱり、今、TPPの問題、先ほどから意見書が3件ほど出てきておりまして、2件がやっぱり反対ということでありました。1件、このJAから出てきているものが、これ、賛成というか、この国会批准に向けてということで、私たちの委員会の中でも前向きな姿勢だということで、そういうわけに捉えて、今回賛成しているわけなんですけれども。

だから、実はきのうの報道でも、大規模化、大区画化ですか、農業のインフラ整備の話が報じられておりましたけれども、これもTPP対策。それから、先ほどもちょっと申し上げましたが、直接支払いの制度も入ってきております。こういうように、国の制度をお互いに協力し合いながら、共同歩調がとれるような農業政策を進めていかなければというのが一番ベターなやり方じゃないかなというふうに私たしも考えたし、この意見書もそういうようなふうにつくらせていただいております。

だから、重要5品目のところで、JAが出しているものですから、どうしても重要5品目のところにいきますけれども、この申請者が農協ということであるものですから、組合員に対しては十分納得できる、また勝算できる、勝算というのは褒めたたえるんじゃないでなくて、勝つ計算ができる、そういう政策を打ち出せるような取り組みをお願いしたいという、そういう意味を込めて意見書として出したわけでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 反対意見ございますか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 賛成意見でいいですか。

このTPP、確かに、農業関係者については保護していかなければいけないという、委員会の審議の中でも出ております。その中で、今、政府が言われている収入保険の導入だとか、飼料米の推進だとか、そういうところはきちんとやっていただきたい。ただ、このTPP、なぜ必要かという、やはり8億人という巨大市場が待っております。日本も入れて12カ国、地域になります。大きなメリットがあるということで今取り組んでいるわけで、政府、国としても、このメリットを生かす攻

めの部分と、あとは守りの部分もきちんと取り組まなければいけないということで、大綱も出されておりますので、私は、これはやはり、この長野県の場合は、農業関係者が非常に多いものですから、そこはしっかりと守っていただきたい。あとは、国が、利益が出る産業が元気が出るような攻めもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これについては賛成したいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第1号「T P P交渉大筋合意に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第2号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書について趣旨説明をいたします。

先ほども、賛成討論の中で申し上げましたので、くどくは申し上げませんが、読み上げて提案説明とさせていただきます。

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保、離職防止対策は喫緊の課題となっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、37万7,000人が不足するとしている。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化されたが、しかし基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難である。人材不足は地域の介護政策に深刻な影響を与えるため、国の施策として、人材確保、離職防止対策を推進するよう求める。

介護施設の人員配置基準は、利用者3人に対して、介護・看護職員1人以上となっているが、多くの施設では、利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、基準以上の職員を配置しています。法定基準の引き上げで勤務環境の改善を図ることは、離職防止を進める上でも重要な課題となっています。

介護労働者の処遇改善や安全・安心の介護を確保する職員の体制の確立は、介護

報酬の範囲内で対応することとされています。しかし、各種介護サービスの基本部分にかかわる介護報酬は、この間の介護報酬改定で大幅に引き下げられており、これ以上、事業所の努力に委ねることは困難である。一方で、介護報酬を引き上げれば、介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なうおそれがある。したがって、介護労働者の処遇改善や人員配置基準の引き上げは、国の責任で行うことを要望する。

国においては、一億総活躍社会、介護離職ゼロを目指すと言っております。せんだっても、それぞれ500億円を手当すると総理は言っておりました。介護労働者の人材確保、離職防止対策及び安全・安心の介護を実現していくために、下記の事項について国に要望いたします。

1、介護職員をはじめとする、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。

2、介護保険施設の人員配置基準を利用者2人対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。

3、上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 発議第2号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この意見書の中身について、ちょっと教えていただきたいと思います。

この料金の介護保険の中身といいますか、そういったことについて、今、今年度、一部改正になったと思いますが、この介護報酬を決めるのはあれですよ、確か、社会保障審議会という国の審議会で決まるということと、それから負担は、これを利用する人は負担が1割で、あとの9割を税金でやると。そして、40歳以上が確か介護保険を払い込む年齢だったですね。そういったもので賄われていると思うんですが、その辺は十分理解した上でこのこういう意見書なのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 介護報酬で賄われております。利用者は1割で利用するということでありますけれども、残りの部分については介護保険料、それは40歳以上が出す保険料と、それから65歳以上の部分と40歳以上の部分と負担割合がそれぞれあります。そして、あと残りが市町村と、それからあと国。国は25%であります、その中の。そういう内容でできております。それで運営されているということは承知しております。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） それと、もう一点お尋ねをいたします。

第1号被保険者といいますか、これは確か何歳だったですか、65歳だったでしょうか。

それから、いわゆる現在1割ですが、幾ら以上の所得という、確か規定が今度あるというふうに承知をいたしておりますが、一定以上の所得がある場合は原則2割負担ということだと思っておりますが、その点についてちょっと教えていただけますか。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 1号被保険者は65歳以上であります。成人病にかかる部分で、65歳以下でも介護保険は利用できます。

それから、今言うように、7月からかな、2割負担の人がふえました。確か、所得で160万だったかな、あんまり多くない段階で、所得というのは、いろんなものを引いた後のいろいろな計算がありますので、2人と1人と、いろんな計算がありますけれども、そういうことで2割の負担になった方もことしからあります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 先ほども申しましたが、介護従事者の処遇改善というのは、これは本当に必要な視点だと私も考えております。国においても、処遇改善加算の上乗せなど進めております。

9年ぶりの介護報酬マイナス改定の背景の一つには、先ほども申しましたが、1施設平均3億円という余剰金だとか、内部留保金があります。また、一般企業、中小企業の収支差率というのは、一般企業でいくと大体2%余りです。これ、企業の利益という部分になってくるんですが、この福祉施設については8%から13%という、非常に高い収支差率の数字が出ております。そういう中で、国も、それを踏まえて今進めておるところだと思います。だから、表面的なこういう現象だけを捉えて、南箕輪議会として意見書を出すのではなくて、この介護保険だとか、社会福祉法人の、今、中身がどんなふうな運営形態でやっているのかというのが大事だと思います。

この賃金だけ上げれば、じゃあ人材がふえるかということ、私はそうばかりではないと思います。質も上がるかということ、そうばかりではないと思います。抜本的な問題がどこにあるのかというものをやはり掘り下げて検討していく必要があると思います。

これについては、やはり先ほども言いました、10兆円かかっているものが20兆円になっていく、それよりかもっとかかってくるというような段階になるという試算が出ておりますので、そこら辺を踏まえて、どこに理由があるんだろうというのまで含めて見ていかなければいけない部分で、現在、国が進めている施策というものもしっかりと捉えながら検討していく必要があると思いますので、この意見書には私は反対させていただきます。

議長（原 悟郎） 賛成意見はございますか。

小坂議員、賛成意見ですか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 私は、この意見書を提出することに賛成の意見を述べさせていただきますが、先ほど来、当委員会、私が所属する福祉教育常任委員会の採択の結果に対する反対討論等でもありましたが、いわゆる介護保険制度をもっと大きな俯瞰で、今反対討論にもありました介護を支える社会の仕組み全体、大きな目で、大きな大所高所から、俯瞰して見直そうという御意見はおっしゃるとおりだと思います。ただし、この陳情は、基本的に、介護現場で働く人たちの現場の状態を陳情されて、上がってきている内容であったものの意見書でございますので、現場は、私も知る限り、福祉分野のさっき反対討論にもありました、若い世代が多いこの現場においては、単刀直入に言って結婚できない、そういうような基本給といえますか、月の額という方々が多くあられるこの現実は、非常に近視眼的に、非常に問題な状態でありますので、大所高所から俯瞰した国の施策の見直しはもちろんやっていただきたいと思いますが、そうではなく、この現場の声をこの村議会として意見書を上げて、国に訴える部分もあってよいのであろうと思いますので、この意見書案に賛成でございます。

議長（原 悟郎） 反対意見はございますか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

今の反対討論にもありましたように、結婚もできないと、私が若いころは、愛があれば結婚できるというふうに思っておりました、金銭は二の次でありましたけれど、今、金銭が先に来るといようなことは、今の世の中の世相をあらわしているのだらうと思います。

私も、この陳情の趣旨については、十分理解をしているつもりです。したがって、100%反対ということではないが、意見書を出すまでもないのではないかなど、趣旨採択ならば私も賛成できるなど思っておりましたが、意見書を出すということでもありますので、あえて反対討論をさせていただきます。

今、人生100年時代、ついこの前まで人生80年と言いましたけれど、今、人生100年と、こういう見出しが最近多く聞かれるようになりました。それを裏づけるように、右肩上がりの高齢化、伸び率は、世界広しといえども日本が一番断トツに高い

と、今までどこの国でも経験したことの無いような高齢化時代に入ってきているということは、どなたも実感していることだと思います。

しかしながら、今、介護をされる方の平均が大体5年から10年というふうに、10年というケースも1割ぐらいあるというふうに言われております。平均が5年ぐらいらしいですが、人間は老いて死に至る前に、ぴんぴんころりなら簡単で一番理想なんです。死に至る前に、介護という道を通らなければ今ならないと時代に入ってきた。そういう今まで経験したことの無いような介護の、これを大介護時代と言うんですか、そういうかつてない状況になりました。

今までは、家族が無償の介護で死に至ると、要するに、家族が無償の行為でやってきたのが、15年前にスタートしたこの介護保険制度であります。この介護保険というのは、これが前提に今なっておりますので、意見書にあります全額国費で賄えというのは、この保険制度そのものではまず想定していない、そういう状況であります。したがって、全部国費で賄えということであるならば、また新たな制度を設けていく必要が私はあると、今の介護保険制度の中で全額国費で賄えというのは、どう考えても無理があると、制度的に。したがって、この制度の中で、この意見書にあるような全額国費で賄えということは、制度上無理ということになります。

ただ、非常に今、介護の状況は深刻であります。ですから、ぜひ趣旨採択にしてほしかったなど、私も賛成したかったなど思うわけですが、この介護保険制度を前提としている制度の中でのこの意見書の提出については、私は賛成できないという立場から反対といたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第2号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第3号「地方自治の尊重を政府に求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

地方自治の尊重を政府に求める意見書を朗読して、趣旨説明にかえます。

日本全土の0.6%の面積しかない沖縄に、在日米軍の専用施設の73.8%が集中し

ています。米軍機の墜落事故や繰り返し発生する米軍による女性に対する暴行事件など、沖縄県民はこの米軍基地に苦しめられ続けています。沖縄が、第2次世界大戦において、本土防衛の捨て石とされ、総人口の5分の1に当たる12万人の民間人が地上戦で犠牲となり、戦争終結後も1972年本土復帰まで27年間、米軍の軍政下に置かれたことを考え合わせれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押しつけることは許されません。

ところが、日本政府は、世界一危険な基地である普天間基地の返還のかわりであるとして、辺野古に新基地建設を決め、昨年11月の沖縄県知事選挙や昨年暮れの衆議院議員選挙で、沖縄県民からはっきりとした基地反対の声を示されたにもかかわらず、その建設を進めようとしています。

普天間基地も、もともと沖縄県民の土地を一方的に取り上げてつくられたものです。それを返還するからといって、どうしてジュゴンやアオサンゴ、260種以上の絶滅危惧種を含む多様な海洋生物が生息する辺野古・大浦湾を埋め立て、環境を無残にも破壊して、辺野古に基地を建設しなければならないのでしょうか。

沖縄戦の最大の教訓は、軍隊のいるところで住民は戦争に巻き込まれて死ぬというものです。新基地建設による基地強化は、沖縄県民を再び戦争の惨禍に巻き込む危険性を高めます。また、繰り返し示された沖縄の民意を踏みにじって、辺野古基地建設を強行することは、地方自治の侵害と言わざるを得ません。

憲法第95条では、地方の優越を保証しています。また、地方自治法第1条の2では、自治体の自主性と自立性の尊重を明記しています。

よって、南箕輪村議会は、政府に対し、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、先日、翁長知事が政府の大執行訴訟に対する冒頭陳述を行いました。この部分の最後のところをちょっと読みたいと思います。

この裁判で問われているのは、単に、公有水面埋立法に基づく承認取り消しの是非だけではありません。戦後70年を経たにもかかわらず、国土面積のわずか0.6%しかない沖縄県に、73.8%もの米軍専用施設を集中させ続け、今また、22世紀まで利用可能な基地建設が強行されようとしています。日本には、本当に地方自治や民主主義は存在するのでしょうか。沖縄県のみ負担を強いる今の日米安保体制は正常と言えるのでしょうか。国民の皆さん全ての問いかけたいと思います。沖縄、そして日本の未来を切り開く判断をお願いしますというふうに陳述しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 発議第3号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

3点質問があります。お尋ねいたします。

1点目です。地方自治の尊重を政府に求めるというタイトルの、名のつく意見書案でございますが、1点目の質問は、上から4行目です。第2次世界大戦において、本土防衛の捨て石とされ云々と、その前後には、恐らく米軍、現在の米軍基地のことをおっしゃっておると思うんですけど、ここに第2次世界大戦、いわゆる戦中の話が出てくる理由はなぜでしょうか。

2点目です。ところがという終わりの行の返還のかわりである、普天間基地の返還のかわりである、このかわりはこれで正しいのでしょうか。

3点目、これ大きな質問になります。米軍基地の存在そのものを否定もしているように思われる文章なんですけれど、先ほどのこれに似た陳情の中での討論をされた方の中に、日米安保を認められる方の発言もあったかと思う中で、どう見ても、この意見書の内容は米軍の存在を余り肯定していないんじゃないかと思われるんですけど、そこに賛成をされている議員さんもおられるという点において、この意見書を提出されている提出者、賛成者の皆さんの御意見は合致しておられるのでしょうか。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今の米軍基地は、戦後、接収された土地に、沖縄県民が捕虜となって捉えられている間に、今、問題になっております普天間は基地となったわけでありまして。そういう点で、今、戦後のことをふれております。

それから、済みません、字の意味が、そうですね、代です、済みません。ちょっと字だけ直してください。

それから、日米安保に対してですね。

先ほども、沖縄県民にのみ負担を強いるという点で今の日米安保、日米安保を多分否定はしていないと思うんです。沖縄県民のみに、なぜこれだけのものを押しつけるのかという点で、日米安保は正常化ということを問うていると思います。そういう意味だと思います。

議長（原 悟郎） ほかに。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

ちょっと教えてもらいたいんですが、中段ぐらい、知事選と衆議院選で、沖縄県民からはっきりとした基地建設反対の声が示されたにもかかわらずと書いてあります。この選挙は、明らかにこの基地建設が反対の選挙だったのでしょうか。

あと、その部分からずっと下がってきて、憲法の95条の地方の優越性とか、地方自治法の第1条の2が書かれていますけれども、この部分の法律は、日本政府がやる防衛に対して口を出していいよという法律になっているのでしょうか。そこら辺をちょっとお伺いします。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 地方自治法の中でうたわれていることでもありますので、住民自治として示された、さきに言いましたように、知事選も、明らかに辺野古新基地は反対でありましたし、衆議院選挙でも、オール沖縄と言われる皆さんが全員一人区で当選しております。だから、沖縄においては、辺野古新基地は反対という民意は明らかだというふうに思います。

議長（原 悟郎） 地方自治法の条項の解釈について。

8番（三澤 澄子） 日本政府にというよりも、その住民自治という点で、前提にあるのが住民自治だし、主権在民だというふうに憲法でもうたわれているところだというふうに思います。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいま5番議員の質問もありましたけれども、この賛成者が皆それぞれのもので意見があっているかというようなことを言われましたが、私も冒頭に賛成意見を言ったときに、賛成議員の所属したり、支持する政党の意見に同意するわけではないということを言ったということが、それぞれの皆さんが、日米安保を肯定しているわけでもないし、反対している人もいるし、そうした中で言ったことでもあります。そして。

議長（原 悟郎） 加藤議員、質問。

1番（加藤 泰久） それが続いていくんで、今、知事が当選したということに関しての、移設反対ということで立候補して、当選しているそうしたものが住民の意見であり、それが移設反対であるということをごこの中で言って、それを現在今、地方自治、国が代行執行訴訟というような形で、国との対立になっている中で言っていることである、そんなふうに思います。

議長（原 悟郎） 百瀬議員と小坂議員の質問に対して、賛同者として今説明をしたということです。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ちょっと質疑を、教えていただきたいというか、もう少し、今出ている現象だけではなく、戦後70年たって、今日の、今、経済では中国に抜かれて、世界第3位であります。今日の日本の、敗戦国日本が、これだけ豊かで、何でも発言できて、日本ほどいい国はないなど、こういう日本になったという、その根底にあるものは、いわゆる当時の吉田内閣、国は、だから今質問です、お尋ねする、その前提を申し上げているんです。そういった防衛には、日本は余り頭を使わずに、体も使わずに、アメリカが守ってやると、経済で早く自立してくれと、こういう中で、今日の日本の反映があるわけです。そういう前提を、最近の選挙の結果とか、そういうものだけで一くくりにして、こういう意見書を出すということは

どうかなと思うんですが、この出した4人のお名前があるわけですが、この辺は十分話し合いがなされているんでしょうか。お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

発言前に、本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思いますですがよろしいですか。

〔議場「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） それでは、8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、十分、提案者と賛同者で話し合いをしたかということでありますけれども、一応、住民自治の尊重という観点と現状の沖縄の様子を見た限りにおいて、この出された陳情に対しては、どうしても不採択という立場はとれないというふうに思いました。その1点で、賛同者の皆さんにもお願いして、賛同していただいたということであります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

日本の、世界の地図を見ますと、最近の、それぞれ中国も力をつけてきて、中国の脅威とか、それから、今、韓国、さらには北朝鮮、そういった地政学上の非常に大事な場所に沖縄県が存在しているわけです。沖縄県の中でも石垣島の市長は、辺野古につくるということは賛成しているわけです。そういう、どうしても動かしたいところに沖縄県があるわけで、そういったことは十分理解した上で、理解をどうか、熟慮した上で、日本もそういう平和外交をやっていると思うんですが、そういったことは話に出なかったんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 意見書を上げるという発議だけの問題でありますので、出された問題、陳情も含めて論議してあるわけではありません。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

百瀬議員は反対ですか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

この問題、沖縄の問題、基地問題というのは、やはりしっかりと捉えて、日本国民全体でやはり考えていかなければいけない問題だとは僕も考えております。74%近くが沖縄に集中しているということも、それも是正していかなければいけない。また、米軍基地のあることによる事件、それもなくしていかなければいけない。それは、当然、私も考えております。

ただ、この中で、沖縄と国との折衝、今回の選挙が先ほどは民意だと言われてい
ますけれども、ただ多くの報道は、反対デモという報道がされて、賛成側の報道は
ほとんどされてこないのが事実です。今回の辺野古の反対のデモによって、心臓を
患っている病気の老人の方が、そのデモで病院まで行けなかったという事実もあり
ます。そんな沖縄県民がやっているんじゃなくて、沖縄県外から行って、その反対
運動をやっているというのが事実なんだろうなと思いますけれども、平成9年から、
歴代の市長については、国との協議を重ね、合意をしてきた経緯があったり、知事
にしても、全然、稲嶺県知事、仲井真県知事に至っても合意をしてきた経緯があっ
て、ようやく落ちついてきたのかなと。その間に、とんでもない政府が誕生して、
変なことを言ったものですから、かなり踊らされた部分がありましたけれども、か
なりあれは大きな罪だと思います、私は。

そういう中で、辺野古住民の8割は容認していたり、隣接する豊原区とか、久志
区においても、条件つきで政府と協議中であるという事実があります。そういう中
で、やはりしっかりと日本の防衛を考えた中では、まずはこの普天間の危険を除去
していかなければいけない。また、日本の安全も守っていかなければいけないとい
うところは、大変申しわけないですが、沖縄の方には、今回は少し御苦労かけると
思いますが、そこは御苦労かけた分、日本政府もしっかりと考えて、補助金を出し
たり、いろいろな振興策を打っていかれておりますので、今回のこの意見書につい
ては、私は反対という立場でお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員は賛成ですね。

3 番（山崎 文直） 賛成です。

提案者からも話がありました。この意見書を、とにかく二つの問題について、
いろんな国防の問題だとか、そういうものはいっぱいいろいろ考え方はありますし、
方針もありますから、これは実際にやっていく、これからも進めていくことだと思
いますが、とにかくここの沖縄に、これ以上負担をかけるのは大変だということの
気持ちをあらわすことだと思えます。

基地を減らすということを言っているのに、辺野古に行ったら、沖縄の中でやっ
ていることですから、全然変化がない。確かに、自衛隊の基地を誘致している島も
ありますが、全体としては、やっぱりこれ以上沖縄に基地は要らないと。普天間の
基地が帰ってこようが、何十%もまだ基地は存続するわけですから、これはまだま
だ先の話で、最終的に全部ゼロと言っている段階ではないことですから、とりあえ
ず少しの基地を減らそうという一つの気持ちをどこかであらわしていくということ
です。

翁長知事もこれで、裁判に自分からどんどんやれということでは、本意ではなか
ったわけですがけれども、国のほうからそういうことに、裁判に打って出てきたと、
多分、残念な気持ちで対しているかと思いますが。そういった意味での地方自治を、
国としてはもっと尊重してもらいたいという願いをこの意見書にあらわしているわ

けでありますから、反対闘争の中で、県外からも行っているのは、確かに応援が行っていますけれども、それっきりでやっているわけではなくて、地元の人がほとんどの中です。私も行ったことがありますけれども、ほんのわずかな人たちが応援に行っている程度の話ですから、話がいろんなところへ誇大になっていくことのないように、素直な気持ちで政府に求めていくと、こういうことで賛成をしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 反対討論。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

先ほどの陳情のときの意見となるべく重ならないように反対討論を差し上げたいと思いますけれど、私としては、この陳情の内容は、やはり国民としてもそうですし、長野県民といいますか、南箕輪村民としても、国に地方から上げるべき議論はないというのを大前提に、この意見書の提出には反対するわけです。

それで、その理由に関しましては、私が理解する限り、ここの大前提である日米安保によるところの米軍の存在があるんだと思いますけれど、実際のところ、日米安保をこの日本国民が、安保をつくった当時も、まして現在も、国民の半数以上がこの日米安保の存在そのものを認めているのか、甚だ疑問であります。

また、米軍の基地というのは、これ、普通に考えていただければわかるかと思うんですけど、他国においては、自国を守るために自国の基地があって、そこに、もし協力する他国が、その基地に一時協力して存在するという防衛の仕方ならいざ知らず、明らかに、これ、自衛隊が横にくっついている場合もあるのかもしれないけれど、明らかに米軍の基地ということでは、これ、先ほど提出者の、私の質問の中の答弁の言葉にありましたけれど、敗戦した占領下のまま引きずられた米軍基地が現在も存在しているというようなことから考えると、これは、敗戦国の日本が、占領下における基地をいまだつくられているということにおいて、日本国民が余りに大事な核心の論議をしなすぎている。憲法改正もそうですけれど、その核心を論議しないで、その下の話ばかりしているので、基地を基本的にはつくるなどというお話なんですけれど、どこにつくり過ぎてはいけないというような本当の部分を話し合わないで、その末尾に当たる部分について、ここで、村議会としてもそうですけれど、日本各地でこういったことを国政でない場面でいろいろ上げるのは、私としては賛成できません。反対です。

以上です。

議長（原 悟郎） 賛成討論ございますか。

なければ、ほかに討論ございますか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 反対討論をさせていただきます。

この問題については、各議員からも、非常に沖縄県民を思う気持ちは十分出てい

ると思いますが、やはり沖縄県の現在置かれている、置かれているというのは、世界地図を見たときに、地政学上沖縄というのが非常に日本の国にとって大切な場所にあると。ましてや、かつて日本のODAとか、そういうさまざまな援助を日本が中国等にして、円借款もしたりしてきた中国が、今、日本を抜いて第2の経済大国になり、なおかつ軍事力においても、はっきりした数字は出ておりませんが、航空母艦やそういったものまで今つくるようになってきていると、非常に中国の脅威というのが、今、日本国だけではなくて、フィリピンにいたしましても、ベトナムにいたしましても、世界で非常に危機感を持って注目をされております。

そういう中で、日米安保条約の中で、日本に問題があるときには日米地位協定でやるわけですが、そういった日本の国を守るために、沖縄に大変御苦労いただいているということは、ひとしく国民がその痛み、辛さ、そういったものを分かち合う思いやりが、私は大切であろうというふうに思うわけであります。

沖縄に集中していると言われましても、そこに沖縄があるから、どうしても必要なだということ、辺野古の問題もあるわけであります。そういった地政学上どうしても動かしがたい、また世界の今の置かれたさまざまな条件の中で、中国の躍進ぶりが非常に不安だと言う国民は数多くいると思います。そのことを棚上げして、辺野古反対、沖縄では民意で、そういう選挙でも、直近の選挙ではそういったことが出ていますが、今度、宜野湾市でも市長選があるわけですが、どういう結果になりますか、その辺はわかりませんが、やはり沖縄の痛みを受けとめながら、沖縄には我慢といいますか、努力をしていただくと、そのために、今、北海道にいたしましても、それから沖縄にしても大臣がいるわけです、特別な大臣が。そのために、沖縄の振興、そして北海道もそうです、北方領土は日本人が住んでおりませんから、そういう問題ではありませんが、北方領土の問題も、まさにそういった問題は日本国民としては非常に重く受けとめているわけです。

だから、そういう地政学上どうしても沖縄には努力をしていただかないと進まないという実態も、やはり国民として分かち合いながら、沖縄県の振興策を図り、沖縄県民がやはり本土と同じようなレベルでの生活が維持できるように、やはり基地のないところに住んでいる国民は沖縄に思いをはせながら、そういった問題を解決していく、進めていく、そういったことが私は必要だろうというふうに思います。

今出ている現状、一部の現象だけを捉えて、反対、賛成を言うのではなく、やはり国家100年の大計の上に立って、今、日本として何が必要なのかと、そういう視点が今欠けているような気がいたしてなりません。どうか、そういう視点を変えることによって、日本国民として何がベストなのかということを考えている中で、安易にこういった意見書を国に上げるということは、私はいかがなものかと思うわけであります。

以上のような理由をもって、反対討論といたします。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員、賛成ですね。

1 番（加藤 泰久） 賛成です。

いろいろ安保の話も出ておりますけれども、ここは地方自治尊重ということで、今まで沖縄が置かれていた大変苦しい中、前知事の仲井真知事も国の力に押しつぶされた中で、ここで翁長知事が出て、1年戦っております。これ、2年目に入ります。そうした中で、地方自治法、国の力で押しつぶされるのではなくて、私たちも地方自治を守るというあらわれだというふうに考えておりますので、国の代執行も、ここで反撃に出るような記事もなされております。そこで、ぜひとも地方、自分たちの地方自治を守って、翁長知事が手を挙げて、沖縄の皆さんの反対の意見を私が主張するという、これは地方自治の一番大切なところではないかと思っておりますので、これはぜひお願いしたいと。

今言われているように、日本の防衛をどうするのか、こうするのかではなくて、それは必要なことですよ、当然、日米安保もおかしい解釈をしている人もいるけれども、ここで意見書の中に言われていることは、国の力に押しつぶされることなく、住民とその民意を尊重しながら戦っていくという翁長知事の姿勢をぜひとも尊重したいということであります。そのために賛成意見であります。

議 長（原 悟郎） ほかに討論ございませんか。

7 番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 今いろいろ言われておりますけれども、戦後70年間、沖縄県民には苦勞かけておるところであります。そういうことを我々はわかってやらなければいけないなと思っております。それで、先ほど安保条約も出ましたけれど、その傘の下で、確かに日本は守られてきておりますけれども、こういう小さい地方自治でありますけれども、我々の小さな声を沖縄の県民に反映してやらなければならないと思っておりますので、私は賛成といたします。

議 長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第3号「地方自治の尊重を政府の求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

続きまして、これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

議案第2号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「南箕輪村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村福祉手当等支給条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子、反対討論です。

これは、難病指定の皆さんが、特定見直しが行われ、56疾病から360疾病にふえたということになっております。その中で、南箕輪がこういった皆さんに福祉医療をしてきたわけでありまして、月額4,000円。そして、難病というのは、御存じかと思えますけれど、本当にたくさんの方がありまして、治療法もわからず、大変苦しんでいる皆さんだというふうに思っております。そのために、生活も、なかなかしっかりとした生活が成り立たないとか、いろんな状況を、御家族の皆さんも含めて苦しんでいるところに、こうやって福祉手当を出すということはとてもいいことだというふうに思います。

このときに、70人から110人と、40人ふえた。今までは325万円が、これがふえるということで、4,000円を3,000円にするということでありまして、それは減額する理由にはならないと思えますし、透析とかは4,000円でやっております。ほかの福祉手当を見ても、整合性もつかないと思えますし、多くなった分への金額はほんのわずかなものであります。そういう点で、今まで受けていた皆さんが、4,000円から3,000円に引き下げられ、そういう状況をどういうふうに受けとめるか、私は心配するところでありまして。この人数がふえたからといって、減額する理由には当たらないと思えますので、反対をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 私も反対討論をさせていただきます。

前段の議員がおっしゃられたとおりで、繰り返すような形になって申しわけありませんけれど、例えば、条例の議案の中の新旧対照表に出てくる、これ、文言の改定があるから仕方なく出ているんだとは思いますが、障害者の部分が出ています。また、いわゆる指定難病が拡大されたというのは理解できますけれど、そういう点で、例えば、ここに出てきている障害者の皆さん、要は、今まで受けていた方です。今まで受けていた方が、4,000円から3,000円に下がる理由というのは、全くもってないわけで、それは村費の支出が困るのは理解はできますけれど、その当事者に対するサービスといいますか、この場合は何て言うんでしょうか、助けることだと思うんですけど、その助けが少なくなってよいという理屈は全くないのではないかと私も思いますので、この議案には反対であります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊議員、早目に手を挙げてください、お願いします。

9番（大熊 恵二） 考えておりました。

賛成討論をさせていただきます。小坂議員の前に賛成討論しようと思いましたが、向こうのほうが若くて元気がいいので、手が早かったんだと思います。

確かに、4,000円が3,000円になるというのは、月1,000円違ってくるということでありますけれど、それでも上伊那で一番高い、一番高額の手当であります、この条例は。したがって、今後、村がさまざまなそういう福祉施策をやる中で、やはり隣接、または上伊那での、または県下でのそういうバランスをとる。そして、やめていく手当もあれば、ふやしていく手当もあるわけです。今回、この議案5号につきましては、上伊那で断トツに高い、今の3,000円にしても一番高い、こういう状況の手当であります。したがって、これは隣接、または上伊那全体を見たときに、どこと比べても遜色がない、一番南箕輪が高いということで、胸を張って私はいいと思います。したがって、この議案第5号に賛成する立場から討論をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第5号「南箕輪村福祉手当等支給条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」の討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第8号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村個人番号カードの利用に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第9号「南箕輪村個人番号カードの利用に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第12号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第13号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行

います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第14号「平成27年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第15号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「南箕輪村村道路線の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第16号「南箕輪村村道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「南箕輪村村道路線の一部廃止について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第17号「南箕輪村村道路線の一部廃止について」は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第18号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の締結について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 12月定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案、可決、決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見、御提言は、今後の行政執行や村づくりに生かしていかなければならないと思っております。

平成27年度も3カ月半となってまいりました。中部保育園、西部保育園の大型増改築事業、中学校用地の購入、また来年度に向けてのこども館の建設、生涯学習施設としての中学校特別教室棟の建設に向けての準備等々、厳しさもありますが、計

画、予算化をいたしました事業の着実な推進に努めてまいります。

今、平成28年度予算編成作業を行っておりますが、地方創生、どうなるのか、あるいは地方財政計画、どうなるのか、地方交付税等の動向、これからであります。国の動向に注視しながら、よりの確な編成に努めてまいります。

常々申し上げておりますが、来年度で、人口増加に伴う施設不足に一定のめどをつけてまいりたいと考えております。こども館の建設、生涯学習施設としての特別教室棟の建設、北部保育園の増改築を計画しております。多額な経費を要しますが、将来に向けての投資であり、また一定のめどをつけてしまわないと、他の事業の推進ができない面もありますので、御理解をお願いいたします。さらに、村民生活を守り、地域の安全が増すような、また産業振興が図れるような予算、村版の地方創生総合戦略や第5次総合計画にのっとった予算編成となるよう、心がけてまいります。南箕輪村にとりまして、来年度がまさに正念場の年度となってまいります。職員とも、そうした認識を共有しながら、全力で取り組んでまいります。

また、伊那市、箕輪町、南箕輪村の定住自立圏協定締結の議決をいただきまして、協定の締結を行い、連携を強化しながら、制度の活用を図ってまいります。

12月14日月曜日ではありますが、銀座NAGANOでイベントが開催されます。味夜なべ塾 in 銀座ということであり、本村も参加してまいります。白毛餅、風の村米だより、まっくん学校給食カレーの試食体験、PRを行ってまいります。

また、今期から、バレーボールV・チャレンジリーグⅡに参戦をしておりますVC長野トライデンツが、開幕から4連勝を飾り、村のイメージアップとなっております。こうしたことは、本当に明るい話題であり、ありがたいことでもあります。

これから、本格的な冬となってまいります。暖冬傾向ではあるが、大雪の心配もあるとの長期予報が出されております。豪雪にならないことを願い、また対応には最大限の努力をしてまいります。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、2016年が、村にとりまして、村民にとりまして、希望が持てるような年になりますことを願い、また村の発展のために、議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 12日間、大変御苦労さまでした。特に本日は、時間延長して、しっかり協議を、内容を論議していただき、大変御苦労さまでした。

これから年末年始を迎え、何かと御多忙のことと思いますが、風邪等、十分健康に留意され、新年度を迎え、ますますの御活躍をお願いしたいと思います。

これをもちまして、平成27年第4回南箕輪村議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午後 5時36分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員